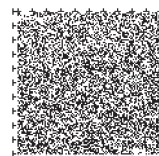


しょうがいじしゃふくし
障害児者福祉のしおり

2024



わかやまけん ふくしほけんぶ
和歌山県 福祉保健部
ふくしほけんせいさくきょく しょうがいふくしか
福祉保健政策局 障害福祉課



Uni-Voice

専用読み取り装置やスマホアプリを利用して、情報を「音声コード Uni-Voice」音声で聞くことができます。

もくじ

1 各種相談窓口

【障害福祉に関する行政相談窓口】

- (1) 県振興局健康福祉部 1
- (2) 市福祉事務所 町村福祉係 2
- (3) 和歌山県障害児者サポートセンター 4
- (4) 和歌山県DV相談支援センター 4
- (5) 児童相談所 5

【発達障害に関する相談窓口】

- (6) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス 6

【こころの健康や医療に関する相談窓口】

- (7) 保健所(こころの健康) 6
- (8) 和歌山県精神保健福祉センター 7
- (9) 精神科救急医療体制整備／和歌山県精神科救急情報センター 8

【難病に関する相談窓口】

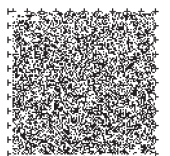
- (10) 和歌山県難病・こども保健相談支援センター 9
- (11) 医療的ケア児に関する相談窓口 9

【障害者虐待に関する相談窓口】

- (12) 障害者虐待に関する相談 10
- (13) 精神科病院内における障害者虐待に関する相談 11

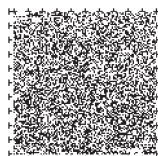
【各種障害福祉に関する相談窓口】

- (14) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口 11
- (15) 和歌山県点字図書館 12
- (16) 和歌山県聴覚障害者情報センター 12
- (17) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク) 12
- (18) 障害者就業・生活支援センター 13
- (19) 障害を理由とした差別等に関する相談 14
- (20) 和歌山県社会福祉協議会 15
- (21) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口 16
- (22) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター 17
- (23) 障害福祉に関係する相談員等 (障害者相談員、民生委員・児童委員) 17
- (24) 指定相談支援事業所 17

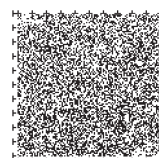


2 障害児者に関する制度やサービス

しょうがいしゃてちょう	
(1) 障害者手帳について	
しんたいしょうがいしゃてちょう	
身体障害者手帳	18
りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう	
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	19
ねんきん てあてどう	
(2) 年金・手当等	
しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきんほけん	
障害基礎年金(国民年金保険)	20
しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんほけん とくべつしょうがいきゅうふきん	
障害厚生年金(厚生年金保険)・特別障害給付金	21
しんしんしょうがいしゃふ ようきようさいせい ど とくべつしょうがいしゃてあて	
心身障害者扶養共済制度・特別障害者手当	22
しょうがいふくしてあて とくべつじどうふようてあて	
障害児福祉手当・特別児童扶養手当	23
じどうふようてあて	
児童扶養手当	24
こそだ しえん	
コラム わかやま子育て支援ポータルサイト	24
いりよう	
(3) 医療	
じりつ しえん いりよう こうせい いりよう いくせい いりよう せいしんつういん いりよう	
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)	25
じゅうどしんしんしょうがいじ しゃ いりよう ひじよせい	
重度心身障害児(者)医療費助成	26
なんびょういりよう ひじよせい せい ど	
難病医療費助成制度	26
しょうにまんせいとくていしつべいいりよう ひじよせい	
小児慢性特定疾病医療費助成	27
こう き こうれいしゃいりよう せい ど さいいじょう てきよう	
後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用	27
しょうがいふくし	
(4) 障害福祉サービス	
かい ご きゅうふ	
・介護給付	
きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん	
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	28
た ん きにゆうしよ	
短期入所	28
りょうようかいご せいかつかいご しせつにゆうしよしえん	
療養介護・生活介護・施設入所支援	29
くんれんとうきゅうふ	
・訓練等給付	
じりつ せいかつえんじよ きょうどうせいかつえんじよ	
自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)	30
じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	30
しゅうろうい こうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた がた しゅうろうていちゃくしえん	
就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援	30
しょうがいじしえん	
(5) 障害児支援	
しょうがいじつうしよしえん	
・障害児通所支援	
じどうはつたつしえん ほ う か ごとう	
児童発達支援・放課後等デイサービス	31
きょたくほうもんがたじ どうはつたつしえん ほいくしよとうほうもんしえん	
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援	31
しょうがいじにゆうしよしえん	
・障害児入所支援	
ふくしがたしょうがいじにゆうしよしえん せい せい いりようがたしょうがいじにゆうしよしえん せい せい	
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	32
にゅうようじ そうだん じゅんかいそうだん	
・乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)	32



ちょうかくしょうがい	じ どう	たい	ほ ち ょう き	じょせい	・聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成	32
ふくし きん	ほ そ う ぐ	にちじょうせいかつようぐとう			(6)福祉資金、補装具、日常生活用具等	
せいかつふくし きん	か し つ け	ふくし ひ			生活福祉資金の貸付(福祉費)	33
ほ そ う ぐ	ひ し き ゆ う せ い ど	にちじょうせいかつようぐ	きゅうふ	たい よ	補装具費支給制度・日常生活用具の給付・貸与	34
しょうがいしゃじどうしゃ	かい ぞ う ひ じょ せい	しょうがいしゃじどうしゃ	うんてんめんきょしゅとくひじょせい		障害者自動車改造費助成・障害者自動車運転免許取得費助成	35
しんたいしょうがいしゃ	ほ じょ けんきゅうふ				身体障害者補助犬給付	35
コラム	けん	ぞん			ほじょ犬マークをご存じですか？	35
い し そ っ しょう えん					(7)意思疎通支援	
しゅわつうやくしゃせつち	しゅわつうやくしゃはけん				手話通訳者設置・手話通訳者派遣	36
ようやくひつきしゃはけん	もう	しゃ む	つうやく	かいじょいんはけん	要約筆記者派遣・盲ろう者向け通訳・介助員派遣	36
しつごしょうしゃむ	い し そ っ しょう えん	しゃはけん			失語症者向け意思疎通支援者派遣	36
しゅうろうし えん					(8)就労支援	
わ か や ま けん	し えん	わ か や ま さんぎょうぎじゅつせんもんがくいん	そうごうじつ む か		和歌山県による支援（和歌山産業技術専門学院 総合実務科）	37
	し えん	わ か や ま しょうがいしゃしよくぎょう	し えん		ハローワークによる支援・和歌山障害者職業センターによる支援	38
ぜい	げんめんとく				(9)税の減免等	
じゅうみんぜい	しょうがいしゃこうじょ	じゅうみんぜい	ひ か ぜ い		住民税の障害者控除・住民税の非課税	39
じ どう しゃ ぜい	けいじどうしゃぜい	げんめん	じょうりょうぜい	ひ か ぜ い	自動車税・軽自動車税の減免・ゴルフ場利用税の非課税	40
こじんじぎょうぜい	ひ か ぜ い	しょうとくぜい	しょうがいしゃこうじょ		個人事業税の非課税・所得税の障害者控除	41
しょうとくぜい	いりょうひこうじょ	しょうとくぜい	しょうきほきぎょうきょうさいかけきんこうじょ		所得税の医療費控除・所得税の小規模企業共済掛金控除	42
しんたいしょうがいしゃようぶつびん	ひ か ぜ い				身体障害者用物品の非課税	42
そうぞくぜい	しょうがいしゃこうじょ	しょうがくちよちく	り し と う	ひ か ぜ い	相続税の障害者控除・少額貯蓄の利子等の非課税	43
けんぜいじ む し ょ	めいしやう	かんかつく い き			県税事務所の名称と管轄区域	44
けんないぜい む し ょ	めいしやう	かんかつく い き			県内税務署の名称と管轄区域	44
こくぜい	かん	しつもん	そうだん		国税に関する質問・ご相談	44
す	かん	し えん			(10)住まいに関する支援	
けんえいじゅうたく	にゅうきょ	ふ く し	し せ つ	は けん じ ぎ ょ う	県営住宅への入居・福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業	45
	ふ く し				わかやま・福祉のまちづくりマップ	45
りょうきん	わりびき	せ い ど	とう		(11)料金の割引制度・サービス等	
かくしゅうんちんわりびき	てつどうんちん	うんちん	うんちん	こうくうんちん	各種運賃割引(鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空運賃)	46
ゆうりょうど う ろ	つうこうりょうきんわりびき				有料道路通行料金割引	47
	ほうそうじゅしんりょう	めんじょ			NHK放送受信料の免除	47
けいたいでん わ き	ほんしやうりやうとう	わりびき	むりやうばんごうあんない	あんない	携帯電話基本使用料等の割引・NTT の無料番号案内(ふれあい案内)	48



ゆうびん かん わりびきとう

郵便に関する割引等

て ん じ ゆうびんぶつ とくていろうおんぶつとうゆうびんぶつ しんしんしょうがいしやよう
(点字郵便物・特定録音物等郵便物・ゆうパック・心身障害者用ゆうメール

て い き かんこうぶつ ていりょうだいさんゆうびんぶつ
・定期刊行物の定量第三郵便物)・ 48

(12) 公的機関の各種制度・取り組み

ヘルプマーク・ヘルプカード 50

ゆうびんとう ふざいしやとうひよう じどうしや じ こ たいさくきこう かいごりようしきゆう
郵便等による不在者投票・自動車事故対策機構による介護料支給 51

けんりつし せ つし しょうりょうげんめん せい ども
県立施設使用料減免制度 52

おんせい い がい ほう ほう ばん
音声以外の方法による 110 番 53

ちゆうし しゃ きん し じよ がい
駐車禁止の除外 54

わ か や ま け ん しょうがいしやとうようちゆうしやく か くり しょう しょう
和歌山県障害者等用駐車区画利用証 55

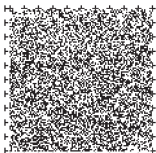
わ か や ま け ん うん とう わ か や ま け ん し ゆ わ げ ん ご じ ょ う れ い
和歌山県あいサポート運動・和歌山県手話言語条例 57

さい がい そ な
災害に備えて 58

3 指定相談支援事業所・障害児者福祉団体一覧

し て い そう だん し え ん じ ぎ ょう し ょ う い ち ら ん
(1) 指定相談支援事業所一覧 59

しょうがいじしやふくしだんたい とう じ し や か ぞ くだんたい かんじやとうじしやだんたい た だんたい い ち ら ん
(2) 障害児者福祉団体(当事者・家族団体・患者当事者団体・その他団体)一覧 . . . 69



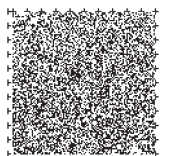
1 各種相談窓口

【障害福祉に関する行政相談窓口】

(1) 県振興局健康福祉部

市町村と連携し、保健衛生、福祉・医療関係業務を行います。

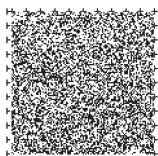
名 称	所 在 地	TEL・FAX・メール	管轄地域
かいそうしんこうきょく 海草振興局 けんこうふくし ぶ 健康福祉部	〒642-0022 かいなんしおおのなか 海南市大野中939	TEL 073-482-0600 FAX 073-482-3786 メール e1301311@pref.wakayama.lg.jp	かいなんし 海南市 きみのちょう 紀美野町
ながしんこうきょく 那賀振興局 けんこうふくし ぶ 健康福祉部	〒649-6223 いわでしたかつか 岩出市高塚209	TEL 0736-61-0023 FAX 0736-61-0013 メール e1302311@pref.wakayama.lg.jp	きかわし 紀の川市 いわでし 岩出市
いとしんこうきょく 伊都振興局 けんこうふくし ぶ 健康福祉部	〒649-7203 はしもとしこうやぐちちょう 橋本市高野口町 なごそ 名古屋927	TEL 0736-42-0491 FAX 0736-42-5468 メール e1303311@pref.wakayama.lg.jp	はしもとし 橋本市、かつらぎ町 くどやまちょう こうやちょう 九度山町、高野町
ありだしんこうきょく 有田振興局 けんこうふくし ぶ 健康福祉部	〒643-0004 ありだぐんゆあさちょうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	TEL 0737-64-1016 FAX 0737-64-1261 メール e1304311@pref.wakayama.lg.jp	ありだし ゆあさちょう 有田市、湯浅町 ひろがわちょう ありだがわちょう 広川町、有田川町
ひだかしんこうきょく 日高振興局 けんこうふくし ぶ 健康福祉部	〒644-0011 ごほうしゆかわちようたから 御坊市湯川町財部 859-2	TEL 0738-22-3481 FAX 0738-22-8751 メール e1305311@pref.wakayama.lg.jp	ごほうし みはまちょう 御坊市、美浜町 ひだかちょう ゆらちょう 日高町、由良町 いなみちょう ひだかがわちょう 印南町、日高川町
にしむろしんこうきょく 西牟婁振興局 けんこうふくし ぶ 健康福祉部	〒646-8580 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘 23-1	TEL 0739-26-7932 FAX 0739-26-7935 メール e1306311@pref.wakayama.lg.jp	たなべし みなべちょう 田辺市、みなべ町 しらはまちょう かみとんだちょう 白浜町、上富田町 すさみちょう すさみ町
ひがしむろしんこうきょく 東牟婁振興局 けんこうふくし ぶ 健康福祉部	〒647-8551 しんぐうしみどりがおか 新宮市緑ヶ丘2-4-8	TEL 0735-21-9610 FAX 0735-21-9639 メール e1307311@pref.wakayama.lg.jp	しんぐうし なちかつうらちょう 新宮市、那智勝浦町 たいじちょう きたやまむら 太地町、北山村
ひがしむろしんこうきょく 東牟婁振興局 けんこうふくし ぶくしもとししよ 健康福祉部串本支所	〒649-4122 ひがしむろぐんくしもとちょう 東牟婁郡串本町 にしむかい 西向193	TEL 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739 メール e1307412@pref.wakayama.lg.jp	こしがわちょう くしもとちょう 古座川町、串本町



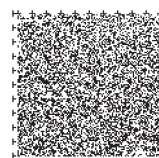
し ふ く し じ む し ょ ちょうそんふくしがかり
(2) 市福祉事務所 町村福祉係

す かた しょうがい かん そうだん おう し え ん おこな しょうがい ふく し しょうがい じ
お住まいの方の障害に関するさまざまな相談に応じ、支援を行います。障害福祉サービス・障害児
し え ん そうだん す し ちょうそん と あ
支援サービスのご相談は、まずお住まいの市町村にお問い合わせください。

めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	し ょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わ か や ま し ふ く し じ む し ょ 和歌山市福祉事務所	しょうがいしやし え ん か 障害者支援課	〒640-8511 わ か や ま し な ぼ ん ち ょ う わ か や ま し や く し ょ な い 和歌山市七番町23 和歌山市役所内	TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840
かいなんしふくしじむしよ 海南市福祉事務所	しゃかい ふく し か 社会福祉課	〒642-8501 かい ー ん し み な み あ か さ か かい ー ん し や く し ょ な い 海南市南赤坂11 海南市役所内	TEL 073-483-8602 FAX 073-483-8429
はしもとしふくしじむしよ 橋本市福祉事務所	ふく し か 福祉課	〒648-0072 は し も と し と う げ は し も と し ほ け ん ふ く し ー な い 橋本市東家1-3-1 橋本市保健福祉センター内	TEL 0736-33-3708 FAX 0736-32-2515
ありだしふくしじむしよ 有田市福祉事務所	ふく し か 福祉課	〒649-0392 あ り だ し み の し ま あ り だ し や く し ょ な い 有田市箕島50 有田市役所内	TEL 0737-83-1111 FAX 0737-83-6205
ごぼうしふくしじむしよ 御坊市福祉事務所	けんこうふく し か 健康福祉課	〒644-8686 ご ー ぼう し そ の ご ー ぼう し や く し ょ な い 御坊市藺350 御坊市役所内	TEL 0738-23-5645 FAX 0738-52-5108
たなべしふくしじむしよ 田辺市福祉事務所	たいさくか やすらぎ対策課	〒646-8545 た な べ し ひ が し や ま い つ ち ょ う め た な べ し や く し ょ な い 田辺市東山一丁目5-1 田辺市役所内	TEL 0739-26-4902 FAX 0739-25-3994
しんぐうしふくしじむしよ 新宮市福祉事務所	ふく し か 福祉課	〒647-8555 し ん ぐ ー う し か す が し ん ぐ ー う し や く し ょ な い 新宮市春日1-1 新宮市役所内	TEL 0735-23-3333 FAX 0735-21-5231
き かわ し ふ く し じ む し ょ 紀の川市福祉事務所	しょうがい ふく し か 障害福祉課	〒649-6492 き ー かわ し に し お お い き ー かわ し や く し ょ な い 紀の川市西大井338 紀の川市役所内	TEL 0736-77-2511 FAX 0736-79-3926
いわでしふくしじむしよ 岩出市福祉事務所	しゃかい ふく し か 社会福祉課	〒649-6292 い わ で し に し の い わ で し や く し ょ な い 岩出市西野209 岩出市役所内	TEL 0736-62-2141 FAX 0736-61-1632
きみのちょう 紀美野町	ほけん ふく し か 保健福祉課	〒640-1121 かいそうぐんきみのちょうし も さ さ 海草郡紀美野町下佐々1408-4	TEL 073-489-9960 FAX 073-489-6655
かつらぎちょう かつらぎ町	じゅうみん ふく し か 住民福祉課	〒649-7192 い と ぐ ん ち ょ う ち ょ う の ま ち 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	TEL 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432
くどやまちょう 九度山町	ふく し か 福祉課	〒648-0198 い と ぐ ん く ど や ま ち ょ う く ど や ま 伊都郡九度山町九度山1190	TEL 0736-54-2019 FAX 0736-54-2022
こうやちょう 高野町	かいご ふく し か 介護福祉課	〒648-0281 い と ぐ ん こ う や ち ょ う こ う や さ ん 伊都郡高野町高野山636	TEL 0736-56-2933 FAX 0736-56-4745
ゆあさちょう 湯浅町	ふく し か 福祉課	〒643-0002 あ り だ ぐ ん ゆ あ さ ち ょ う あ お き 有田郡湯浅町青木668-1	TEL 0737-64-1120 FAX 0737-65-3006



めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
ひろがわちよう 広川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ 有田郡広川町広1500	TEL 0737-23-7724 FAX 0737-64-1565
ありだわちよう 有田川町	ふくし か やすらぎ福祉課	〒643-0153 ありだぐんありだわちようおおあざなかいばら 有田郡有田川町大字中井原136-2	TEL 0737-22-4501 FAX 0737-32-3575
みはまちよう 美浜町	こそだ けんこうすいしんか 子育て健康推進課	〒644-0044 ひだかぐんみはまちよう わ だ 日高郡美浜町和田1138-278	TEL 0738-23-4905 FAX 0738-23-3523
ひだかちよう 日高町	こそだ ふくしけんこうか 子育て福祉健康課	〒649-1213 ひだかぐんひだかちようたい え 日高郡日高町高家626	TEL 0738-63-3801 FAX 0738-63-3846
ゆらちよう 由良町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1111 ひだかぐんゆらちようさと 日高郡由良町里1220-1	TEL 0738-65-0201 FAX 0738-65-3507
いなみちよう 印南町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1534 ひだかぐんいなみちようい な み 日高郡印南町印南2570	TEL 0738-42-1738 FAX 0738-42-8020
みなべ ちょう 町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒645-0002 ひだかぐん ちょうしば 日高郡みなべ町芝742	TEL 0739-72-2161 FAX 0739-72-2191
ひ だかがわちよう 日高川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒649-1324 ひだかぐんひだかがわちよう は ぶ 日高郡日高川町土生160	TEL 0738-22-9041 FAX 0738-32-7266
しらはまちよう 白浜町	みんせい か 民生課	〒649-2211 にしむろぐんしらはまちよう 西牟婁郡白浜町1600	TEL 0739-43-5702 FAX 0739-43-5225
かみとんだちよう 上富田町	ふくし か 福祉課	〒649-2192 にしむろぐんかみとんだちようあつそ 西牟婁郡上富田町朝来763	TEL 0739-34-2373 FAX 0739-47-4005
すさみ ちょう 町	じゅうみんせい かつか 住民生活課	〒649-2621 にしむろぐん ちょうす さ み 西牟婁郡すさみ町周参見4089	TEL 0739-55-4804 FAX 0739-55-4008
なちかつうらちよう 那智勝浦町	ふくし か 福祉課	〒649-5392 ひがしむろぐんなちかつうらちようおおあざつきじ 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7-1-1	TEL 0735-52-2945 FAX 0735-52-8635
たいじちよう 太地町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-5171 ひがしむろぐんたいじちようたい じ 東牟婁郡太地町太地3767-1	TEL 0735-59-2335 FAX 0735-59-2801
こざがわちよう 古座川町	けんこう ふくし か 健康福祉課	〒649-4223 ひがしむろぐんこざがわちようかわぐち 東牟婁郡古座川町川口254-1	TEL 0735-67-7112 FAX 0735-72-0172
きたやまむら 北山村	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒647-1603 ひがしむろぐんきたやまむらおおぬま 東牟婁郡北山村大沼42	TEL 0735-49-2331 FAX 0735-49-2207
くしもとちよう 串本町	ふくし か 福祉課	〒649-3592 ひがしむろぐんくしもとちよう だい 東牟婁郡串本町サンゴ台690-5	TEL 0735-62-0562 FAX 0735-67-7028



わかやまけんしょうがいじしゃ
(3) 和歌山県障害児者サポートセンター

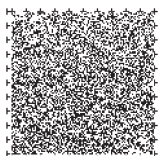
しょうがいち わかやましけみ
【所在地】 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

たんとうか 担当課	ぎょうむないよう 業務内容	TEL・FAX
しょうがいしやしえんか 障害者支援課	しんたい ちてきのうりよく しょうがいひと かん そうだん しどうとう ・身体、知的能力に障害のある人に関する相談、指導等 りょういくてちょう いがくてき しんりがくてき はんてい そうだんとう ・療育手帳にかかる医学的、心理学的な判定や相談等 しんたいまた ちてきしょうがい かん じゅんかいそうだん じゅうど しょうがいしや ・身体又は知的障害に関する巡回相談や重度の障害者 たい ほうもんしんさ に対する訪問審査	TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036
しゃかいさん かすいしんがかり 社会参加推進係	けんしょうがいしや しんこう かん ・県障害者スポーツの振興に関すること	
しんたいしょうがいしやしえんがかり 身体障害者支援係	しんたいしょうがいしやてちょう しょうがいにていおよ こうふ かん ・身体障害者手帳の障害認定及び交付に関すること しんたいしょうがいしや かか そうだん ほ そうぐ こうせいりりょう せいかつ ・身体障害者に係る相談(補装具、更生医療、生活、その他)	
ちてきしょうがいしやしえんがかり 知的障害者支援係	ちてきしょうがいしや かか そうだん ・知的障害者に係る相談 りょういくてちょう はんていおよ こうふ かん ・療育手帳の判定及び交付に関すること	せんようれんらくさき 専用連絡先 TEL 073-441-7070 FAX 073-446-0036
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 しえんきよてんきかん 支援拠点機関	こうじのうきのうしょうがいしや かぞくおよ かんけいきかん いりよう ・高次脳機能障害者やその家族及び関係機関からの医療 ふくし しゅうろう しょうがいしやてちょうしゅとく しゃかいほしょう サービス・福祉サービス・就労・障害者手帳取得・社会保障 かん さまざま そうだん に関する様々な相談 かんけいき かんしよくいん けんしゅう けんみん たい ふきゅうけいまつ ・関係機関職員への研修や、県民に対する普及啓発	

わかやまけん そうだんしえん
(4) 和歌山県DV相談支援センター

しょうがいち わかやましけみ
【所在地】 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

たんとうか 担当課	ぎょうむないよう 業務内容	TEL・FAX
そうだんしえんか 相談支援課	じよせい かか さまざま もんだい なや そうだん ・女性が抱えている様々な問題や悩みについての相談 たいおう ひつよう しえん 対応、必要な支援 はいぐうしや ぼうりよく りこんもんだい ・配偶者やパートナーからの暴力や離婚問題、ストーカー ひがいてう そうだんたいおう 被害等の相談対応	TEL 073-445-0793 FAX 073-447-1587



じ どう そうだんじょ
(5) 児童相談所

めい しょう 名 称	しょう ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わかやまけんちゅうおうじ どう そうだんじょ 和歌山県中央児童相談所	〒641-0014 わかやまし けみ 和歌山市毛見1437-218	TEL 073-445-5312 FAX 073-445-3770
わかやまけん き なんじ どう そうだんじょ 和歌山県紀南児童相談所	〒646-0011 たなべしんじょうちよう 田辺市新庄町3353-9	TEL 0739-22-1588 FAX 0739-22-1917
わかやまけん き なんじ どう そうだんじょ 和歌山県紀南児童相談所 しんぐうぶんしつ 新宮分室	〒647-8551 しんぐうしみどりがおか ひがしむろ そうごうちょうしやない 新宮市緑ヶ丘2-4-8(東牟婁総合庁舎内)	TEL 0735-21-9634 FAX 0735-21-9648
ぎょうむ 業務 ないよう 内容	はったつ しょうがい せんもんてき そうだん しんりがくてきはんていおよ りょういくそうだんとう ・こどもの発達や障害についての専門的な相談や心理学的判定及び療育相談等 さとおや いたく しせつにゆうしよてつづ とう ・里親への委託、施設入所手続き等 ぎやくたい いえで ひこう ふとうこうとう そうだんたいおう ・虐待、しつけ、家出、非行、不登校等の相談対応 さいみまん じ どう たい りょういくてちよう はんてい ちゅうおうじ どう そうだんじょ のぞ ・18歳未満の児童に対する療育手帳の判定(中央児童相談所を除く)	

じ どう かん でんわ そうだん か き りょう
児童に関する電話相談は下記ダイヤルもご利用ください

じ どう そうだんじょ そうだん せんよう つうわりょうむりよう
【児童相談所相談専用ダイヤル】 0120-189-783(通話料無料)

じ どう そうだんじょ ぎやくたいたいおう つうわりょうむりよう ちか じ どう そうだんじょ
【児童相談所虐待対応ダイヤル】 189 (通話料無料) ※お近くの児童相談所につながります。

児童相談所 虐待対応 ダイヤル **189**

おやこ そうだん
「親子のための相談LINE」

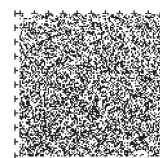
なや こま かか こそだ なや ほごしや とう
悩みや困りごとを抱えたこどもや子育てに悩む保護者が、スマートフォン等のアプリ「LINE」から、
けいしき そうだん まどぐち
チャット形式で相談ができる窓口です。

1 そうだんうけつけじ かん げつようび きんようび しゅくじつおよ ねんまつねんし のぞ
相談受付時間: 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) 10:00~20:00

2 りょうほうほう おやこ そうだん かていちよう こうしき とも とうとく
利用方法: LINE のアプリに「親子のための相談LINE こども家庭庁」の公式アカウントを友だち登録
りょう
することで利用できます。



おやこ そうだん かていちよう
「親子のための相談LINE こども家庭庁」
こうしき
公式アカウント QR コード



はったつしょうがい かん そうだんまどぐち
【発達障害に関する相談窓口】

わ か や ま け ん はったつしょうがいしやし え ん
(6) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

しよざいち わ か や ま し あおいちやう ぼん ごう
【所在地】〒640-8273 和歌山市 葵 町 3番25号

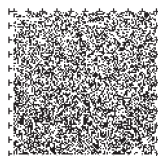
ぎやう む ない よう 業 務 内 容	TEL・FAX・メール	うけつけじかん 受付時間
じへいしやう しょうこうぐん た こうはんせい 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性 はったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけつかん たどうせいしやうがい 発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害 (ADHD)などの発達障害児者に関する相談支援、 りやういくし え ん しゅうろうし え ん おこな 療育支援、就労支援などを行います。	TEL 073-413-3200 FAX 073-413-3020 メール polaris@jtw.zap.ne.jp	げつ か もく きん 月・火・木・金 10:00～12:00 13:00～16:00 すいようび 水曜日 13:00～16:00 しゆくじつ ぼん (祝日・お盆・ ねんまつねんしのぞ 年末年始除く)

けんこう いりやう かん そうだんまどぐち
【こころの健康や医療に関する相談窓口】

ほけんじよ けんこう
(7) 保健所(こころの健康)

せいしんしつかん さけ いぞんしょうとう なや か き ほけんじよそうだん りやう
精神疾患、ひきこもり、お酒・ギャンブルなどの依存症等の悩みについては、下記の保健所相談をご利用く
ださい。

めい しょう 名 称	しよ ざい ち 所 在 地	TEL	FAX
わ か や ま し ほけんじよ ほけんたいさくか 和歌山市保健所 保健対策課	わ か や ま し ふきあげ 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5117	073-431-9980
かいなんほけんじよ 海南保健所	かいなんしおおのなか 海南市大野中939	073-482-0600	073-482-3786
いわでほけんじよ 岩出保健所	いわでしたかつか 岩出市高塚209	0736-61-0047	0736-62-8720
はしもとほけんじよ 橋本保健所	はしもとしこうやぐちやう な ご そ 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-3210	0736-42-0886
ゆあさほけんじよ 湯浅保健所	ありだぐんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-63-4111	0737-64-1290
ごぼうほけんじよ 御坊保健所	ご ぼう し ゆかわちやうた から 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481	0738-23-3004
たなべほけんじよ 田辺保健所	た な べ し あさひが おか 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7952	0739-26-7933
しんぐうほけんじよ 新宮保健所	し ん ぐ う し みどりが おか 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9629	0735-21-9639
しんぐうほけんじよ くしもとししよ 新宮保健所 串本支所	ひがしむろぐんくしもとちやうにしむかい 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525	0735-72-2739



わかやまけんせいしんほけん ふくし
(8) 和歌山県精神保健福祉センター

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

けんみんのこころの健康の保持推進と、精神障害のある人の社会復帰・社会参加促進を図るため、精神保健福祉に関する様々な業務を行っています。			
そう だん まど くち 相 談 窓 口	ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL・FAX	うけつけじかん 受付時間
せいしんほけんふくし 精神保健福祉 センター	けんこう らいしよそうだん ・こころの健康についての来所相談 らいしよそうだん じぜんよやく ひつよう (来所相談は事前予約が必要です。) せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう はんてい こうふ ・精神障害者保健福祉手帳の判定・交付 じりつしえんいりよう せいしんつういん こうひふたんの ・自立支援医療(精神通院)公費負担の はんてい こうふ 判定・交付	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193	げつ きん 月～金 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつ (祝日・年末 ねんしのぞ 年始除く)

けんこう かん そうだん か き りよう
こころの健康に関する相談は下記ダイヤルやラインもご利用ください

【こころの電話】 ☎ 073-435-5192

うけつけじかん げつ きん
(受付時間:月～金 9:30-12:00 13:00-16:00 祝日・年末年始除く)

せいしんしつかん もんだい いぞんしょう とう けんこうとう かん そうだん う
精神疾患、アルコール問題、依存症、ひきこもり等、こころの健康等に関しての相談をお受けします。

【はあとライン】 ☎ 0570-064-556 (受付時間:24時間 365日対応)

い かん かた たいせつ ひと じ し な かた そうだん う
生きづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。

【いのちのセーフティラインわかやま】 けんこうしき 県公式LINE

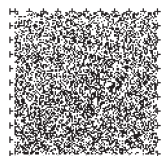
うけつけじかん げつ きん しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
(受付時間:月～金 9:00-17:45 祝日・年末年始除く)

い かん かた たいせつ ひと じ し な かた そうだん う
生きづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。

した とう ひら ともだちとうろく
下のコードをスマホ等で開くと、LINE友達登録ができます。

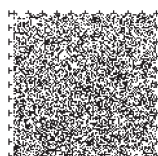


※相談内容の確認は受付時間内となりますので、お返事が後日になることがあります。



せいしん かきゅうきゅういりようたいせいせいび わ か や ま け ん せいしん かきゅうきゅうじょうほう
(9) 精神科救急医療体制整備 / 和歌山県精神科救急情報センター

せいしん かきゅうきゅういりようたいせいせいび 精神科救急医療体制整備				
けん や かん きゅうじつ きゅうきゅう せいしん か にゅういんとう いりよう ひつよう かた たいしょう せいしん かきゅうきゅういりようたいせい 県では夜間、休日に救急に精神科の入院等の医療を必要とする方を対象に、精神科救急医療体制 せいび じゅしん いりようき かん か き とお を整備しています。受診できる医療機関は下記の通りです。 じゅしん さい わ か や ま け ん せいしん かきゅうきゅうじょうほう か き き さい と あ 受診の際には和歌山県精神科救急情報センター(下記記載)にお問い合わせください。 じゅしんじ かん どうようび にちようび しゅくじつ がつ にち がつ にちおよ がつ にち がつ にち しゅくじつ 【受診時間】 土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの終日 へいじつや かん じ よくじつ じ 平日夜間(おおむね17時から翌日9時)				
けん いき 圏 域	よう び 曜 日	りんぱんいりようきかんめい 輪番医療機関名	しょ ざい ち 所 在 地	れん らく きき 連 絡 先
き ほういりようけん 紀北医療圏※ わ か や ま し 和歌山市 き か わ し 紀の川市 い わ で し 岩出市 は し も と し 橋本市 い と ぐ ん 伊都郡	げつ 月	い き かわびょういん (医)紀の川病院	い わ で し よ し だ 岩出市吉田47-1	0736-62-4325
	か 火	とく い わ か う ら び ょう い ん (特医)和歌浦病院	わ か や ま し わ か う ら ひ が し 和歌山市和歌浦東 3-2-38	073-444-0861
	すい 水	い た む ら び ょう い ん (医)田村病院	わ か や ま し お ぐ ら 和歌山市小倉645	073-477-1268
	もく 木	い き さ と び ょう い ん (医)紀の郷病院	い と ぐ ん く ど や ま ち ょう く ど や ま 伊都郡九度山町九度山 113-6	0736-54-2288
	きん 金	い み や も と び ょう い ん (医)宮本病院	わ か や ま し し お や 和歌山市塩屋3-6-1	073-444-0576
	ど にち 土・日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	あ り だ ぐ ん あ り だ が わ ち ょう し ょう 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
き ち ゅ う き な ん 紀中・紀南 い り っ ぽ う け ん 医療圏 か い な ん し あ り だ し 海南市・有田市 ご ぼ う し か い そ う ぐ ん 御坊市・海草郡 あ り だ ぐ ん ひ だ か ぐ ん 有田郡・日高郡 た な べ し し ん ぐ う し 田辺市・新宮市 に し む ろ ぐ ん 西牟婁郡 ひ が し む ろ ぐ ん 東牟婁郡	げつ 月 か 火 すい 水 もく 木 きん 金 ど 土 にち 日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	あ り だ ぐ ん あ り だ が わ ち ょう し ょう 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
わ か や ま け ん せいしん かきゅうきゅうじょうほう 和歌山県精神科救急情報センター TEL 070-2281-1633 う け つ け じ かん へいじつ よく ど にち しゅくじつ よく 【受付時間】 平日17:00～翌9:00 土・日・祝日9:00～翌9:00 い きゅうしん じ かん が い こま り ょう 「かかりつけ医がいない」、「休診」、「時間外」などで困ったときにご利用ください。 き ほう りんぱんいりようきかん へんこう ※紀北の輪番医療機関は変更されることがあります。				



なんびょう かん そうだんまどぐち
【難病に関する相談窓口】

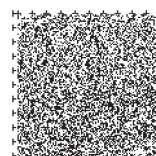
わかやまけんなんびょう ほけんそうだんしえん
(10) 和歌山県難病・こども保健相談支援センター

【所在地】 〒641-8510 和歌山市紀三井寺811-1 和歌山県立医科大学附属病院3階

ぎょうむ 業務内容	TEL・FAX	うけつけじかん 受付時間
なんびょうかんじや ちょうきりょうようじ かぞく かた ちいき ・難病患者や長期療養児、またその家族の方が地域 あんしん せいかつ ほけん ふくし せんもんでき そうだん で安心して生活できるよう保健・福祉の専門的な相談 しえん おこな 支援を行います。 かんじや かぞく かんけいしゃとう りかい ふか せんもん ・患者・家族・関係者等の理解を深めるために、専門 い こうえんかい かんじや かぞく こうりゅうかいとう かいさい 医による講演会や患者・家族との交流会等も開催しま す。	TEL 073-445-0520 FAX 073-445-0603	げつ きん 月～金 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつねんし (祝日・年末年始 のぞ を除く)

いりようてき じ かん そうだんまどぐち
(11) 医療的ケア児に関する相談窓口

いりようてき じ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな こうじようてき いりようてき う ふ かけつ 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠で ある児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの)のことをいいます。 す しちょうそん こそだ しえん しょうがいふくし まどぐち じどう びょうき しょうがい そうだん お住まいの市町村の子育て支援や障害福祉の窓口で、児童の病気や障害について相談することができます そうだんしえん じぎょうしよ いりようてき じどう はいち りよう ます。相談支援事業所では医療的ケア児等コーディネーターを配置しているところもあり、サービスの利用 ちようせい かんけいきかん れんらくちようせいとう おこな そうだんしえん じぎょうしよ 調整や関係機関との連絡調整等を行っています。相談支援事業所については、59 ページ～68 ページ かくにん をご確認ください。 けん れいわ ねん がつ わかやまけんいりようてき じとうしえん せっち りよう なお、県では、令和6年2月より和歌山県医療的ケア児等支援センターを設置していますので、ご利用く ださい。			
めいしやう 名称	しよざいち 所在地	TEL・FAX	うけつけじかん 受付時間
わかやまけんいりようてき 和歌山県医療的 ケア じとうしえん 児等支援センター	わかやましこまつばらどおり 和歌山市小松原通1-1 わかやまけんちようしょうがいふくしかない 和歌山県庁障害福祉課内	TEL 073-435-2030 FAX 073-432-5567	9:00～17:00 どにちしゅくじつ ねんまつねんし (土日祝日・年末年始 のぞ 除く)



しょうがいしゃぎやきたい かん そうだん
(12) 障害者虐待に関する相談

しょうがいしゃぎやきたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい し えんとう かん ほうりつ しょうがいしゃぎやきたいぼうし ぼうし しょうがいしゃ
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)では、障害者
たい ぎやきたい ぼうし そうきたいおう ぎやきたい う おも しょうがいしゃ はつけん ひと すみ つうほう
に対する虐待の防止と早期対応のため、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速やかに通報
ぎむ さだ
することが義務として定められています。

つうほう
とどけで
な

■ すべての障害者虐待の通報・届出、障害者虐待に関する相談

つうほう とどけでさき す しちょうそんしょうがいしゃぎやきたいぼうし
【通報・届出先】 お住まいの市町村障害者虐待防止センター

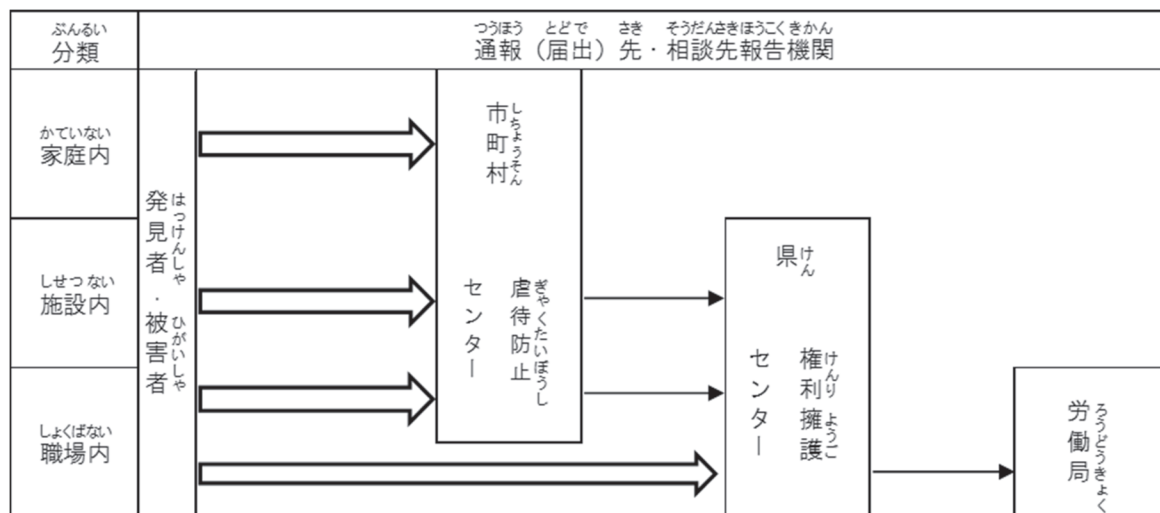
■ 使用者による障害者虐待の通報・届出

つうほう とどけでさき わかやまけんしょうがいしゃけんりようご けんちょうしょうがいふくしかない
【通報・届出先】 和歌山県障害者権利擁護センター(県庁障害福祉課内)

TEL 073-432-5557 FAX 073-432-5567

たいおうじかん へいじつごぜん じ ごご じ ふん
対応時間:平日午前9時から午後5時45分

つうほう
とどけで
な



ぎやきたい
ぶんるい
虐待の分類

■ ①養護者による虐待(家庭内)

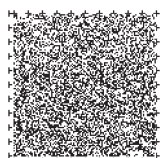
しょうがいしゃ せいかつ せ わ きんせん かんり かぞく しんぞく どうきよ ひと ぎやきたい
障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待

■ ②障害者福祉施設従事者などによる虐待(施設内)

しょうがいしゃふくししせつ つじゅうじしゃ ぎやきたい しせつない
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待

■ ③使用者による虐待

しょうがいしゃ やと じぎょうぬし ぎやきたい
障害者を雇っている事業主などによる虐待



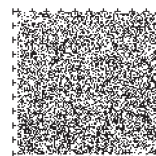
(13) 精神科病院内における障害者虐待に関する相談

通報・届出先	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)の改正により、令和6年4月1日から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した人は、速やかに通報することが義務として定められました。 虐待の定義については、障害者虐待防止法に定められているものの他、精神障害者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、他入院者からの暴力等行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ることも虐待と定義しています。 県庁こころの健康推進課 TEL 073-441-2641 FAX 073-432-5567 メール e0414001@pref.wakayama.lg.jp 対応時間:平日午前9時から午後5時45分
---------------	---

【各種障害福祉に関する相談窓口】

(14) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口

ぎょうむ 業務 ないよう 内容	ざいたく　じゅうしょうしんしんしょうがいじしや　しんたいしょうがいじしや　ちてきしょうがいじしや　せいしんしょうがいじしや　はったつしょうがいじしや ・在宅の重症心身障害児者、身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者 かたがた　そうだん　う　つ の方々の相談を受け付けます。		
	かくしせつ　しょくいんとう　へんせい　せんもん　かてい　ちいき　ほうもん　とう　かん ・各施設の職員等で編成された専門チームが、ご家庭や地域を訪問し、リハビリ等に関する そうだん　しえん　おこな 相談・支援を行います。		
けん　いき 圏　域	めい　しょう 名　称	しょ　ざい　ち 所　在　地	TEL・FAX
かいそうふくしけんいき 海草福祉圏域	りょういく　あおい 療育センターAOI	かいなんしふのお 海南市船尾438	TEL 073-483-0454 FAX 073-483-0474
ありだふくしけんいき 有田福祉圏域	ありだちいきせいかつしえん 有田地域生活支援センターつくし	ありだぐんありだがわちよう 有田郡有田川町 くまい 熊井759-1	TEL 0737-52-6161 FAX 0737-52-8568
ひ　だかふくしけんいき 日高福祉圏域	ひ　だか 日高サポートセンターゆめ	ひだかぐんゆらちよう 日高郡由良町 ふけい 吹井130	TEL 0738-65-3332 FAX 0738-65-3311
にしむろふくしけんいき 西牟婁福祉圏域	たなべ　にしむろしょうがいじしやしえん 田辺・西牟婁障害児者支援センター り〜ふ	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘 19-9	TEL 0739-25-5161 FAX 0739-34-2600
ひがしむろふくしけんいき 東牟婁福祉圏域	しょうがいじしやそうだん 障害児者相談センターゆず	しんぐうし　さ　の 新宮市佐野 ちようめ 3丁目12-26	TEL 0735-31-8370 FAX 0735-31-8371
じょうきいがい　ちいき 上記以外の地域	わか　やまけんちようしょうがいふくし　か 和歌山県庁障害福祉課	わか　やましこまつばら 和歌山市小松原 どおりいつちようめ　ばんち 通一丁目1番地	TEL 073-441-2533 FAX 073-432-5567



わかやまけんてんじとしょかん
(15) 和歌山県点字図書館

【所在地】 〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう けんみんこうりゅう わかやま あい かい
 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL・FAX	かいかんじ かん 開館時間
てんじかんこうぶつとう せいさく かしだし ・点字刊行物等の製作・貸出 てんやくほうし いん おんやくほうし いん ようせい ・点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成 し かくしょうがいしやにちじょうせいかつ しやかいせいかつくんれん ・視覚障害者日常生活、社会生活訓練 し かくしょうがいしや こうしゅうかい ・視覚障害者IT講習会 にちじょうせいかつとう そうだんぎょうむ ・日常生活等の相談業務	TEL 073-488-5721 FAX 073-488-5731	げつ か もく きん ど 月、火、木、金、土 9:00～17:45 すい にち しゅくじつ きゅうかん ※水・日・祝日は休館

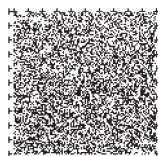
わかやまけん ちょうかくしょうがいしやじょうほう
(16) 和歌山県聴覚障害者情報センター

【所在地】 〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう けんみんこうりゅう わかやま あい かい
 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL・FAX	かいかんじ かん 開館時間
じまく しゅわ い せいさく かしだし ・字幕や手話入りDVDの製作・貸出 しゅわつうやくしや ようやくひつきしや ようせいおよ はけん ・手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣 ちょうかくしょうがいしやむ かくしゅこうざ ・聴覚障害者向けの各種講座 にちじょうせいかつとう そうだんし えん ・日常生活等の相談支援	TEL 073-421-6311 FAX 073-421-6411	げつ か もく きん ど 月、火、木、金、土 9:00～17:45 すい にち しゅくじつ きゅうかん ※水・日・祝日は休館

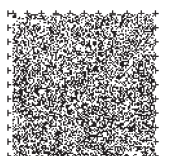
わかやまけん し かくしょうがいしやし えん
(17) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク)

ぎょう む ない よう 業 務 内 容	TEL	うけつけじ かん 受付時間
み み なや かた たい み 「見えにくい」「見えない」ことでお悩みの方に対し、見え にくさで悩んでいる方をサポートする団体等を紹介します。 なや かた だんたいとう しょうかい	TEL 073-461-0322 (きのくにアイねっと事務局 わかやまもうがっこうない 和歌山盲学校内)	へいじつ じ じ 平日9時～17時 しゅくじつ ねんまつねんし (祝日・年末年始 のぞ 除く)



(18) 障害者就業・生活支援センター

ぎょうむ 業務 ないよう 内容	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん ・就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口で の相談や職場・家庭訪問等を実施します。 いっぽんきぎょう はたら しょうがい かた しょうがい かた こよう と く ・一般企業で働きたい障害のある方や、障害のある方の雇用に取り組んでいる、これから取り 組みたい企業への相談・支援を行っています。		
けん いき 圏 域	めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わかやましけんいき 和歌山市圏域	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 障害者就業・生活支援センター つれもて	〒640-8331 わかやましそのちょう 和歌山市美園町5-5-3	TEL 073-427-3221 FAX 073-427-3307
かいそうけんいき 海草圏域	かいそうけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 海草圏域障害者就業・生活支援 センター るーと	〒642-0032 かいなんしなたか 海南市名高449	TEL 073-483-5152 FAX 073-483-5159
ながけんいき 那賀圏域	いわで き かわしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 岩出紀の川障害者就業・生活 し えん 支援センター フロンティア	〒649-6211 いわで しひがしきかもと 岩出市東坂本6-1	TEL 0736-61-6300 FAX 0736-61-6301
いとけんいき 伊都圏域	いとしょう しゃしゅうぎょう せいかつし えん 伊都障がい者就業・生活支援 センター	〒648-0072 はしもとしとうげ 橋本市東家1-3-1 はしもとしほけん ふくし 橋本市保健福祉センター	TEL 0736-33-1913 FAX 0736-33-1914
ありだ ひだか 有田・日高 けんいき 圏域	きちゅうしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 紀中障害者就業・生活支援 センター わーくねっと	〒644-0013 ごほうしゆかわちようまるやま 御坊市湯川町丸山 478-1	TEL 0738-23-1955 FAX 0738-32-7052
にしむろけんいき 西牟婁圏域	きなんしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 紀南障害者就業・生活支援 センター アンカー	〒646-0061 たなべしうえ やま 田辺市上の山2-23-52	TEL 0739-26-8830 FAX 0739-26-8840
ひがしむろけんいき 東牟婁圏域	ひがしむろけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 東牟婁圏域障害者就業・生活 し えん 支援センター あーち	〒647-0041 しんぐうし の だ 新宮市野田1-8	TEL 0735-21-7113 FAX 0735-21-7107



(19) 障害を理由とした差別等に関する相談

障害があることで障害のない方とは違う扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられず困ったりした場合などは、県又は市町村の窓口にご相談ください。	
相談窓口	連絡先
各市町村福祉担当課	2～3 ページ参照
県庁障害福祉課 計画調整班	TEL 073-441-2532 FAX 073-432-5567 メール e0404001@pref.wakayama.lg.jp

障害者差別解消法とは

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』では、行政機関や事業所は、障害のある方への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供することが求められています。

なお、この法律に定める障害者とは、障害者手帳を所持する人だけでなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます。)、その他の心や体のはたらきに障害(難病)に起因する障害も含まれます。)がある人で、障害や社会の中にある障壁(バリア)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。(障害児も含まれます。)

	さべつてきとりあつかい 差別的取扱い	ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせい 行政	きんし 禁止	ほうてきぎむ 法的義務
みんかん 民間	きんし 禁止	ほうてきぎむ 法的義務

※障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から民間事業者による障害のある方への合理的配慮の提供についても法的義務になりました。

◆不当な差別的取扱いとは

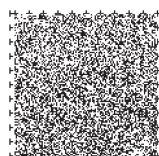
障害のある方に対して、※正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない方には付けない条件を付けることなどです。

※「正当な理由」に相当するのは、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

◆合理的配慮の提供とは

障害のない方と同等の機会を確保するために、障害のある方からの社会的障壁の除去についての※意思の表明に応じて行うサービス等の変更や調節で、過重な負担を伴わないもの。

※「意思の表明」は具体的場面において、その人の障害特性に応じたコミュニケーション手段により伝えられます。



わかやまけんしゃかいふくしきょうぎかい
(20) 和歌山県社会福祉協議会

【所在地】 〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

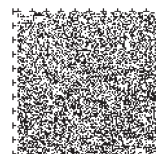
福祉サービスに関する苦情相談(和歌山県福祉サービス運営適正化委員会)		
業務内容	連絡先※	受付時間
福祉サービスについての苦情・悩み・意見等を 受け付け、解決に向けた支援を行います。相談 内容に応じて、助言、事情調査、話し合いの場の 設定、あっせん等を行います。虐待や重大な 法律違反行為については県知事に通知します。	TEL 073-435-5527 FAX 073-435-5584 メール kujou@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

福祉サービス利用援助相談(和歌山県地域福祉権利擁護センター)		
業務内容	連絡先※	受付時間
高齢者・知的障害者・精神障害者等、判断能 力が不十分のために生活に不安のある方の相談 を受け付け、福祉サービスの利用援助・日常生 活の手続き援助・日常的金銭管理・大切な書類 等の預かりを行うことにより、自立した地域生活 が送れるよう支援します。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

成年後見制度にかかる相談(和歌山県成年後見支援センター)		
業務内容	連絡先※	受付時間
判断能力が十分でない方が、住み慣れた 地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の お手伝いをします。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

※ 来所相談を希望される場合は、事前に連絡をお願いします。

※ 福祉サービス利用援助相談及び成年後見制度にかかる相談については、お住まいの市町村社会福祉協議会においても受け付けています。



しょうがいしゃ しょうがいしゃげいじゆつぶん か かつどう かん まどぐち
(21) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口

わ か や ま け ん しょうがいしゃ きょうかい
■ 和歌山県障害者スポーツ協会

けんない ざいじゆう しんたいしょうがいしゃ ちて きしょうがいしゃ かつどう しんこう はか
県内に在住する身体障害者・知的障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、スポーツ活動を通じ、障害者の社会参加を促進することを目的としています。

しょうざいち わ か や ま け ん わ か や ま し け み
【所在地】 〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見1437-218

わ か や ま け ん しょうがいじしゃ ない
和歌山県障害児者サポートセンター内

と あ
【お問い合わせ】

TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036 メール wssk@nike.eonet.ne.jp



しょうがいしゃ
障害者スポーツとは？

しょうがいしゃ しょうがい かつどう しょうがい ていど おう きょうぎ
障害者スポーツとは、障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害やその程度に応じて競技ルールや実施方法、また用具等を用いて障害を補う等の工夫がされたスポーツのことです。

けんしょうがいしゃ きょうかい しょうがい かた たいしやう きやうしつ かいさい
県障害者スポーツ協会では、障害のある方を対象としたスポーツ・レクリエーション教室の開催や障害者のスポーツ活動に関する普及啓発、指導者の育成等にも取り組んでいます。

しょうがいしゃげいじゆつ かつどう かん まどぐち
■ 障害者芸術活動に関する窓口

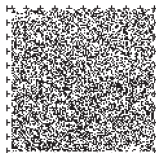
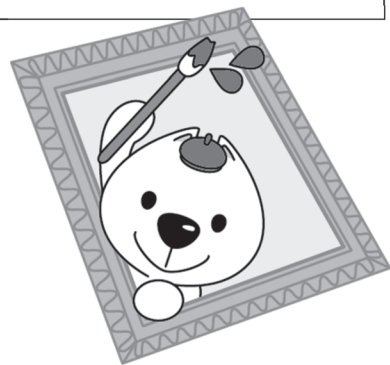
けん しょうがいしゃげいじゆつぶん か ふきゆうけいはつ そくしん しょうがい かた げいじゆつぶん か たの ふか
県では、障害者芸術文化の普及啓発を促進しています。障害のある方が芸術文化にふれ、楽しみ、深めることができる社会づくりを推進しています。

と あ けんちやうしょうがい ふ く し か けいかくちやうせいはん
【お問い合わせ】 県庁障害福祉課 計画調整班 TEL 073-441-2530 FAX 073-432-5567

き てん
紀ららアート展

わ か や ま け ん ないざいじゆう しょうがい かた しょうがい かた ふく さくひん ほしゆう
和歌山県内在住の障害のある方または障害のある方を含むグループから作品を募集します。

さくひん き ほくてん き なんてん てん てんらん
作品は紀北展と紀南展および WEB展にて展覧されます。



わかやまけんしょうがいじ しゃ こうれいしゃし か こうくうほけん
(22) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター

しょうがいち わかやましてびら ちょうめ けんみんこうりゅう わかやま あい かい
【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

いっばん し か しんりょうじょ ちりょう こんなん しょうがいじ しゃ こうれいしゃ かた し か しんりょう し か そうだんとう おこな
一般歯科診療所では治療が困難な障害児(者)・高齢者の方に、歯科診療・歯科相談等を行っています。
しよしん じ しんだん そうだん ばあい
(初診時は、診断や相談のみの場合もあります。)

しんりょう び にちようび もくようび
【診療日】 日曜日・木曜日

しんりょうじ か ん よやくけつけじかん
【診療時間】 10:00～16:00(予約受付時間 10:00～16:00)

れんらくさき
【連絡先】 TEL 073-435-5190



しょうがいふくし かんけい そうだんいんとう
(23) 障害福祉に関する相談員等

しょうがいしゃそうだんいん
■ 障害者相談員

しょうがい かた みちか そうだん おう
障害のある方の身近なところで、さまざまな相談に応じています。

しんたいしょうがいしゃそうだんいん しんたいしょうがい かた ちてきしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがい かた ほごしゃ かた
身体障害者相談員は身体障害のある方に、知的障害者相談員は知的障害のある方の保護者の方に、
かくしちょうそんちよう いしよく そうだんいん みな おな しょうがい かたまた しょうがい かた かぞく たちば みずか
各市町村長が委嘱します。相談員の皆さんは、同じ障害のある方又は障害のある方の家族の立場で、自
けいけん い しょうがい かた かぞく そうだん おう
らの経験を生かして、障害のある方やその家族の相談に応じています。

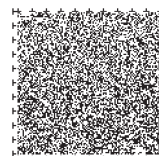
そうだんいんせいど しょうがい そうだんいん れんらくさきとう もよ しやくしょ ちょうそんやくば とあ
なお、相談員制度の紹介、相談員の連絡先等については、最寄りの市役所・町村役場にお問い合わせ
ください。(P2からP3を参照) さんしょう

みんせいいいん じどういいん
■ 民生委員・児童委員

こうせいろどうだいじん いしよく みんせいいいん ちいき じゅうみん たちば た しえん ひつよう
厚生労働大臣から委嘱された民生委員は、それぞれの地域において、住民の立場に立ち支援が必要
かた さまざま そうだん おう じょうげん おこな ふくし じょうほうていきよう おこな じどういいん
な方の様々な相談に応じ、助言を行い、福祉・サービスなどの情報提供を行います。また、「児童委員」
か
を兼ねています。

してい そうだんし えんじぎょうしょ じぎょうしよいちらん さんしょう
(24) 指定相談支援事業所 (事業所一覧は P59 から P68 を参照)

しょうがい かた しんしん じょうきよう りよう いこう かぞく じょうきようとう ふ とうりようけいかく
障害のある方の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、サービス等利用計画を
さくせい しちょうそん いたく そうだんし えんじぎょうしょ しょうがい かた かぞくとう そうだん おう
作成します。また、市町村が委託する相談支援事業所では、障害のある方やその家族等からの相談に応
ひつよう じょうほうていきよう けんりようご ひつよう えんじよ おこな
じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。



しょうがいじや かん せいど 2 障害児者に関する制度やサービス

しょうがいしゃてちょう (1) 障害者手帳について

■ しょうたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

ない よう 内 容	し かく ちょうかくまた へいこうきの う おんせい げんごきの うまた きの う したい ふじゆう 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、 しんぞう ぞうまた こきゆうききの う また ちよくちようきの う しょうちようきの う めんえきふぜん 心臓、じん臓又は呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全 めんえききの う かんぞうきの う しょうたいしょうがいしゃふくし ほうべつびよう かか しょうたいじよう ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の しょうがい いっていいじよう えいぞく かた こうふ 障害があり、一定以上で永続する方に交付されます。
てちょう とうきゆう 手帳の等級	しょうたいしょうがいしゃしょうがいてい どうきゆうひよう しょうがい しゅるいべつ じゅうど がわ きゆう きゆう 身体障害者障害程度等級表により、障害の種類別に重度の側から 1 級から 7 級 までの等級があります。ただし、7 級の障害一つのみでは手帳の交付対象となりま せん。
とうきゆうへんこう 等級変更 しょうがい ついか 障害の追加	しょうがい ていど か ほか ぶ い しょうがい う ばあい さいど てちょう 障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、手帳 しんせい てつづ ひつよう 申請の手続きが必要です。
ふんしつ はそん 紛失・破損	さいこうふ てつづ ひつよう 再交付の手続きが必要です。
きょじゆうち しめいへんこう 居住地・氏名変更	きさいじこう へんこうてつづ ひつよう 記載事項の変更手続きが必要です。
てちょう へんかん 手帳の返還	しょうたいしょうがいしゃてちょう も かた な ばあい しょうがい ていど てちょう きじゅん 身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に がいと ばあい また てちょう も ひつよう ばあい てちょう へんかん 該当しなくなった場合、又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還 てつづ ひつよう 手続きが必要です。

と あ しんせいさき 【お問い合わせ・申請先】

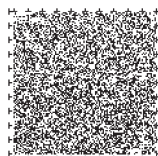
わ か や ま し す かた わ か や ま し しょうがいしゃしえんか
和歌山市にお住まいの方 和歌山市 障害者支援課

TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840

わ か や ま し い が い ち い き す かた かくしちょうそん しょうがいふくしたんとうか さんしやう
和歌山市以外の地域にお住まいの方 各市町村 障害福祉担当課 (P2～P3参照)

と あ けんしょうがいじしゃ しょうがいしゃしえんか
【お問い合わせ】 県障害児者サポートセンター 障害者支援課

TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036



りょういくてちょう
療育手帳

ないよう 内 容	ちてきしょうがい はんてい かた こうふ てちょう ちてきしょうがい はったつき 知的障害があると判定された方に交付される手帳です。知的障害は発達期(おおむね 18歳まで)にあらわれるものであり、18歳以降の病気や事故を原因とする障害は知的障害とは区別されています。
てちょうとうきゆう 手帳の等級	さいじゅうど じゅうど ちゅうど けいど A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)
ふんしつはそん 紛失・破損	さいこうふ てつづ ひつよう 再交付の手続きが必要です。
きょじゅうちしめいへんこう 居住地・氏名変更	きさいじこう へんこうてつづ ひつよう 記載事項の変更手続きが必要です。
てちょうへんかん 手帳の返還	りょういくてちょう も かた な ばあい しょうがい ていど てちょう きじゆん がいとう 療育手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に該当しなくなった場合又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還手続きが必要です。

【お問い合わせ・申請先】 かくしちょうそん しょうがいふくしたんとうか (P2～P3参照)
 とあ しんせいさき

【お問い合わせ】 けんしょうがいじしや しょうがいしやしえんか
 県障害児者サポートセンター 障害者支援課

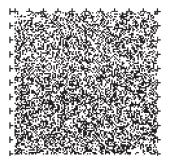
TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036

せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

ないよう 内 容	いってい せいしんしょうがい じょうたい にんてい こうふ せいしんしょうがい かた しやかい 一定の精神障害の状態にあることを認定して交付され、精神障害のある方の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。
てちょうとうきゆう 手帳の等級	きゅう きゅう きゅう すうじ ちい しょうがい おも あらわ 1級、2級、3級 数字が小さいほど障害が重いことを表します。
てちょうゆうこうきかん 手帳の有効期間	てちょう ゆうこうきげん こうふ び ねん けいか ひ ぞく つき まつじつ 手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日です。 ねん こうしん てつづ おこな しょうがいとうきゆう さだ せいしんしょうがい じょうたい 2年ごとに更新の手続きを行い、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、認定を受けなければなりません。

【お問い合わせ・申請先】 かくしちょうそんしょうがいふくしたんとうか わかやまし ほけんたいさくか
 とあ しんせいさき

【お問い合わせ】 けんせいしんほけんふくし さんしょう
 県精神保健福祉センター(P7参照)



(2) 年金・手当等

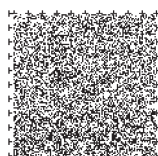
しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきんほけん

■ 障害基礎年金(国民年金保険)

しょうがい げんいん びょうき
*障害の原因となった病気やけがについて、
はじ しんきつ う ひ
初めて診察を受けた日

しきゅうようけん 支給要件 みぎ 右の①～③を すべ み 全て満たす ひつよう 必要があります。	① 国民年金に加入している間に*初診日があること 20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住 んでいる間に初診日があるとときも含みます。 ② 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3以上の期間につい て、保険料が納付又は免除されていること (2)初診日において 65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1年間に保 険料の未納がないこと(令和8年3月31日までに初診日がある場合に限る) ③ 障害認定日(初診日から 1年 6か月経過した日)において、国民年金法施行令 別表に定める 1級、2級の障害に該当している者(身体障害者手帳の障害等級 とは異なります。)	
ねんきんがく 年金額 (令和6年4月現在)	【1級】 1,020,000円(年額) + 子の加算 (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円) 【2級】 816,000円(年額) + 子の加算 (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円) 子の加算 第1子、第2子 各234,800円(年額) 第3子以降 各 78,300円(年額) 子とは・・・18歳到達年度の末日(3/31)を経過していない子 20歳未満で 1級又は 2級の障害の状態にある子	
ねんきんじむしょめい 年金事務所名	しょうがいち 所在地	TEL
わかやまひがし 和歌山東	わかやましおおだ 和歌山市太田3-3-9	073-474-1841
わかやまにし 和歌山西	わかやましせきど 和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660
たなべ 田辺	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘24-8	0739-24-0432
しんぐうぶんしつ 新宮分室	しんぐうしたにおうじちよう 新宮市谷王子町456-1 かめや 亀屋ビル 1階	0735-22-8441
※お住まいの市町村により、管轄する年金事務所が異なります。事前にお問い合わせください。		

じどうおんせいあんないご
自動音声案内後、
①→②を押して
くだ
下さい。



しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんほけん
障害厚生年金(厚生年金保険)

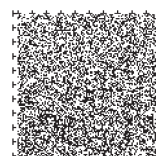
しょうがい げんいん びょうき
 *障害の原因となった病気やけがについて、
 はじ しんさつ う ひ
 初めて診察を受けた日

しきゅうようけん 支給要件 みぎ 右の①～③を すべ 全て満たす ひつよう 必要があります。	① 厚生年金に加入している間に*初診日があること ② 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること (2) 初診日において 65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(令和8年3月31日までに初診日がある場合に限る) ③ 障害認定日(初診日から1年6か月経過した日)において、厚生年金法施行令別表に定める1級～3級の障害に該当している者(身体障害者手帳の障害等級とは異なります。)
ねんきんがく 年金額 (令和6年4月現在)	【1級】報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額(234,800円) 【2級】報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額(234,800円) 【3級】報酬比例の年金額(最低保障額:612,000円) (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 610,300円) ※1級及び2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われます。
とあ お問い合わせ	にほんねんきんきこうねんきんじむしょ さんしやう 日本年金機構年金事務所(P20参照)

とくべつしょうがいきゅうふきん
特別障害給付金

しきゅうたいしやうしや 支給対象者 (令和6年4月現在)	こくみんねんきん にんいかにゆう 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができない障害のある方 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方 ※ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。
しきゅうがく 支給額 (令和6年4月現在)	【障害基礎年金1級相当に該当する方】基本月額55,350円 【障害基礎年金2級相当に該当する方】基本月額44,280円 (※所得による支給制限あり)
とあ お問い合わせ	しふくしじむしょまた ちょうそんやくば 市福祉事務所又は町村役場

ねんきん きゅうふきん てあてとう しょうさい
 年金・給付金・手当等の詳細については、各制度
 とあ さき かくにん
 のお問い合わせ先にご確認ください。

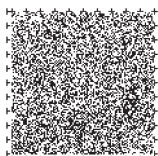


■ 心身障害者扶養共済制度

せ い ど がいよう 制度の概要	しょうがい かた ふ よう ほ ご し や かにゆうしゃ まいつきいってい かけきん おさ 障害のある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることに より、加入者に万一(死亡・重度障害の状態)のことがあったときに、障害のある方に しゅうしんいつていがく ねんきん しきゅう せ い ど 終身一定額の年金を支給する制度
かにゆう ほ ご し や 加入できる保護者	しんしんしょうがいじしや ふ よう ほ ご し や つぎ ようけん がいどう かた 心身障害児者を扶養する保護者で次の要件に該当する方 かにゆうしゃ かた じゅうしよ けんない ・加入者の方の住所が県内にあること かにゆう じ ね ん ど がつ にちてん ねんれい まん さいみ まん ・加入時の年度の 4月1日時点の年齢が満65歳未満であること かにゆう じ とくべつ しつべいまた しょうがい ・加入時に特別な疾病又は障害がないこと かにゆう じ こくち しん さ ばあい かにゆう ことわ ※加入時に告知による審査があり、場合によっては加入をお断りすることがあります。 しょうがい かた ひ と り たい かにゆう ほ ご し や ひ と り ※障害のある方一人に対して、加入できる保護者は一人です。
たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者	しんたいしょうがいしやてちょう きゆう ①身体障害者手帳1～3級 ちてきしょうがいじ しや ②知的障害児(者) せいしん しんたい えいぞくてき しょうがい もの じょうき どうていど しょうがい みと ③精神または身体に永続的な障害のある者で、上記1・2と同程度の障害があると認められる者 しょうらいどくりつじかつ こんなん みと かた たいしょう しょうがいじ しや ④将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害児(者)の ねんれい と 年齢は問いません)
かけきん 掛金 れい わ ねん がつげんざい (令和6年4月現在)	かにゆうしゃ かにゆう じ ねんれい かにゆう じ き おう かけきん えん えん 加入者の加入時の年齢・加入時期に応じた掛金(9,300円～23,300円)となっており、2口まで加入できます。
しきゅうねんきんがく 支給年金額	かにゆうしゃ し ぼ う また じゅうどしょうがい しょうがい かた まいつき まんえん くちかにゆう 加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円(2口加入の ば あ い まんえん ねんきん しょうがい しきゅう 場合は 4万円)の年金が生涯にわたり支給されます。
び こう 備 考	かにゆうしゃ し ぼ ら かけきん しょうとくこうじょ たいしょう 加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。
と あ お問い合わせ	しんせいさき し ふくしじ む しょうまた ちょうそんやくば 【申請先】 市福祉事務所又は町村役場 と あ けんちよう けんこうずいしん か 【お問い合わせ】 県庁こころの健康推進課

■ 特別障害者手当

せ い ど がいよう 制度の概要	せいしんまた しんたい いちじる じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かい ご ひつ 精神又は身体に 著 しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必 よう とくべつしょうがいしや たい て あ て しきゅう 要とする特別障害者に対して手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上 はか もくてき せ い ど を図ることを目的とした制度
たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者	せいしんまた しんたい いちじる じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かい ご ひつ 精神又は身体に 著 しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必 よう じょうたい ざいたく さいいじょう かた し せ つにゆうしよちゆう ちょうきにゆういん かた 要とする状態にある在宅の 20歳以上の方(※施設入所中・長期入院の方は ひ がいとう 非該当)
しきゅうがく 支給額 れい わ ねん がつげんざい (令和6年4月現在)	げつがく えん て あ て がく まいとし がつ かいてい しょうとく しきゅうせいげん 月額28,840円(手当の額は毎年4月に改定されます)(※所得による支給制限あり) げんそく まいとし がつ がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
と あ お問い合わせ	しんせいさき し ふくしじ む しょうまた ちょうそんやくば 【申請先】 市福祉事務所又は町村役場 と あ し ふくしじ む しょうまた ちょうそんやくば けんしんこうきよくけんこうふくし ぶ 【お問い合わせ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部

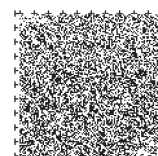


■ 障害児福祉手当

せ い ど が い よ う 制度の概要	じゅうどしょうがいじ たい て あ て しきゅう とくべつしょうがいじ ふくし こうじょう はか 重度障害児に対して手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ること を目的とした制度
たいしょう しょうがいじや 対象となる障害者	せいしんまた しんたい じゅうど しょうがい ゆう にちじょうせいかつ じょうじ か い ご ひつよう 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要と する状態にある在宅の 20歳未満の方(※施設入所中の方は非該当)
しきゅうがく 支給額 (令和6年4月現在)	げつがく えん て あ て がく まいとし がつ かいてい 月額15,690円(手当の額は毎年4月に改定されます。) (※所得による支給制限あり) げんそく まいとし がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
と あ お問い合わせ	しんせいさき し ふくし じ む し ょ また ちょうそん やく ば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 と あ し ふくし じ む し ょ また ちょうそん やく ば けんしんこうきよくけんこう ふく し ぶ 【お問い合わせ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部

■ 特別児童扶養手当

せ い ど が い よ う 制度の概要	ちゅうてい い ど いじょう しょうがいじ よういく ふ ぼ ふ ぼ か よういく かた たい 中程度以上の障害児を養育する父母、もしくは父母に代わり養育する方に対して、 いっていがく て あ て しきゅう じ どう ふくし ぞうしん はか もくてき せ い ど 一定額の手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度
たいしょう しょうがいじや 対象となる障害者	せいしんまた しんたい しょうがい ゆう か て い か ん ご よういく ひつよう じょうたい 精神又は身体に障害を有するため、家庭で監護、養育を必要とする状態にある 20 さいみ ま ん かた し せ つ に ゆうし ょ ち ゆう かた ひ が い と う 歳未満の方(※施設入所中の方は非該当) きゅう しょうがい てい ど 【1級の障害程度】 にちじょうせいかつ つね た に ん か い じ ょ ほ ご う じ こ よう べん 日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければ、ほとんど自己の用を弁ず ることができない程度(重度の障害) てい ど じゅうど しょうがい 【2級の障害程度】 きゅう しょうがい てい ど た に ん た す ひつよう にちじょうせいかつ きわ こ ん な ん てい ど ちゅうど しょう 他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度(中度の障 害)
しきゅうがく 支給額 (令和6年4月現在)	きゅう げつがく えん 【1級】月額55,350円 きゅう げつがく えん 【2級】月額36,860円 (※所得による 支給制限あり。) て あ て がく まいとし がつ かいてい (手当の額は毎年4月に改定されます。) げんそく まいとし がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。 がつぶん がつ う と ※12月分は 11月に受け取ることができます。
と あ お問い合わせ	しんせいさき し ふくし じ む し ょ また ちょうそん やく ば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 と あ し ふくし じ む し ょ また ちょうそん やく ば けんちょうしょうがい ふく し か ざいたくふくしはん 【お問い合わせ】市福祉事務所又は町村役場、県庁障害福祉課 在宅福祉班

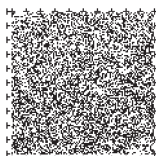


A black and white line drawing of a large, smiling cat-like creature with three smaller, identical creatures in front of it. The large creature has a round face, small ears, and a wide, curved smile. The three smaller creatures are positioned in front of its chest, each also smiling and holding a small object. The drawing is simple and cartoonish, suitable for a children's book illustration.

わかやま子育て支援^{こそだ しえん}ポータルサイト

「わかやま子育て支援パスポート事業」では、子育て中の方及び妊娠中の方、県が配布する「わかやま子育て支援パスポート事業」パスポートを、協賛してくれているお店や施設などで提示すると、料金の割引やプレゼントなどの優待サービスをうけることができます。

わかやま子育ての広場

けんさく
検索

(3) 医療

■ 自立支援医療（更生医療）

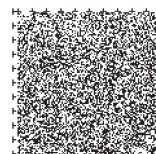
せ い ど が い よ う 制度の概要	せいかつ のうりよく え もくてき しょうがい じょきよ けいげん しゅじゅつとう ちりょう かくじつ こうか 生活の能力を得ることを目的に、障害を除去・軽減する手術等の治療で確実に効果が期待できるものに対して医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	さいいじょう したいしょうがいしゃてちょうしよじしや 18歳以上の身体障害者手帳所持者
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふた ん 原則として、医療費の1割負担 ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
と あ お問い合わせ・ しんせいさき 申請先	し ふくしじ む しよまた ちょうそんやくば 市福祉事務所又は町村役場 (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

■ 自立支援医療（育成医療）

せ い ど が い よ う 制度の概要	せいかつ のうりよく え もくてき しょうがい じょきよ けいげん しゅじゅつとう ちりょう かくじつ こうか 生活の能力を得ることを目的に、障害を除去・軽減する手術等の治療で確実に効果が期待できるものに対して医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	まん さいみ まん したいじょう しょうがい ゆう じ どうまた げんそん しっかん ほう ち しょうらいしょう 満18歳未満で身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められ確実な治療効果が期待できる児童
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふた ん 原則として、医療費の1割負担 ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
と あ お問い合わせ・ しんせいさき 申請先	し ふくしじ む しよまた ちょうそんやくば 市福祉事務所又は町村役場 (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

■ 自立支援医療（精神通院医療）

せ い ど が い よ う 制度の概要	せいしんしっかん ふく ゆう かた つういん せいしんいりょう けいぞくてき ひつよう 精神疾患(てんかんを含む)を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要とする症状にある方に対し、その通院医療に係る医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	とうごうしつちようしょう せいしん さ ようぶつしつ きゅうせいちゅうどくまた いぞんしょう ちて きしょうがい せいしんびようしつ 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質 その他の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状の方
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふた ん 原則として、医療費の1割負担 ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
と あ お問い合わせ・ しんせいさき 申請先	【お問い合わせ・申請先】 し ふくしじ む しよ わ か や まし ほけんたいさくか また ちょうそんやくば 市福祉事務所(和歌山市は保健対策課)又は町村役場 【お問い合わせ】 けんせいしんほけん ふくし 県精神保健福祉センター



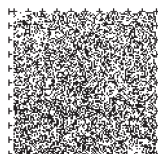
■ 重度心身障害児(者)医療費助成

せ い ど がいよう 制度の概要	じゅうど しょうがい かた びょういんとう しんりよう う さい し はら じ こ ふ た ん きん じよせい 重度の障害のある方が、病院等で診療を受けた際に支払う自己負担金を助成する せ い ど 制度
たいしょうしや 対象者	しんたいしょうがいしやてちょう きゅうしよじしや しんたいしょうがいしやてちょう きゅうしよじしや かた しちよう ①身体障害者手帳1・2・3級所持者(※身体障害者手帳3級所持者の方は、市町 そんみんぜいしよとくわりひ か ぜい せたい かぎ 村民税所得割非課税世帯に限られます。) りよういくてちょう しよじしや ②療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちょう きゅうしよじしや ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 とくべつじどうふようてあて きゅうがいとうしや ④特別児童扶養手当1級該当者 さいいじよう あら じようきしょうがいしや かた のぞ ※65歳以上で新たに上記障害者となられた方は除きます。
しきゅうがくとう 支給額等	たいしょう かた びょういんとう しんりよう う と き し はら じ こ ふ た ん きん じよせい 対象となる方が病院等で診療を受けた時に支払う自己負担金が助成されます。 ほんにん じ こ ふ た ん (本人の自己負担はなしとなります。) しんたいしょうがいしやてちょう きゅうしよじしや にゅういんいりようひ じよせい ※身体障害者手帳3級所持者は、入院医療費のみの助成 しよとく じよせいせいげん ※所得による助成制限があります。
と あ お問い合わせ・ しんせいさき 申請先	し ふくしじむしょ また ちょうそんやくば 市福祉事務所(※)又は町村役場 わ か や ま し ざいじゅう かた たいしょうしや がいとう かた わ か や ま し し ょうがいしやし え ん か ※和歌山市在住の方で、対象者①②④に該当する方は和歌山市障害者支援課 たいしょうしや がいとう かた わ か や ま し ほけんじよほけんたいさくか と あ へ、対象者③に該当する方は和歌山市保健所保健対策課へお問い合わせください

なんびよういりようひじよせいせいど

■ 難 病 医療費助成制度

せ い ど がいよう 制度の概要	たいしょう かた たいしょうしつかん かん う いりようひとう いちぶ こうひ ふたん 対象となる方が、対象疾患に関して受けられた医療費等の一部を公費で負担し、 じ こ ふ た ん けいげん はか 自己負担の軽減を図ります。
たいしょうしや 対象者	けんない きよじゅう げんそく していなんびよう しんだん びょうじよう ていど いっていていどいじよう 県内に居住し、原則として「指定難病」と診断され、病状の程度が一定程度以上の かた していなんびょうかんじや かた さいみまん ばあい ほごしや わかやまけんない きよじゅう 方(指定難病患者の方が 18歳未満の場合、保護者が和歌山県内に居住している ばあい たいしょう 場合も対象となります。) たいしょうしつかん していなんびよう しつぺい たいしょう 【対象疾患】 指定難病の 341 疾病が対象 こうせいろうどうしやう なんびょうたいさく けんさく 厚生労働省 難病対策 検索 していなんびょういちらん こうせいろうどうしやう かくにん ※指定難病一覧は、厚生労働省のホームページをご確認ください。
しきゅうがくとう 支給額等	なんびょうほう もと していなんびょう かんじや びょうじよう こうせいろうどうだいじん さだ ていど 難病法に基づく指定難病の患者であって、その病状が厚生労働大臣の定める程度 みと ばあい とくていりりようひ しきゅう みと であると認められた場合は、「特定医療費」の支給が認められます。 しきゅうがくとう せいど しょうさい か きまどぐち と あ 支給額等の制度の詳細については、下記窓口までお問い合わせください。
と あ お問い合わせ・ しんせいさき 申請先	と あ しんせいさき けんりつほけんじよ ししよ 【お問い合わせ・申請先】 県立保健所・支所 わ か や ま し ざいじゅう かた わ か や ま し ほけんたいさくか と あ ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。 と あ 【お問い合わせ】 けんちやうけんこうすいしんか しつぺいたいさくはん 県庁健康推進課 がん・疾病対策班(TEL 073-441-2640 FAX 073-428-2325)

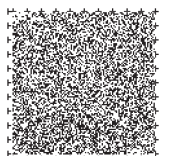


小児慢性特定疾病医療費助成

せいど がいよう 制度の概要	じどうふくしほう もと しょうにまんせいとくていしつぺい じどうとう けんぜん 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全 いくせい かんてん かんじかてい いりょうひ ふたんけいげん はか いりょうひ じこふ 育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負 たんぶん いちぶ じよせい せいど 担分の一部を助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	さいみまん じどう しょうにまんせいとくていしつぺい たいしょうしつぺい こうせいろうどうだいじん 18歳未満の児童で、小児慢性特定疾病の対象疾病にかかっており、厚生労働大臣 さだ しつぺい ていど じどうとう が定める疾病の程度である児童等 さいとうたつじてん ほんじぎょう たいしょう さいとうたつご ひ つづ (18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き ちりょう ひつよう みと ばあい さいみまん もの たいしょう 治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も対象とします。) くに さだ しつぺい しょうにまんせいとくていしつぺいじょうほう かくにん ※国が定める疾病は、小児慢性特定疾病情報センターをご確認ください。 しょうにまんせいとくていしつぺいじょうほう けんさく 小児慢性特定疾病情報センター 検索
しきゅうがくとう 支給額等	にんてい う たいしょう いりょう かんじゃ じこ ふたんわりあい わり わり 認定を受けると、対象の医療の患者自己負担割合は3割から2割になります。 ぎ む きょういくしゅうがくまえ もともと わりふたん ばあい か ※義務教育就学前で元々2割負担の場合は変わりません。 しよとく おう じこ ふたんじょうげんづがつ さだ はっこう じゆきゅうしゃしやう ※所得に応じて自己負担上限月額が定められますので、発行される受給者証を いりょうきかん ていじ きんがくじょう まどぐち ふたん ひつよう 医療機関で提示すれば、その金額以上を窓口で負担する必要はありません。
と あ お問い合わせ	と あ しんせいさき けんりつほけんじよ ししよ 【お問い合わせ・申請先】 県立保健所・支所 わ か や ま し ざ い じゅう かた わ か や ま し ほ けん た い さ く か と あ ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。 と あ 【お問い合わせ】 けんちやうけんこうすいしんか ほ し ほ けん は ん 県庁健康推進課 母子保健班 (TEL 073-441-2642 FAX 073-428-2325)

後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用

せいど がいよう 制度の概要	いりょうほけん こうきこうれいしやいりょうせいど げんそく さいいじょう かた てきやう 医療保険である後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方に適用されます いってい しょうがい かた こうきこうれいしやいりょうこういきれんごう にんてい う が、一定の障害がある方については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けること により、65歳からの適用が可能となります。 さい てきやう か の う なお、一度受けられた認定は、申請によりいつでも将来に向かって撤回することがで てつかい あと さいどしんせい か の う き、撤回した後で再度申請することも可能です。 さいいじょう かた しょうがい う む かか こうきこうれいしやいりょうせいど ひほけんしや ※75歳以上の方は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者と なります。
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしやてちやう きゅうしよじしや きゅう いちぶしよじしや ・身体障害者手帳1・2・3級所持者、4級の一部所持者 りやういくてちやう しよじしや せいしんしょうがいしやほけんふくしてちやう きゅうしよじしや ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者 こくみんねんきんほう しょうがいねんきん きゅうじゆきゅうしや ・国民年金法における障害年金1・2級受給者
じこふたんがく 自己負担額	しよとく おう いりょうひ わり ふたん くわ たんとうまどぐち と あ 所得に応じて、医療費の1～3割の負担となります。詳しくは、担当窓口までお問い合 わせください。
と あ お問い合わせ・ しんせいさき 申請先	かくしちやうそん こうきこうれいしやいりょうせいど たんとうまどぐち 各市町村後期高齢者医療制度担当窓口

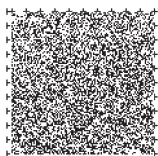


(4) 障害福祉サービス

障害福祉サービス等には下記のような種類があります。

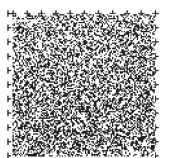
■ 介護給付

くぶん 区分	サービスの種類	対象者	サービスの内容
訪問系	きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	しょうがいしゃしえんくぶん いじょう しょうがいじ 障害者支援区分1以上(障害児に くぶん そうとう しんしん ついては区分1に相当する心身の じょうたい もの 状態)である者	にゆうよく はい しょくじとう しんたいかいご せんたく 入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・ そうじとう か じえんじょ おこな 掃除等の家事援助を行う。
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゆうまた じゅうど 重度の肢体不自由又は重度の ちてきしょうがい せいしんしょうがい 知的障害もしくは精神障害により こうどうじょういちじる こんなん ゆう しょうがい 行動上著しい困難を有する障害 しゃ じょうじかいご ひつよう 者であって、常時介護を必要とする もの 者	にゆうよく はい しょくじ かいご がいしゅつじ 入浴・排せつ・食事の介護、外出時にお いどうしえん にゆういんじ しえんとう そうごう ける移動支援、入院時の支援等を総合 てき おこな 的に行う。
	どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがい いどう いちじる 視覚障害により、移動に著しい こんなん ゆう もの 困難を有する者	がいしゅつじ ひつよう しかくじょうほう ていきょう おこな 外出時に必要な視覚情報の提供を行う がいしゅつじ ひつよう かいご おこな とともに、その外出時に必要な介護を行 う。
	こうどうえんご 行動援護	ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい 知的障害又は精神障害により、 こうどうじょういちじる こんなん じょうじ 行動上著しい困難があり、常時 かいご ひつよう もの 介護を必要とする者	はけん こうどう さい しょう ヘルパーを派遣し、行動する際に生じる きけん かいひ えんご がいしゅつじ 危険を回避するための援護、外出時にお いどうちゅう かいご おこな ける移動中の介護を行う。
	じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	しょうがいしゃしえんくぶん しょうがいじ 障害者支援区分6(障害児につい くぶん そうとう しんしん じょう ては区分6に相当する心身の状 たい いし そつう いちじる こん 態)で、意思の疎通に著しい困 なん ともな もの 難を伴う者	じゅうど しょうがいじしゃ きょたくかいご しょうがい 重度の障害児者に居宅介護などの障害 ふくし ていきょう ほうかつてき おこな 福祉サービスの提供を包括的に行う。
日中活動系	たんにきにゆうしょ 短期入所 (ショートステイ)	じたく かいご もの びょうき た 自宅で介護する者が病気その他 りゆう しょうがいしゃしえんしせつ の理由により、障害者支援施設そ た しせつ たんきかん にゆうしょ ひつ の他の施設へ短期間の入所を必 よう しょうがいじしゃ 要とする障害児者	たんきかん やかん ふく しせつとう にゆうよく はい 短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排 しょくじ かいごとう おこな せつ、食事の介護等を行う。



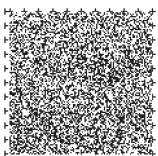
くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	たいしょうしゃ 対 象 者	サービスの内容 ないよう
日 中 活 動 系	療養介護 りようようかいご	びょういんとう ちょうき にゆういん い 病院等への長期の入院による医 りようてき くわ じょうじかいご ひつ 療的ケアに加え、常時介護が必 よう しょうがいしゃ しょうがいしゃ 要な障害者であって、①障害者 しえんくぶん きかんせつかい ともな 支援区分6 であり、気管切開を伴 じんこうききゅうき こきゅうかんり う人工呼吸器による呼吸管理を おこな もの しょうがいしゃしえんく 行っている者、②障害者支援区 ぶん いじょう きん かん 分5以上である筋ジストロフィー患 じやまた じゅうしょうしんしんしょうがいしゃとう 者又は重症心身障害者等	いりようきかん きのうくんれん りようようじょう かんり 医療機関で機能訓練、療養上の管理、 かんご かいごおよ にちじょうせいかつ せ わ おこな 看護、介護及び日常生活の世話を 行う。
	生活介護 せいかつかいご	じょうじかいご ひつよう しょうがいしゃ しょう 常時介護が必要な障害者で、障 がいしゃしえんくぶん いじょう もの また 害者支援区分3以上の者、又は ねんれい さいいじょう しょうがいしゃしえんく 年齢が 50 歳以上で障害者支援 くぶん いじょう もの 区分2以上である者	ひるま にゆうよく はい しょくじ かいごとう おこな 昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行 そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう うとともに、創作的活動又は生産活動の きかい ていきよう 機会を提供する。
施 設 系	施設入所支援 しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じりつくんれんまた しゅうろういこうしえんとう 自立訓練又は就労移行支援等の たいしょうしゃ せいかつのうりよく たん 対象者のうち、生活能力により単 しん せいかつ こんなん もの ちいき 身での生活が困難な者、地域の しゃかいしげんとう じょうきよう つうしよ 社会資源等の状況により通所す こんなん もの また せいかつかいご ることが困難な者、又は生活介護 たいしょうしゃ しょうがいしゃしえんく の対象者であって障害者支援区 ぶん いじょう さいいじょう くぶん 分4以上（50 歳以上は 区分 3 いじょう もの 以上）の者	しゅ やかん にゆうよく はい およ 主として夜間において、入浴、排せつ及 しょくじとう かいご せいかつとう かん そうだん び食事等の介護、生活等に関する相談 およ じよげん た ひつよう にちじょうせいかつじよう 及び助言その他の必要な日常生活上の しえん おこな 支援を行う。
【お問い合わせ・申請先】 お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2～P3参照)			

下記については、障害児も利用することができます。 ＊訪問系障害福祉サービス：居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 ＊日中活動系障害福祉サービス：短期入所（ショートステイ） ＊相談支援：計画相談支援（上記のサービスを利用する場合）



■ 訓練等給付

くぶん 区分	サービスの種類	たいしょうしゃ 対 象 者	サービスの内容
居 住 支 援 系	自立生活援助	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域の一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安があるもの者	ていきてきりようしゃきょたくほうもんせいかつ 定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談・要請への随時の対応を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	ちいきじりつにちじょうせいかつ 地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、相談等の日常生活上の援助が必要な者	やかんきゆうじつきょうどうせいかつおこなじゆうきょそう 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
訓 練 系 ・ 就 労 系	自立訓練 (機能訓練)	ちいきせいかついとなうえしんたいき 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な者	じりつにちじょうせいかつまたしゃかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練 (生活訓練)	ちいきせいかついとなうえせいかつのうりよく 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な者	じりつにちじょうせいかつまたしゃかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	いっばんしゅうろうきぼうちしきのうりよく 一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の者	いっていきかんしゅうろうひつようちしきおよのうりよく 一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 A型	しゅうろうひつようちしきのうりよくこうじょう 就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者	こようけいやくていけつはたらばていきよう 雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 B型	しゅうろういこうしえんじぎょうしやうりよう 就労移行支援事業所等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等で、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者	つうしよしゅうろうせいさんきかいていきようこ 通所により、就労や生産機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行う。
	就労定着支援	しゅうろういこうしえんとうりようへ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	きぎょうじたくとうほうもんしょうがいしゃらいしよ 企業・自宅等への訪問や、障害者の来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

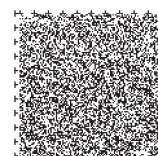


しょうがいじしえん (5) 障害児支援

しょうがいじつうしよしえん ■ 障害児通所支援

しょうがいじつうしよしえん か き しゅるい
障害児通所支援サービスには下記のような種類があります。

くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	たいしょうしゃ 対象者	サービスの内容 ないよう
障害児通所系	じどうはったつしえん 児童発達支援	りょういく かんてん しゅうだんりょういくおよ こ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	ほうかごとう 放課後等 デイサービス	がっこうきょういくほうだい じょうきてい 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休校日に支援が必要と認められた障害児	じゅぎょう しゅうりょうごまた がっこう きゅうこうび 授業の終了後又は学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
障害児訪問系	きょたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支援	じゅうしやうしんしんしょうがいじとう じゅうど しょうがい 重症心身障害児等の重度の障害児等で、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害児	きょたく ほうもん にちじょうせいかつ 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
	ほいくしょうほうもん 保育所等訪問 支援	ほいくしよ うちえん しょうがっこう とくべつ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児	ほいくしょうほうもん しょうがいじ たい 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
とあしんせいさき 【お問い合わせ・申請先】 すしふくしじむしよまた ちょうそんたんとうまどぐち さんしょう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2～P3参照)			



障害児入所支援

障害児入所支援サービスには下記のような種類があります。

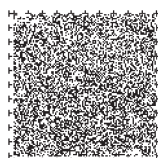
くぶ ん 区分	サービスの種類	対 象 者	サービスの内容
障 害 児 入 所 系	ふくしがた 福祉型 しょうがいじにゆうしよし せ つ 障害児入所施設	しんたい しょうがい じ どう ちて きしょう 身体に障害のある児童、知的障 害のある児童、精神に障害のある 児童(発達障害を含む)又は難病 等の児童	し せ つ にゆうしよ しょうがいじ たい ほ 施設に入所している障害児に対して、保 護、日常生活の指導及び知識技能の付 与を行う。
	いりょうがた 医療型 しょうがいじにゆうしよし せ つ 障害児入所施設	しんたい しょうがい じ どう ちて きしょう 身体に障害のある児童、知的障 害のある児童、精神に障害のある 児童(発達障害を含む)又は難病 等の児童	し せ つ にゆうしよまた して いりょうき かん にゆういん 施設に入所又は指定医療機関に入院し ている障害児に対して、保護、日常生活 の指導及び知識技能の付与並びに治療 を行う。
【お問い合わせ・申請先】 お住まいの地域を管轄する児童相談所(P5を参照)			

乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)

せい ど がいよう 制度の概要	にゆうようじ き かん ふあん なや かん せんもんそうだんいん そうだんし え ん 乳幼児期のきこえやことばに関する不安や悩みに関して、専門相談員が相談支援を 行う。
たいしょうしや 対象者	にゆうようじ さい さい よういく かた 乳幼児(0歳～2歳)を養育する方
ひ よう 費用	むりよう 無料
と あ お問い合わせ	す しちょうそん たんどうほ けん し お住まいの市町村の担当保健師

聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成

せい ど がいよう 制度の概要	しんたいしょうがいしやてちよう こう ふ たいしょう けい ど ちゅうとうど なんちようじ さいみ まん 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)の 健全な言語や精神の発達を支援するため、補聴器の購入費を一部助成する制度
たいしょうしや 対象者	しちょうそんない じゅうしよ ゆう さいみ まん じ どう ・市町村内に住所を有する18歳未満の児童 りょうみみ ちょうりよく げんそく いじよう み まん しんたいしょうがいしやてちよう ・両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳 の交付の対象とならない方 して いじりつし え ん いりょうき かん い し ほ ちようき そうよう げんご しゅうとくとういつてい こう か ・指定自立支援医療機関の医師が、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果 が期待できると判断する方 (※所得制限については、お住まいの市町村へ確認して下さい。)
と あ お問い合わせ	す し ふくし じ む しよまた ちょうそんたんとうまどぐち さんしよう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2～P3参照)



(6) 福祉資金、補装具、日常生活用具等

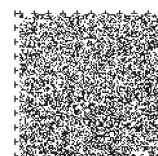
生活福祉資金の貸付(福祉費)

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として資金を貸し出します。

しきんしと 資金使途	日常生活を送る上で、又は自立生活のために一時的に必要な費用 ・生業を営む為に必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車購入に必要な経費(障害者世帯のみ) ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
すえおききかん 据置期間	さいしゅうかしつけ 最終貸付日から6か月以内
しょうかんきかん 償還期間	すえおききかんご 据置期間後20年以内 しきんしと ※資金使途により目安あり
かしつけりし 貸付利子	れんたいほしょうにん ・連帯保証人あり → 無利子 れんたいほしょうにん ・連帯保証人なし → 年1.5%

※資金種類により貸付限度額が異なります。

【お問い合わせ・申請先】 お住まいの市町村社会福祉協議会

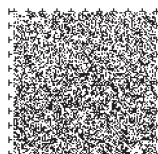
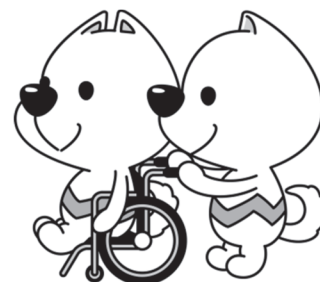


補装具費支給制度

せいどがいよう 制度の概要	しんたいじょう　しょうがい　おぎな　にじょうせいかつ　しゃかいせいかつ　し 身体上の障害を補って日常生活や社会生活をしやすいための義肢、義眼、視 かくしょうがいしゃあんぜんつえ　くるまいす　でんどうくるまいす　ふく　ほこうき　じゅうどしょうがいしゃようい　し　でんたつ 覚障害者安全杖、車椅子（電動車椅子を含む）、歩行器、重度障害者用意思伝達 そうち　ほちょうきとう　こうにゆう　か　う　また　しゅり　よう　ひよう　しきゅう 装置、補聴器等の購入、借り受け又は修理に要した費用を支給する。									
たいしょう　しょうがいしゃ 対象となる障害者	ほ　そうぐ　ひつよう　みと　しんたいしょうがいじしゃ　なんびょうかんじやとう 補装具が必要と認められる身体障害児者、難病患者等 なんびょうかんじやとう　しょうがいしゃそうごうしえんほうしこうれい　さだ　しつぺい　かぎ ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る									
りょうしゃふたんと 利用者負担等	げんそく　こうにゆう　しゅり　ひ　いちわりふたん 原則として購入（修理）費の一割負担 しよとくくぶんおよ　ふたんにじょうげんげつがく　い　か　ひょうさんしやう 所得区分及び負担上限月額以下の表参照 <table><tr><td>せいかつほご 生活保護</td><td>せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者</td><td>えん 0円</td></tr><tr><td>ていしよとく 低所得</td><td>しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯</td><td>えん 0円</td></tr><tr><td>いっばん 一般</td><td>しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯</td><td>えん 37,200円</td></tr></table> ※ただし、しょうがいしゃほんにんまた　はいぐうしや　いっていしよとくいじやう　ばあい　ほ　そうぐ　ひ の　しきゆうたいしやうがい　しょうがいじ　しよとくせいげん 支給対象外となります。（障害児については所得制限はありません。）	せいかつほご 生活保護	せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者	えん 0円	ていしよとく 低所得	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯	えん 0円	いっばん 一般	しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円
せいかつほご 生活保護	せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者	えん 0円								
ていしよとく 低所得	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯	えん 0円								
いっばん 一般	しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円								
とあ お問い合わせ	す　し　ふくしじむ　しよまた　ちやうそんたんとうまどぐち　さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口（P2～P3参照）									

日常生活用具の給付・貸与

せ い ど が い よ う 制度の概要	障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業
たい し ょ う し ょ う が い い し ゃ 対象となる障害者	日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等 ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る
り ょ う し ゃ ふ た ん と う 利用者負担等	給付・貸与の対象となる日常生活用具は、市町村により異なります。 また、利用者負担についても実施主体となる市町村の判断により異なりますので、制度についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。
と あ お問い合わせ	お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2～P3参照)



■ 障害者自動車改造費助成

せいど がいよう 制度の概要	じどうしゃ かいぞう よう ひよう じよせい 自動車の改造に要する費用を助成する。 ※市町村によっては実施していない場合があります。
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	しちやうそん こと 市町村により異なります。
りやうしゃふたんと 利用者負担等	しちやうそん こと 市町村により異なります。
と あ お問い合わせ	す し ふくしじむしよまた ちやうそんたんとうまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2～P3参照)

■ 障害者自動車運転免許取得費助成

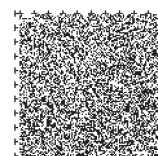
せいど がいよう 制度の概要	うんてんめんきよ しゆとく よう ひよう いちぶ じよせい 運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。 ※市町村によっては実施していない場合があります。
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	しちやうそん こと 市町村により異なります。
りやうしゃふたんと 利用者負担等	しちやうそん こと 市町村により異なります。
と あ お問い合わせ	す し ふくしじむしよまた ちやうそんたんとうまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2～P3参照)

■ 身体障害者補助犬給付

せいど がいよう 制度の概要	しんたいしょうがいしゃ しゃかいさんか そくしん しんたいしょうがいしゃほ じよけん きゆうふ 身体障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付する。 (おおむね 10～40日間補助犬とともに 行う訓練あり。)
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	もうどうけん しんたいしょうがいしゃてちやう し かくしやうがい きゆうしよじしや 盲導犬 身体障害者手帳 視覚障害1級所持者 かいじよけん しんたいしょうがいしゃてちやう した い ふ じ ゆ う きゆうしよじしや 介助犬 身体障害者手帳 肢体不自由1級所持者 ちやうどうけん しんたいしょうがいしゃてちやう ちやうかくしやうがい きゆういじようしよじしや 聴導犬 身体障害者手帳 聴覚障害2級以上所持者 ※身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれるなど、所定の要件 をすべて満たす方(選考あり)
きゆうふないよう 給付内容	もうどうけん かいじよけん ちやうどうけん とう 盲導犬、介助犬、聴導犬 いずれか 1頭
と あ お問い合わせ	しんせいさき す し ふくしじむしよまた ちやうそんたんとうまどぐち さんしやう 【申請先】 お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2～P3参照) 【お問い合わせ】 市福祉事務所・町村窓口、県振興局健康福祉部

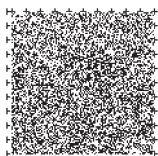
コラム ほじょ犬マークをご存じですか？

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共の施設や交通機関はもちろ
ろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、法律に基
き、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬を同伴してい
ても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけ
たら、積極的に声かけ又は筆談でコミュニケーションを取るようお願いしま
す。



(7) 意思疎通支援

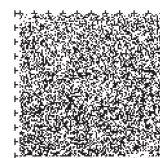
い し そつうし えん 意思疎通支援とは、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通支援者の派遣等を行うことで、 しゅわつうやく ようやくひつき ほうほう えんかつ はか しょうがい かた ふくし ぞうしん 手話通訳や要約筆記などの方法により、円滑なコミュニケーションを図り、障害のある方の福祉の増進と しゃかいさん か そくしん し もくてき 社会参加の促進に資することを目的としています。			
せ い ど しゅるい 制度の種類	たいしょうしゃ 対象者	せ い ど がいよう 制度の概要	と あ お問い合わせ
しゅわつうやくしゃせっち 手話通訳者設置  しゅわ 手話きいちゃん	けん し と う ようむ 県や市等での用務にお てきとう い し そつう いて、適当な意思疎通 ちゅうかいしゃ え の仲介者が得られない ちょうかくしょうがいしゃとう 聴覚障害者等	ちょうかくしょうがいしゃ しゃかいさん か そくしん 聴覚障害者の社会参加を促進する けんちやうとう しゅわつうやくしゃ せっち ため、県庁等に手話通訳者を設置す る。 せっちばしょ (設置場所) けんちやう かくしんこうきょけんこうふ く し ぶ 県庁、各振興局健康福祉部 し やくしょ まちやくば わ か や ま し か いなんし 市役所・町役場(和歌山市・海南市・ き か わ し い わ で し はしもとし た な べ し 紀の川市・岩出市・橋本市・田辺市・ ちやう かつらぎ町)	し ふくしじむしょ 市福祉事務所・ ちやうそんやくば 町村役場 けんちやうしょうがいふくし か 県庁障害福祉課 けんしんこうきょけんこう 県振興局健康 ふくし ぶ 福祉部
しゅわつうやくしゃはけん 手話通訳者派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 ちょうかくしょうがいしゃとう な聴覚障害者等	ちょうかくしょうがいしゃ こうてきき かん いりようき かん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 おもむ ばあい えんかつ い し そつう はか へ 赴く場合、円滑な意思疎通を図る しゅわつうやくしゃ はけん ために、手話通訳者を派遣する。	し ふくしじむしょ 市福祉事務所 ・ ちやうそんやくば 町村役場
ようやくひつきしや はけん 要約筆記者派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 ちょうかくしょうがいしゃとう な聴覚障害者等	ちょうかくしょうがいしゃ こうてきき かん いりようき かん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 おもむ ばあい えんかつ い し そつう はか へ 赴く場合、円滑な意思疎通を図る ようやくひつきしや はけん ために、要約筆記者を派遣する。	し ふくしじむしょ 市福祉事務所 ・ ちやうそんやくば 町村役場
もう しゃむ 盲ろう者向け つうやく かいじょいん はけん 通訳・介助員派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 もう しゃ しかくきのう な盲ろう者(視覚機能と ちょうかくきのう りやうほう しょうがい 聴覚機能の両方に障害 もの のある者)	もう しゃ しゃかいさん か そくしん 盲ろう者の社会参加を促進するた め、コミュニケーション及び移動等の し えん おこな もう しゃ む つうやく かいじょ 支援を行う盲ろう者向け通訳・介助 いん はけん 員を派遣する。	わ か や ま し 和歌山市 けんちやうしょうがいふくし か 県庁障害福祉課 いつしゃ わ か やまけん (一社)和歌山県 ちょうかくしょうがいしやきょうかい 聴覚障害者協会
しつごしょうしゃむ 失語症者向け い し そつうし えん しや 意思疎通支援者 はけん 派遣	い し そつう し えん ひつよう 意思疎通の支援が必要 しつごしょうしゃ のうけつかんしつ な失語症者(脳血管疾 かんとう だいのう げんご 患等により脳の言語 ちゅうさう そんしょう よ 中枢が損傷され、読む・ か き はな 書く・聞く・話すといった げんごきのう しょうがい 言語機能に障害のある もの 者)	しつごしょうしゃ しゃかいさん か そくしん 失語症者の社会参加を促進するた め、コミュニケーションの支援を行う しつごしょうしゃむ い し そつうし えん しや は 失語症者向け意思疎通支援者を派 けん 遣する。	けんちやうしょうがいふくし か 県庁障害福祉課 いつしゃ わ か やまけん (一社)和歌山県 げん ごちやうかくしかい 言語聴覚士会
ひようふたん じょうきせいど むりよう りよう ※費用負担 上記制度については、無料でご利用いただけます。			



(8) 就労支援

和歌山県による支援（和歌山産業技術専門学院 総合実務科）

せ い ど が い よ う 制度の概要	しょうにんずうせい くんれんせい とくせい はいりよ さまざま しょくしゅ しょくぎょうくんれん おこな 少人数制で訓練生の特性に配慮して様々な職種の職業訓練を行います。 ていいん めい がつにゆうがく がつにゆうがく くんれんきかん ねんかん 定員は 20名(4月入学と 10月入学があります)、訓練期間は 1年間です。
たいしやう しょうがいしや 対象となる障害者	けい ど ちてきしょうがい かた つぎ 軽度の知的障害のある方で次のことにすべてあてはまる方 ・公共職業安定所に求職の申し込みをしている方 ・公共職業安定所で、訓練を受けることが適当と認められた方 ・職業訓練を受けることで、就職が見込める方 ・自分で身のまわりの基本的なことができる方
えんご そ ち とう 援護措置等	くんれんじゅこうしや こようほけんじゅきゆうしやい がい かた じゅこうし じ う かた くんれんてあて 訓練受講者のうち雇用保険受給者以外の方で、受講指示を受けた方には訓練手当 の支給が適用される場合があります。 【訓練手当の内容】 ○基本手当(訓練期間の日数分) ・2級地 日額3,930円(和歌山市に在住の方など) ・3級地 日額3,530円(和歌山市以外の県内市町村在住の方又は 20歳未満の方) ○受講手当(訓練を受けた日数分) ・日額500円(40日を上限とする) ○通所手当 ・月額最高42,500円 くんれんじゅこうしや こようほけんじゅきゆうしや かた じゅこうし じ う かた ひ つづ くんれん 訓練受講者のうち雇用保険受給者の方で、受講指示を受けた方には引き続き訓練 修了まで雇用保険の支給延長が適用される場合があります。 こうきやうこうつうきかん りやう がくいん かよ かた がくせいわりびき てきやう 公共交通機関を利用して学院に通われる方は学生割引が適用されます。
ひやうとう 費用等	にゆうがくこうさ にゆうがくきん じゅぎやうりやう むりやう きやうかしよ さぎやうふくとう かつどうひやう ねんかん まん 入学考査・入学金・授業料は無料。ただし、教科書・作業服等の活動費用(年間2万 えんていど じ こふたん 円程度)は自己負担。
と あ お問い合わせ	わ か や まけんりつ わ か や まさんぎやうぎじゅつせんもんがくいん そうごうじつむか 和歌山県立和歌山産業技術専門学院 総合実務科 TEL 073-477-1253 FAX 073-477-1254 じゅうしよ わ か や まし おぐら ばんち 住所 〒649-6261 和歌山市小倉90番地 わ か や まさんぎやうぎじゅつせんもんがくいん けんさく 和歌山産業技術総合実務科 検索 そうごうじつむか ずいじけんがく う い きがるとあ 総合実務科では随時見学を受け入れています。お気軽にお問い合わせください。  和歌山産業技術専門学院 総合実務科 お問い合わせ 専用QRコード



し え ん と あ す
■ ハローワークによる支援(お問い合わせ:お住まいのハローワーク)

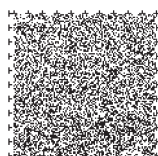
し え ん た い せ い と う め い し ょ う 支援体制等の名称	たい し ょ う し え ん な い ょ う 対象・支援内容
し ょ く ぎ ょ う そ う だ ん し ょ く ぎ ょ う し ょ う かい 職業相談・職業紹介	し ゅ う し ょ く き ぼ う し ょ う が い し ゃ か た き ゅ う し ょ く と う ろ く お こ な せ ん も ん し ょ く い ん し ょ く ぎ ょ う そ う だ ん い ん 就職を希望する障害者の方の求職登録を行い、専門職員や職業相談員によ り、障害の態様や適性・希望職種に応じて、職業相談・求人開拓・職業紹介・職 場適応指導等を行います。
き ゅ う し ょ く し ゃ し ょ く ば て き お う く ん れ ん 求職者職場適応訓練	【対象となる方】 し ょ う が い し ゃ と う さ い し ゅ う し ょ く よ う い し ょ く ば て き お う く ん れ ん う て き と う 障害者等であって、再就職を容易とするため職場適応訓練を受けることが適当で あると公共職業安定所長が認め、受講指示を受けた方 【支援内容】 じ つ さ い し ょ く ば さ ぎ ょ う く ん れ ん お こ な さ ぎ ょ う か ん き ょ う て き お う よ う い 実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境への適応を容易に する目的で実施するもの(知事が民間事業所に委託して訓練を実施) く ん れ ん き か ん げ ん そ く げ つ い な い じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ ね ん い な い 訓練期間は、原則として6か月以内(重度障害者は1年以内)

わ か や ま し ょ う が い し ゃ し ょ く ぎ ょ う し え ん
■ 和歌山障害者職業センターによる支援

し え ん た い せ い と う め い し ょ う 支援体制等の名称	たい し ょ う し え ん な い ょ う 対象・支援内容
し ょ く ぎ ょ う そ う だ ん 職業相談	え ん か つ し ゅ う し ょ く か つ と う て き せ つ し ょ く ぎ ょ う せ ん た く あ ん て い し ょ く ぎ ょ う せ い か つ け い ぞ く そ う だ ん 円滑な就職活動、適切な職業選択、安定した職業生活の継続のための相談と じ ょ げ ん お こ な 助言を行います。
し ょ く ぎ ょ う ひ ょ う か 職業評価	し ょ く ぎ ょ う し ょ う か だ い し ょ く ば は い り よ じ こ う と う は あ く し ゅ う し ょ く む ほ う こ う せ い し ょ く ぎ ょ う 職業上の課題や職場への配慮事項等を把握し、就職に向けての方向性(職業リ ハビリテーション計画の策定)を検討します。
し ょ く ぎ ょ う じ ゅ ん び し え ん 職業準備支援	し ゅ う し ょ く し ょ く ば て い ち ゃ く む ひ と り も く ひ ょ う お う じ ゅ こ う つ う 就職や職場定着に向けて、一人ひとりの目標に応じたカリキュラムの受講を通じ、 し ょ う が い と く せ い し ょ く ぎ ょ う し ょ う か だ い は あ く か い ぜ ん し ょ く ぎ ょ う か ん ち し き し ゅ う と く し ゃ か い せ い か つ 障害特性や職業上の課題の把握と改善、職業に関する知識の習得、社会生活 ぎ の う と う こ う じ ょ う し え ん お こ な 技能等の向上にかかる支援を行います。
し ょ く ば て き お う え ん じ ょ し ゃ 職場適応援助者 (ジョブコーチ)支援	し ゅ う し ょ く ま た し ょ く ば て き お う か だ い し ょ う が い し ゃ こ ょ う そ く し ん お よ し ょ く ぎ ょ う あ ん て い は か 就職又は職場適応に課題のある障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るた め、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を つ う し ょ う が い と く せ い ふ ち ょ く せ つ て き せ ん も ん て き え ん じ ょ お こ な 通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。
し え ん リワーク支援	び ょ う と う き ゅ う し ょ く ち ゅ う か た し ょ く ば ふ つ き え ん か つ す す し ゅ じ い れ ん け い うつ病等で休職中の方の職場復帰が円滑に進むよう、主治医との連携のもと、 き ゅ う し ょ く ち ゅ う か た じ ゅ ょ う ぬ し か た し え ん お こ な 休職中の方、事業主の方へ支援を行います。
じ ぎ ょ う ぬ し し え ん 事業主支援	し ょ う が い し ゃ こ ょ う ま た こ ょ う じ ぎ ょ う ぬ し た い こ ょ う そ く し ん こ ょ う け い 障害者を雇用しようとする又は雇用している事業主に対して、雇用促進・雇用継 続・職場復帰の各段階に応じた支援を行います。

と あ
【お問い合わせ】

どくりつぎょうせいほうじん こうれい しやうがい きやうしよくしやこようしえんきこうわかやましぶ わかやましようがいしやしよくぎやう
 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部 和歌山障害者職業センター
 TEL 073-472-3233 FAX 073-474-3069 メール wakayama-ctr@jeed.go.jp
 じゆうしよ わかやましおおだ ばんち
 住所 〒640-8323 和歌山市太田130番地の3



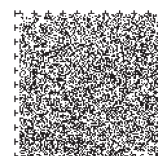
(9) 税の減免等

■ 住民税の障害者控除

せ い ど が い よ う 制度の概要	のうぜいしやほんにんまた どういつせいけいはいぐうしや ふ ようしんぞく しよとくぜいほうじょう しょうがいしや がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する 場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。
たいしやうしや およ こ う じ ゃ が く 対象者及び控除額	しょうがいしや つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしやうがいしやてちょう きゆうしよじしや ・身体障害者手帳3～6級所持者 りやういくてちょう しよじしや ・療育手帳B1・B2所持者 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちょう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 しょうがいしやひとり まんえん こ う じ ゃ ➡ 障害者一人につき 26万円が控除されます。
	とくべつしょうがいしや つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしやうがいしやてちょう きゆうしよじしや ・身体障害者手帳1・2級所持者 りやういくてちょう しよじしや ・療育手帳A1・A2所持者 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちょう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 とくべつしょうがいしやひとり まんえん こ う じ ゃ ➡ 特別障害者一人につき 30万円が控除されます。
	どうきよとくべつしょうがいしや 【同居特別障害者】 どういつせいけいはいぐうしやまた ふ ようしんぞく とくべつしょうがいしや のうぜいしやまた はいぐうしや 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者や のうぜいしや せいけい どういつ しんぞく つね どうきよ 納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき どうきよとくべつしょうがいしやひとり まんえん こ う じ ゃ ➡ 同居特別障害者一人につき 53万円が控除されます。
と あ お問い合わせ	す しちやうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課

■ 住民税の非課税

せ い ど が い よ う 制度の概要	ぜんねん ごうけいしよとくきんがく まんえん い か かた じゅうみんぜい ひ か ぜ い 前年の合計所得金額が 135万円以下の方は、住民税が非課税となります。
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちょうしよじしや ・身体障害者手帳所持者 りやういくてちょうしよじしや ・療育手帳所持者 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちょうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳所持者
と あ お問い合わせ	す しちやうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課

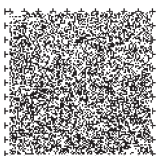


自動車税・軽自動車税の減免

せ い ど がいよう 制度の概要	しんたいしょうがいしやてちよう りよういくてちようおよ せいしんしょうがいしやほ けん ふくしてちよう も かた いったい 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の ようけん み ばあい じ どうしゃぜいかんきようせいのうわり じ どうしゃぜいしゅべつわりおよ けい じ どうしゃぜいかん 要件を満たす場合は、自動車税環境性能割、自動車税種別割及び軽自動車税環 きようせいのうわり げんめん 境性能割が減免となります。
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしやてちようしよじしや しょうがい てい ど せいげん 身体障害者手帳所持者(障害の程度には制限があります。) りよういくてちよう しよじしや 療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしやほ けん ふくしてちようしよじしや しょうがい てい ど せいげん 精神障害者保健福祉手帳所持者(障害の程度には制限があります。)
せ い ど しょうさい 制度の詳細	1 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等であり本人が運転する とき。 2 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等で同一生計者(同居 しんぞく い かおな うんてん の親族。以下同じ)が運転するとき。 3 対象者が身体障害者(18歳未満)、知的障害者又は精神障害者のときは、同一 せいけいしや じ どうしゃ めいぎにん どういつせいけいしや うんてん 生計者が自動車の名義人となり同一生計者が運転するとき。 4 自動車の名義人及び世帯員が対象者の要件に該当する身体障害者のみで構成 せたい ばあい じょうじかいごしや うんてん された世帯の場合は、常時介護者が運転するとき。 2～4 で、もつぱら身体障害者等の通院等に利用する自動車税等の減免が受けられ ます。 ※軽自動車税の種別割については、市町村税務担当課にお問い合わせください。
と あ お問い合わせ	じ どうしゃぜい かんきようせいのうわりふく およ けい じ どうしゃぜいかんきようせいのうわり けんぜいじ む し ょ 自動車税(環境性能割含む)及び軽自動車税環境性能割は 県税事務所(P44 さんしょう 参照) けい じ どうしゃぜい しゅべつわり しちょうそんぜいむたんとうか 軽自動車税の種別割は市町村税務担当課 しやりようめい ぎ しょうがい てい ど いったい げんめんようけん てきごう ひつよう しょうさい 車両名義や障害の程度など一定の減免要件に適合する必要があります。詳細はお と あ 問い合わせください。

ゴルフ場利用税の非課税

せ い ど がいよう 制度の概要	しょうがいしや じょうけつつけまどぐち しんたいしょうがいしやてちようとう てい じ じょうり よう ぜい 障害者がゴルフ場受付窓口で身体障害者手帳等を提示すればゴルフ場利用税が ひ か ぜい 非課税になります。
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしやてちようしよじしや 身体障害者手帳所持者 りよういくてちようしよじしや 療育手帳所持者 せいしんしょうがいしやほ けん ふくしてちようしよじしや 精神障害者保健福祉手帳所持者
と あ お問い合わせ	わ か や まけんぜいじ む し ょ さんしょう 和歌山県税事務所(P44参照)

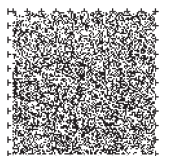


■ 個人事業税の非課税

せいど がいよう 制度の概要	じゅうど しりよくしょうがいしゃ ま また しあつ じゅうどうせいふく た 重度の視力障害者があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の いぎょう るい じぎょう おこな ばあい こじんじぎょうぜい ひかぜい 医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。
たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者	りょうがん しりよく きょうせい ばあい しりよく い か 両眼の視力(矯正した場合の視力)が0.06以下である方
と あ お問い合わせ	けんぜいじ むしよ さんしょう 県税事務所(P44参照)

■ 所得税の障害者控除

せいど がいよう 制度の概要	のうぜいしゃほんにんまた どういつせいけいはいぐうしゃ ふようしんぞく しよとくぜいほうじょう しょうがいしゃ がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する ばあい いっていきんがく しよとくこうじょ う 場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。
たいしょうしゃおよ こうじょがく 対象者及び控除額	しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき ・身体障害者手帳3～6級所持者 しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしよじしゃ ・療育手帳B1・B2所持者 りょういくてちょう しよじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしよじしゃ ➡ 障害者一人につき 27万円が控除されます とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき ・身体障害者手帳1～2級所持者 しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしよじしゃ ・療育手帳A1・A2所持者 りょういくてちょう しよじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしよじしゃ ➡ 特別障害者一人につき 40万円が控除されます どうきよとくべつしょうがいしゃ 【同居特別障害者】 どういつせいけいはいぐうしゃまた ふようしんぞく とくべつしょうがいしゃ のうぜいしゃまた はいぐうしゃ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者や のうぜいしゃ せいけい どういつ しんぞく つね どうきよ 納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき ➡ 同居特別障害者一人につき 75万円が控除されます



■ 所得税の医療費控除

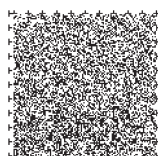
せ い ど がいよう 制度の概要	とし がつついたち がつ にち あいだ じ こ また じ こ せいけい いつ その年の 1月1 日から 12月31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする はいぐうしや た しんぞく いりようひ し はら ばあい し はら 配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った いりようひ いっていがく こ きんがく しよとくこうじよ う 医療費が一定額を超えるときは、その超える金額の所得控除を受けることができま す。医療費控除を受けるためには、お住まいの税務署に確定申告書を提出する ひつよう 必要があります。
医療費控除の例	れい ろうそうぐ かか ひよう 【例：ストマ用装具に係る費用】 ちりようじよう てきせつ ろうそうぐ しようもうひん 治療上、適切なストマ用装具を消耗品として ししよう ひつようふ かけつ い し みと 使用することが必要不可欠であると医師が認 め、「ストマ用装具使用証明書」の発行を受け かた ろうそうぐ かか ひよう た方のストマ用装具に係る費用 れい だい かか ひよう 【例：おむつ代に係る費用】 しようぶよう 傷病によりおおむね 6 か月以上にわたり寝たきりで い し ちりよう う ばあい つか 医師の治療を受けている場合に、おむつを使う ひつよう みと 必要があると認められるときのおむつに係る費用 い し はっこう しようしやうめいしよ ひつよう (医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要で す。)

■ 所得税の小規模企業共済掛金控除

せ い ど がいよう 制度の概要	のうぜいしや しようき ぼきぎようきようさいほう きてい きようさいけいやく もと かけきんとう し はら ばあい 納税者が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合 し はら きんがく しよとくこうじよ う には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。
たいしやう 対象となる きようさいけいやく 共済契約	ち ほうこうきやうだんたい じっし しんしんしやうがいしや ふ しようきようさいせいど さんしやう かけきん し はら 地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(P22参照)の掛金を支払った ばあい とし し はら かけきん ぜんがく しよとくこうじよ う 場合、その年に支払った掛金の全額について所得控除を受けることができます。

■ 身体障害者用物品の非課税

せ い ど がいよう 制度の概要	しんたいしやうがいしや しよう きよう とくしゆ せいじやう こうぞうまた き の う ゆう ぶつびん 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であつ いてい かか じやうと か つ とう しやうひぜい か ぜい て、一定のものに係る譲渡、貸し付け等には消費税は課税されません。
ひ か ぜ い たいしやう しんたい 非課税対象の身体 しょうがいしやようぶつびん 障害者用物品	たいしやう ぶつびん こうせいろうどうだいじん ざいむだいじん きようぎ してい 対象となる物品は厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定する。 ぎ し そうぐ ざ い ほ じ そうち もうじんあんぜんつえ ぎがん めがね てんじき ほちようき 例) 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、 じんこうこうとう くるまいす でんどうくるまいす ほこうき とうぶほごほう そうちやくしきしゅうようき 人口喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保護帽、装着式収尿器、 ようそうぐ とう ストマ用装具 等 しやうさい こうせいろうどうしやう しやうひぜいほう いちぶ かいせい ほうりつ ※詳細については厚生労働省ホームページ「消費税法の一部を改正する法律 へいせい ねんほうりつだい ごう し こう ともな しんたいしやうがいしやようぶつびん ひ か ぜ いあつか (平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」 かくにん をご確認ください。

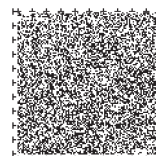


■ 相続税の障害者控除

せいど がいよう 制度の概要	そうぞく い ぞう ざいさん しゅとく もの そうぞくぜいほうじょう しょうがいしゃ がいと う そうぞくにん 相続や遺贈により財産を取得した者が相続税法上の障害者に該当し、かつ、相続人 ばあい もの そうぞくぜいがく いっていきんがく こうじょ である場合は、その者の相続税額から一定金額を控除します。
たいしょうしゃおよ こうじょがく 対象者及び控除額	しょうがいしゃ つぎ がいと う 【障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしや ・身体障害者手帳3～6級所持者 りょういくてちょう しょじしや ・療育手帳B1・B2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしょじしや ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 → 85歳に達するまでの年数1年につき 10万円を控除 けいさんほうほう こうじょがく さい そうぞくかいし じ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 = (85歳－相続開始時の年齢) × 10万円 とくべつしょうがいしゃ つぎ がいと う 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしや ・身体障害者手帳1～2級所持者 りょういくてちょう しょじしや ・療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしょじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 → 85歳に達するまでの年数1年につき 20万円を控除 けいさんほうほう こうじょがく さい そうぞくかいし じ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 = (85歳－相続開始時の年齢) × 20万円

■ 少額貯蓄の利子等の非課税

せいど がいよう 制度の概要	しょうがい かた う と いってい よちよきんとう ぎんこう よちよきん ごうどううんようしんたく 障害のある方などが受け取る一定の預貯金等(銀行などの預貯金、合同運用信託、 とくてい こう ぽ こうしゃさいとううんようとうししんたくとう り し ひ か ぜ い 特定公募公社債等運用投資信託等)の利子が非課税となります。
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしや 身体障害者手帳所持者 りょういくてちょうしょじしや 療育手帳所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしょじしや 精神障害者保健福祉手帳所持者 しょうがいねんきんとう じゅきゅうしゃ 障害年金等の受給者
たいしょう よちよきんとう 対象となる預貯金等	しょうがくちよちく ひ か ぜ い せい ど ゆう 【少額貯蓄非課税制度(マル優)】 ぎんこうとう よちよきん かしつけしんたく こうしゃさい こうしゃさいとうしん 銀行等の預貯金、貸付信託、公社債、公社債投信など → 上記の貯蓄の元本の合計額が 350万円までの利子が非課税となります。 しょうがくこうさい ひ か ぜ い せい ど とくべつ ゆう 【少額公債非課税制度(特別マル優)】 こくさい こう ぽ ちほうさい ごうけい まんえん り し ひ か ぜ い → 国債、公募地方債の合計350万円までの利子が非課税となります。
と あ お問い合わせ	かくきんゆうき かん ぜいむしょ 各金融機関、税務署



■ 県税事務所の名称と管轄区域

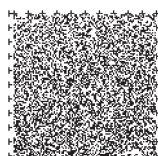
めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX	かんかつくいき 管轄区域
わかやまけんぜいじむしょ 和歌山県税事務所 (県庁第2南別館内)	〒640-8585 わかやましこまつばらどおり 和歌山市小松原通1-1	073-441-3409 073-441-3439	わかやまし かいなんし 和歌山市、海南市、 かいそうぐん 海草郡
きほくけんぜいじむしょ 紀北県税事務所 (那賀総合庁舎内)	〒649-6223 いわでしたかつか 岩出市高塚209	0736-61-0067 0736-61-0037	いわでし き かわし 岩出市、紀の川市、 はしもとし いとぐん 橋本市、伊都郡
きちゅうけんぜいじむしょ 紀中県税事務所 (有田総合庁舎内)	〒643-0004 ありだぐんゆあさちようゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1260 0737-64-1278	ありだし ごほうし 有田市、御坊市、 ありだぐん ひだかぐん 有田郡、日高郡
きなんけんぜいじむしょ 紀南県税事務所 (西牟婁総合庁舎内)	〒646-8580 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7937 0739-26-7915	たなべし しんぐうし 田辺市、新宮市、 にしむろぐん ひがしむろぐん 西牟婁郡、東牟婁郡
※上記県税事務所の他、伊都、日高、東牟婁の各振興局総務県民課でも申請書の提出ができます。			

■ 県内税務署の名称と管轄区域

めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	かんかつくいき 管轄区域
わかやまぜいむしょ 和歌山税務署	〒640-8520 わかやましにばんちよう わかやまちほうごうどうちようしや 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	わかやまし 和歌山市
かいなんぜいむしょ 海南税務署	〒642-8555 かいなんしなたか 海南市名高255の4	かいなんし かいそうぐん 海南市・海草郡
ごほうぜいむしょ 御坊税務署	〒644-0002 ごほうしその ばんち 御坊市藺430番地の3	ごほうし ひだかぐん 御坊市・日高郡
たなべぜいむしょ 田辺税務署	〒646-8510 たなべしかみやしきにちようめ ばんち ぐう 田辺市上屋敷二丁目10番46号	たなべし 田辺市 にしむろぐん 西牟婁郡
しんぐうぜいむしょ 新宮税務署	〒647-0012 しんぐうしいさだちようにちようめ ばんち 新宮市伊佐田町二丁目1番地20	しんぐうし 新宮市 ひがしむろぐん 東牟婁郡
こかわぜいむしょ 粉河税務署	〒649-6592 き かわしこかわ 紀の川市粉河807	はしもとし き かわし 橋本市・紀の川市 いわでし いとぐん 岩出市・伊都郡
ゆあさぜいむしょ 湯浅税務署	〒643-0004 ありだぐんゆあさちようゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2430-76	ありだし ありだぐん 有田市・有田郡

■ 国税に関する質問・ご相談

こくぜいそうだんせんよう 国税相談専用ダイヤル	0570-00-5901 (全国一律料金) うけつけじかん へいじつ どにちしゆくじつおよ がつ にち がつ にち のぞ 受付時間 平日8:30～17:00(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)
----------------------------	--



(10) 住まいに関する支援

■ 県営住宅への入居

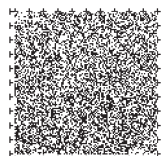
せ い ど が い よ う 制度の概要	しょうがいしゃ せたい じゅうたく こま かた とくてもくてきじゅうたく しょうがいしゃむ じゅうたく 障害者世帯で住宅に困っている方に、特定目的住宅として障害者向け住宅があります。 いっばんむ じゅうたく いっばんもう こ いがい ゆうせんにゆうきよ もう こ 一般向け住宅においては一般申し込み以外に優先入居としての申し込みができる場合があります。
たいしやう せたい 対象となる世帯	しんたいしょうがいしゃてちょう きゆういじやう しよじ かた せたい ・身体障害者手帳4級以上を所持している方がいる世帯 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゆうまた きゆう しよじ かた せたい ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方がいる世帯 りやうくてちょう しよじ かた せたい ・療育手帳(A1・A2・B1)を所持している方がいる世帯 もうしこみやほんにんまた どうきよしんぞく なんびようかんじや せたい ・申込者本人又は同居親族に難病患者がいる世帯
と あ お問い合わせ	けんえいじゅうたく けんちやうけんちくじゅうたくか 【県営住宅】 県庁建築住宅課 (TEL:073-441-3210 FAX:073-428-2038) かくしんこうきよくけんせつぶ かいそう な が い と およ ありだ しんこうきよくけんせつぶ のぞ 各振興局建設部 (海草・那賀・伊都及び有田振興局建設部は除く) じゅうたくきよくきゆうこうしや 住宅供給公社 (TEL:073-425-6885 FAX:073-422-0733) 【その他の公営住宅】 お住まいの市役所・町村役場

■ 福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業

せ い ど が い よ う 制度の概要	しょうがい かた こうれいしゃ りやう じゅうたくとう かいしゅう さい ぎじゆつてきじよげんとう おこな 障害のある方や高齢者が利用しやすく住宅等を改修する際の技術的助言等を行う ために、福祉のまちづくり施設アドバイザーを派遣する。派遣料は無料。
たいしやうしや 対象者	ふとくていたすう ひと りやう みんかんしせつ しやうしや 不特定多数の人が利用する民間施設の所有者
と あ お問い合わせ	いっばんしやだんほうじんわ か や まけんちくしかい 一般社団法人和歌山建築士会 (TEL 073-423-2562 FAX 073-433-2772) けんちやうけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038)

■ わかやま・福祉のまちづくりマップ

せ い ど が い よ う 制度の概要	けんない しょうがいしゃ こうれいしゃとう あんぜん えんかつ りやう はいりよ しせつ かんこう 県内の障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された施設(官公 ちやうしや ぶんかしせつ いりやうしせつ だい きぼ こうりてんぼ きんゆうきかん ゆうびんきよく しゆくはくしせつ 庁舎、文化施設、医療施設、大規模小売店舗、金融機関・郵便局、宿泊施設、 てつどうえき がいよう せいびじようきよう くるまいすたいおうせつび せつび う む い ち 鉄道駅)の概要、整備状況(車椅子対応設備やオストメイト設備の有無)、位置など、 しんたい ふじゆう かたがた まち で さい さんこう じようほう けいさい 身体の不自由な方々が街に出かける際に参考になる情報を掲載しています。
ホームページ	https://wakayamaken.geocloud.jp/mp/9
と あ お問い合わせ	けんちやうけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038)



（11）りょうきん わりびき せ い ど料金の割引制度、サービス等

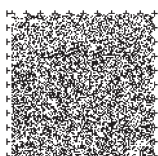
■ かくしゅうんちんわりびき各種運賃割引

てつどううんちんわりびき 鉄道運賃割引	
と あ てつどうがいしや かくえき まどぐち 【お問い合わせ】 鉄道会社、各駅の窓口	
かくてつどう りょう ば あい か き たいしやうしや しんたいしやうがいしやてちやうまた りやういくてちやう て い じ うんちん わりびき 各鉄道を利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより運賃が割引されます。	
たいしやうしや わりびきないやう 対象者・割引内容	じぎやうしや たいしやうしや わりびきないやう てつづ と う と あつか こと りやうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に
とう 等	じぎやうしや かくにん 事業者へご確認ください。

うんちんわりびき バス運賃割引	
と あ がいしや 【お問い合わせ】 バス会社	
りょう ば あい しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやうおよ せいしんしやうがいしやほ けん ふくしてちやうしよじしや たんどくまた バスを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が単独又は	
かいごしや りょう ば あい てちやう て い じ うんちん わりびき 介護者とともに、バスを利用する場合、手帳を提示することにより運賃が割引されます。	
たいしやうしや わりびきないやう 対象者・割引内容	じぎやうしや たいしやうしや わりびきないやう てつづ と う と あつか こと りやうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に
とう 等	じぎやうしや かくにん 事業者へご確認ください。

うんちんわりびき タクシー運賃割引	
と あ がいしや 【お問い合わせ】 タクシー会社	
りょう ば あい か き たいしやうしや しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやうおよ せいしんしやうがいしやほ けん ふくしてちやう タクシーを利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を	
て い じ うんちん わりびき 提示することにより運賃が割引されます。	
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやうまた せいしんしやうがいしやほ けん ふくしてちやう しよじしや 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 所持者
わりびきないやうとう 割引内容等	じぎやうしや たいしやうしや こと ば あい （事業者により対象者が異なる場合があります）
うんちん わりびき えん み まん は す う き あ 運賃の 10%割引(10円未満の端数は切り上げ)	

こうくううんちんわりびき 航空運賃割引	
と あ こうくうがいしや りようこうがいしや 【お問い合わせ】 航空会社、旅行会社	
こうくう りょう ば あい とうじやう じ ねんれい まん さいいじやう しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいしやほ けん 航空を利用する場合、搭乗時の年齢が満3歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健	
ふくしてちやうおよ せんしやうびやうしやてちやう も かた およ どういつびん とうじやう まん さいいじやう かいごしや かた ひ とり 福祉手帳及び戦傷病者手帳をお持ちの方、及び同一便に搭乗される満12歳以上の介護者の方(一人ま	
りょう で)が利用できます。	
たいしやうしや わりびきないやう 対象者・割引内容	じぎやうしや たいしやうしや わりびきないやう てつづ と う と あつか こと りやうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に
とう 等	じぎやうしや かくにん 事業者へご確認ください。

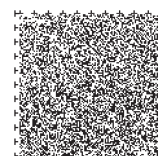


■ 有料道路通行料金割引

せ い ど がいよう 制度の概要	「身体障害者の方が自ら運転する場合」又は「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に通勤、通学、通院等に利用する際の有料道路通行料金が割引になります。 制度の利用には、市町村の障害福祉担当課又はオンラインにて事前登録が必要です。 ETC が利用できる道路においては、事前に登録手続きを行うことにより、ETC ノンストップ通行においても同様の割引が適用されます。 令和5年3月27日より法律が一部改正され、タクシー、福祉有償車両、レンタカー、知人の車や車検時の代車等、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示することで割引が適用されます。
たいしょうしゃ 対象者	ゆうりょうどろつうこうりょうきんわりびきしんせいとうろく ず かた 有料道路通行料金割引申請登録済みの方 ※タクシー、福祉有償車両は、手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付されている場合のみ対象です。
と あ お問い合わせ	しちょうそん しょうがいふくしたんとうか さんしょう 市町村の障害福祉担当課(P2～P3参照)

■ NHK放送受信料の免除

減免	たいしょう せたい 対象となる世帯	備考
全額免除	身体障害者、知的障害者、精神障害者の方がいる世帯 で、世帯構成員全員 が 市町村民税非課税 の世帯	お住まいの市町村の障害福祉担当課に 申請書を 提出し、免除事由の証明を受ける必要 があります。 証明を受けた申請書を NHK に 提出することにより、受信料が 減免されます。
半額免除	視覚・聴覚障害者、重度の身体障害者(1級・2級)、療育手帳(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方が世帯主で受信契約者の場合	
お問い合わせ	市町村の障害福祉担当課(P2～P3参照)、NHK放送局	



■ 携帯電話基本使用料等の割引

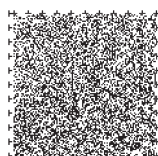
せ い ど が い よ う 制度の概要	けいたいでんわ りやうきん わりびき NTTドコモ、au、ソフトバンクにおいて、携帯電話の料金の割引があります。
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいしやほ けん ふくしてちやう とくていしつかんいりやうじゆきゆうしやしや 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、 とくていしつかんとうろくしやしやまた とくていりやうひ して いなんびやう じゆきゆうしやしや しよじしや 特定疾患登録者証又は特定医療費(指定難病)受給者証 所持者
わりびきないやう 割引内容	わりびきがく かくかいしや こと 割引額は各会社により異なります。
と あ お問い合わせ	かくけいたいでんわ じぎやうしや 各携帯電話事業者

■ NTT の無料番号案内(ふれあい案内)

せ い ど が い よ う 制度の概要	でんわちやう りやう こんなん しやうがい かた たいしやう むりやう でんわばんごう あんない 電話帳の利用が困難な障害のある方を対象に、無料で電話番号を案内します。 ※利用には事前に登録が必要です。 ※登録方法は NTT 電話番号へ
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやうしよじしや つぎ かた 身体障害者手帳所持者のうち次の方 ・視覚障害1～6級 ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能 しょうがい きゆう 障害) 1・2級 ・聴覚障害2級、3級、4級、6級(1級、5級はなし) ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級、4級(1級、2級はなし) せんしやうびやうしやてちやうしよじしや 戦傷病者手帳所持者 りやういくてちやうしよじしや 療育手帳所持者 せいしんしやうがいしやほ けん ふくしてちやうしよじしや 精神障害者保健福祉手帳所持者
りやうりやうきん 利用料金	むりやう つうしんりやう べつと 無料(通信料は別途かかります)
と あ お問い合わせ	NTT ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174(全国共通) FAX 0120-104134(全国共通)

■ 郵便に関する割引等

てんじゆうびんぶつ とくていおんぶつとうゆうびんぶつ だいよんしゆうびんぶつ 点字郵便物・特定録音物等郵便物 (第四種郵便物)		
たいしやう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りやう きん 料 金	び こう 備 考
てんじゆうびんぶつ 点字郵便物 てんじ かか ないやう ゆうびんぶつ 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物。 ゆうびんぶつ な めんじやうぶ てんじゆうびんぶつ めいじ 郵便物の名あて面上部に「点字郵便物」であることを明示。	い ない 3kg以内 む りやう 無 料	ゆうびんぶつ いちぶかいふう 郵便物は一部開封



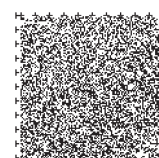
とくていろくおんどうゆうびんぶつ 特定録音等郵便物 し か くしょうがいしやよう るくおんぶつまた てんじようし ないよう ゆうびんぶつ 視覚障害者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物 に ほ ん ゆうびん かぶ して い う し せつ はつじゆ で、日本郵便(株)から指定を受けた施設から発受するもの かぎ に限ります。	い ない 3kg以内 む りよう 無 料	ゆうびんぶつ いち ぶかいふう 郵便物は一部開封
--	-------------------------------	-----------------------------

ゆうパック		
たいしよう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りよう きん 料 金	び こう 備 考
ちようかくしょうがいしやよう 聴覚障害者用ゆうパック に ほ ん ゆうびん かぶ して い ちようかくしょうがいしや ふくし ぞうしん 日本郵便(株)が指定する聴覚障害者の福祉を増進するた し せつ ちようかくしょうがいしや あいだ ちようかくしょうがいしやよう めの施設と聴覚障害者との間で、聴覚障害者用のビデオテ た るくがぶつ か だ また へんきやく ープその他の録画物(DVD などの)貸し出し又は返却のために はつじゆ 発受されるゆうパック。 にもつ ちようかくしょうがいしやよう めいじ 荷物には「聴覚障害者用ゆうパック」と明示すること。	サイズに こと より異なる	ゆうびんぶつ いち ぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 そう ないよう 装するものについては、内用 ひん ようい とうし 品が容易に透視できるよう ほうそう 包装すること。
てんじ 点字ゆうパック おおがた てんじとしょう ないよう 大型の点字図書等を内容とするゆうパック。 にもつ てんじ めいじ 荷物には「点字ゆうパック」と明示すること。	サイズに こと より異なる	ゆうびんぶつ いち ぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 そう ないよう 装するものについては、内用 ひん ようい とうし 品が容易に透視できるよう ほうそう 包装すること。

しんしんしょうがいしやよう 心身障害者用ゆうメール		
たいしよう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りよう きん 料 金	び こう 備 考
に ほ ん ゆうびん かぶ とど で としよかん じゆうど しんたいしやうがいしやまた 日本郵便(株)に届け出た図書館と重度の身体障害者又 じゆうど ちてきしょうがいしや あいだ としよ えつらん はつじゆ は重度の知的障害者との間で、図書の閲覧のために発受 されるゆうメール。	ゆうメール りようきん 料金の はんがく 半額	としよかんよう めい 「図書館用ゆうメール」と明 じ 示すること。

てい きかんこうぶつ ていりようだいさんしゆゆうびんぶつ 定期刊行物の低料第三種郵便物		
たいしよう ゆうびんぶつ しゆるい 対象となる郵便物の種類	りよう きん 料 金	び こう 備 考
しんしんしょうがいしやだんたい しんしんしょうがいしや ふくし はか もくてき 心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的と はっこう てい きかんこうぶつ して発行する定期刊行物	はっこうかいすう 発行回数 とう こと 等により異 なる	だいさんしゆゆうびんぶつ しょうにん う 第三種郵便物の承認を受け くわ さだ ることに加えて、定められた こうきようき かん はっこう しょうめいしよ 公共機関が発行した証明書 しりよう ひつよう などの資料が必要

じようきゆうびん かん ゆうびんきよく と あ
 上記郵便に関するサービスについては、郵便局にお問い合わせください。

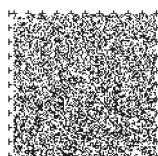


こうてきき かん かくしゅせいど と く
(12) 公的機関の各種制度・取り組み

■ ヘルプマーク・ヘルプカード

	ヘルプマーク ないぶしょうがい なんびょう かた ぎ そく じんこうかんせつ しやう かた にんしんしよ き かた 内部障害や難病の方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方など、 がいけん しょうがいとう わ かた しゅうい えんじよ はいりよ ひつよう 外見では障害等があることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としてい ることを知らせるためのマークです。 しょうめいしよるいとう ていじ ふよう もうしこみしよ きにゅう ひつよう 証明書類等の提示は不要ですが「ヘルプマーク申込書」の記入が必要です。 はいふ ひとり こ はいふ 配付は一人につき 1個のみの配付となります。
はいふ ばしよ 配付場所	けんちやうしょうがい ふく し か ・県庁障害福祉課 かくしんこうきよくけんこう ふく し ぶ くしもとししよ ・各振興局健康福祉部(串本支所) けんしょうがいじしゃ ・県障害児者サポートセンター けんなんびよう ほけん そうだんし えん ・県難病・こども保健相談支援センター いち ぶ しちやうそんしょうがいふくしまどぐち れい わ ねん がつ にちげんざい ・一部の市町村障害福祉窓口(令和6年4月1日現在) わ か や ま し しょうがいしやし えん か ほけんたいさくか かいなんし ありだし ごぼうし たなべし 和歌山市(障害者支援課・保健対策課)、海南市、有田市、御坊市、田辺市、 き か わ し いわでし き み の ちやう ちやう こうやちやう ゆあさちやう ひろがわちやう 紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、 ありだがわちやう みはまちやう ひだかちやう ゆらちやう いなみちやう ちやう ひ だかがわちやう 有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、 しらはまちやう かみとんだちやう ちやう なちかつうらちやう たいじちやう こざがわちやう きたやまむら 白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、 くしもとちやう 串本町

	ヘルプカード えんじよ はいりよ ひつよう 援助や配慮を必要としている ぐたいてき じょうほう つた 具体的な情報を伝えることがで きるカードです。ヘルプマークと へいよう しゅうい かた 併用していただくと、周囲の方に ひつよう じょうほう つた 必要な情報が伝わりやすくなり ます。災害や事故などの緊急時 さいがい じ こ きんきゆう じ に、ヘルプカードがあれば周囲 しゅうい の人が必要な情報を知ることが ひと ひつよう じょうほう し できます。 けん 県のホームページからダウンロ ードができます。左記の QR コー ドからホームページにアクセスで きます。 ヘルプカード あなたの手助けが 必要です。 カードを開いてください。  和歌山県 ☐ () が不自由です () があります ☐ 内部障害 () ・人工透析 有 ・ペースメーカー 有 ☐ () 発作があります ☐ こんときになににパニックになることがあります () ☐ アレルギーがあります 内容 () ☐ コミュニケーションが苦手です ☐ 簡単な言葉で説明してください ☐ 筆談を希望します ☐ 手話通訳が必要です ☐ 文章を読んでください ☐ 移動の際、介助してください 内容 () その他伝えたいこと  ふりがな 名 姓 住 所 生年月日 緊急連絡先1 電 話 緊急連絡先2 電 話 障害や病気 の 名 姓 障害や病気 の 症 状 飲 み 薬 アレルギー 通 診 先 電 話
---	---

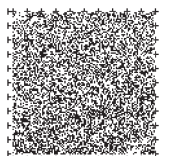


郵便等による不在者投票

せいど がいよう 制度の概要	ゆうびんとう ふざいしやとうひよう しんたいしやうがいしやてちよう も かたまた かいごほけん ひほけん 郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの方又は介護保険の被保険 しゃしやう ようかいごじやうたいくぶん ようかいご かた みと 者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。 とうひよう おこな ゆうびんとうとうひようしやうめいしよ じぜん こうふしんせい ひつよう 投票を行うには、「郵便等投票証明書」の事前の交付申請が必要です。 しんたいしやうがいしやてちようしよじしや ゆうびんとう ふざいしやとうひよう たいしやうしや い か なお、身体障害者手帳所持者で、郵便等による不在者投票の対象者は以下のとおり りです。
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちようしよじしや い か くぶん かた ・身体障害者手帳所持者(以下の区分の方) りようかし たいかん いどうきのう しょうがい きゆう きゆう かた 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級・2級の方 しんぞう ぞう こきゆうき また ちよくちよう しょうちよう しょうがい きゆう きゆう かた 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の障害 1級・3級の方 めんえき かんぞう しょうがい きゆう きゆう かた 免疫、肝臓の障害 1級～3級の方 かいごほけん ようかいごくぶんじやうたい ようかいご かた ・介護保険の要介護区分状態が「要介護5」の方 ゆうびんとう ふざいしやとうひよう たいしやうしや じようし し かく しょうがい しんたい ※なお、郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、上肢、視覚の障害により身体 しょうがいしやてちよう きゆう も かた だいいきさい ほうほう とうひよう みと 障害者手帳(1級)をお持ちの方は、代理記載の方法による投票が認められていま す。
と あ お問い合わせ	しちようそんせんきよか んりいいんかい 市町村選挙管理委員会

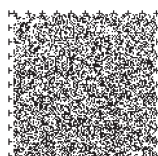
自動車事故対策機構による介護料支給

せいど がいよう 制度の概要	じどうしや じ こ げんいん のう せきずい また きようふくぶ ぞうき じゆうど こういしょうがい 自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害があ いどう しょくじおよ はいせつ にちじようせいかつどうさ じようじまた ずいじ かいご ひつよう り、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要と かた どころつぎやうせいほうじんじどうしや じ こ たいさくきこう かいごりよう しきゆう なった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)」から介護料が支給さ れます。
しきゆうないようとう 支給内容等	かいごりようしきゆうがく げつがく えん ・介護料支給額 月額36,500～211,530円 かいごりよう しきゆうたいしやう ひよう かいごようひん こうにゆうとう ・介護料の支給対象となる費用 ➡ 介護用品の購入等 しきゆう せいげん ・支給の制限 つぎ しえん う かた しきゆう たいしやう (1) 次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。 りようごしせつとう にゆういん かた ① NASVA療護施設等に入院している方 たほうれい もと しせつ にゆうしよ かた ② 他法令に基づく施設に入所している方 たほうれい かいごりようそうとう きゆうふ う かた ③ 他法令による介護料相当の給付を受けている方 しゆ せいけいいい じしや ねんかん ごうけいしよとくきんがく まんえん こ みと (2) 主たる生計維持者の年間の合計所得金額が 1,000万円を超えると認められ るとき
と あ お問い合わせ	しきゆうたいしやう かたおよ くわ しきゆうようけんとう か き と あ 支給対象となる方及び詳しい支給要件等は、下記までお問い合わせください。 どころつぎやうせいほうじんじどうしや じ こ たいさくきこう わかやまししよ 独立行政法人自動車事故対策機構 和歌山支所 (TEL:073-431-7337)



■ 県立施設使用料減免制度

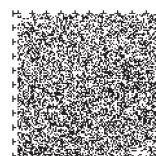
せい ど がいよう 制度の概要	しょうがい かた しゃかいさん か そくしん もくてき けん し せ っ り ょう ばあい か き 障害のある方の社会参加を促進することを目的に、県の施設を利用する場合、下記 たいしょうしゃ し せ っし しょうりょう げんめん う 対象者は施設使用料の減免を受けることができます。 せい ど り ょう しょうがいしゃでちようまた しょうがいしゃでちよう ていじ ひつよう せい ど 制度の利用には、障害者手帳又は障害者手帳アプリの提示が必要です。また、制度 たいしょうし せ っ じ ぜん かくにん の対象施設かどうか、事前に確認してください。
たいしょうしゃおよ げんめんりょう 対象者及び減免料	しんたいしょうがいしゃでちよう りょういくでちようまた せいしんしょうがいしゃほ けん ふくしてちようしよじしや ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 しょうがいしゃ はったつしょうがいしゃまた かいごにん おも こうせいじん だんたい けん じ ぜ んとうろく ・障害者、発達障害者又はその介護人を主な構成員とする団体（県に事前登録が ひつよう 必要です） ➡ わりび わりび 5割引き～10割引き しんたいしょうがいしゃでちよう しゅ りょういくでちようまた せいしんしょうがいしゃほ けん ふくしてちよう きゆう しよじしや 身体障害者手帳（1種）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者の かくかいごにん 各介護人 ➡ しょうがいしゃひ とり いちめい しょうりょうむりよう 障害者一人につき一名 使用料無料
と あ お問い合わせ	たいしょうし せ っ けんちょうしょうがい ふ く し か けいかくちようせいはん 対象施設、県庁障害福祉課 計画調整班



おんせい い が い ほうほう ばん
■ 音声以外の方法による 110番

けいさつ ちょうかく げんごきのう しょうがい かた おんせい ばんつうほう こんなん かたせんよう ばん うんよう
警察では、聴覚や言語機能に障害のある方や音声による 110番通報が困難な方専用の 110番を運用し
ています。 ※「聴覚や言語機能に障害のある方や音声による 110番通報が困難な方」以外の使用はご
えんりよ
遠慮ください。

ばん 110番アプリシステム 	ほうほう とうろくとう アプリのダウンロード方法や登録等については、ホームページをご覧ください。 わかやまけんけいさつ ばん けんさく 和歌山県警察 110番アプリシステム 検索
ばん メール 110番	せんよう 【専用メールアドレス】 police@110wakayama.jp じけん じ こ ないよう ほんぶん きさい そうしん 事件・事故の内容を本文に記載し、送信してください。 せんよう じゆしん せってい 専用メールアドレスからのメールを受信できるよう設定してください。
ばん FAX110番	せんよう ばんごう 【専用FAX番号】 073-428-0110
つうほうないよう 【通報内容】 ① 何がありましたか？（事件なのか、事故なのか。何があったのか） なに じけん じ こ なに ② どこでありましたか？（その場所はどこか、目印になる建物や住所） ばしよ めじるし たてもの じゅうしょ ③ いつのころですか？（今なのか少し前なのか、発生時間） いま すこ まえ はっせいじかん ④ 犯人はどうしましたか？（性別は？服装は？何歳ぐらい？人相は？どちらへ逃げたかなど） はんんにん せいべつ ふくそう なんさい にんそう に ⑤ 今、どうなっていますか？（ケガの程度や被害の様子） いま ていど ひがい ようす ⑥ あなたのお名前・ご住所（あなたの名前・住所） なまえ じゅうしょ なまえ じゅうしょ	
と あ お問い合わせ	けいさつほんぶちいきしどうかつうしんしれいしつ 警察本部地域指導課通信指令室



■ 駐車禁止の除外

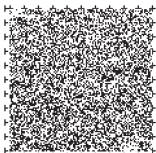
せいど がいよう 制度の概要	げん たいしょうしゃ しょう しやりょう ふきん てきとう ちゅうしゃじょう え 現に対象者が使用している車両で、付近に適当な駐車場がないなどやむを得ない ばあい こうあんいいんかい はっこう ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひょうしょう けいしゆつ 場合は、公安委員会が発行した「駐車禁止除外指定車標章」を掲出していれば、 ちゅうしゃ ほんせいど ゆうこう こうあんいいんかい どうろひょうしき 駐車することができます。なお、本制度が有効となるのは、公安委員会が道路標識 とう ちゅうしゃきんし してい ばしよ 等で駐車禁止を指定した場所となります。 たいしょうしゃいがい え じじょう ちゅうしゃ え ばあい ばしよ 対象者以外でも、やむを得ない事情により駐車せざるを得ない場合は、その場所を かんかつ けいさつしやちよう ちゅうしゃきよか せいど 管轄する警察署長の駐車許可制度があります。
たいしょうしゃ 対象者	ほ こうこんなん かたとう しんたいしょうがいしやてちよう こうふ う ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃ ・歩行困難な方等で身体障害者手帳の交付を受け、かつ、駐車禁止除外指定車 ひょうしょうこうふきじゆん か きさんしやう がいとう かた 標章交付基準(下記参照)に該当する方 りよういくてちよう しよじしや ・療育手帳A1、A2所持者 せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちよう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 しょうにまんせいとくていしつぺいいりようじゆきゆうしやしやう こうふ う しきそせいかんびしやう かた ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けており、色素性乾皮症である方
とあ お問い合わせ	けいさつしよ 警察署

ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひょうしょうしんたいしょうがいしやきじゆんひよう

● 駐車禁止除外指定車標章身体障害者基準表

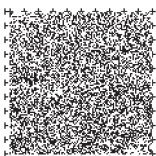
しょうがい しゅべつ 障害の種別		しょうがい ていど 障害の程度
		しんたいしょうがいしやてちよう どうきゆう 身体障害者手帳の等級
しかくしょうがい 視覚障害		きゆう きゆう かくきゆうおよ きゆう 1級から3級までの各級及び4級の1
ちようかくしょうがい 聴覚障害		きゆうおよ きゆう 2級及び3級
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害		きゆう 3級
したいふじゆう 肢体不自由	じょうしょうがい 上肢障害	きゆう きゆう およ きゆう 1級、2級の1及び2級の2
	か ししょうがい 下肢障害	きゆう きゆう かくきゆう 1級から4級までの各級
	たいかんしょうがい 体幹障害	きゆう きゆう かくきゆう 1級から3級までの各級
	にゅうようきいぜん ひしんこうせい のうびようへん 乳幼児期以前の非進行性の脳病変に うんどうきのうしょうがい よる運動機能障害	じょうしきのう 上肢機能 きゆうおよ きゆう いちじょうし うんどうきのうしょうがい 1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害 がある場合を除く) ばあいのぞ
きのうしょうがい 機能障害	しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害	きゆうおよ きゆう 1級及び3級
	ぞうきのうしょうがい じん臓機能障害	
	こきゆうききのうしょうがい 呼吸器機能障害	
	しやうちょうきのうしょうがい 小腸機能障害	
	また ちよくちよう きのうしょうがい ぼうこう又は直腸の機能障害	
	めんえきふぜん めんえききのうしょうがい ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 かんぞうきのうしょうがい 肝臓機能障害	きゆう きゆう かくきゆう 1級から3級までの各級

ただし、身体障害者手帳に同一区分の障害(肢体不自由、機能障害については同一部位の障害を指す。)が2つ以上記載されている方は、上表の基準を満たしてなくても、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。



●和歌山県障害者等用駐車区画利用証交付対象者基準表

く ぶ ん 区分				こ う ふ よ う け ん 交付要件	ひ つ よ う し ょ う い と う 必要書類等	ゆ う こ う き か ん 有効期間
し ゐ ん たい し ょ う がい し や 身体障害者	し か く し ょ う がい 視覚障害			き ゆ う い じ ょ う 4級以上	し ゐ ん たい し ょ う がい し や て ち ょ う 身体障害者手帳	ね ん 5年
	ち ょ う か く し ょ う がい 聴覚障害			き ゆ う い じ ょ う 3級以上		
	へ い こ う き の う し ょ う がい 平衡機能障害			き ゆ う い じ ょ う 5級以上		
	し た い ふ じ ゆ う 肢体不自由	じ ょ う し 上肢		き ゆ う い じ ょ う 2級以上		
		か し 下肢		き ゆ う い じ ょ う 6級以上		
		たい か ん 体幹		き ゆ う い じ ょ う 5級以上		
		に ゆ う よ う じ き い ぜ ん 乳幼児期以前の 非進行性の のうびょうへん 脳病変による う ん ど う き の う し ょ う がい 運動機能障害	じ ょ う し 上肢 き の う 機能	き ゆ う い じ ょ う 2級以上		
	い ど う 移動 き の う 機能		き ゆ う い じ ょ う 6級以上			
	し ん ぞ う ぞ う こ き ゆ う き 心臓、じん臓、呼吸器、 また ち ょ く ち ょ う し ょ う ち ょ う ぼうこう又は直腸、小腸 き の う し ょ う がい 機能障害			き ゆ う い じ ょ う 4級以上		
	め ん え き ふ ぜ ん め ん え き き の う ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 し ょ う がい 障害			き ゆ う い じ ょ う 4級以上		
か ん ぞ う き の う し ょ う がい 肝臓機能障害			き ゆ う い じ ょ う 4級以上			
ち て き し ょ う がい し や 知的障害者				り ょ う い く て ち ょ う ま た 療育手帳A1、A2又はA	り ょ う い く て ち ょ う 療育手帳	
せ い し ん し ょ う がい し や 精神障害者				せ い し ん し ょ う がい し や ほ け ん ふ く し て ち ょ う き ゆ う 精神障害者保健福祉手帳1級	せ い し ん し ょ う がい し や ほ け ん ふ く し て ち ょ う 精神障害者保健福祉手帳	
な ん び ょ う か ん じ ゃ 難病患者				と く て い し つ か ん い り ょ う じ ゆ き ゆ う し や 特定疾患医療受給者 と く て い り ょ う ひ し て い な ん び ょ う 特定医療費(指定難病) じ ゆ き ゆ う し や 受給者 し ょ う に ま ん せ い と く て い し つ べ い り ょ う 小児慢性特定疾病医療 じ ゆ き ゆ う し や 受給者	と く て い し つ か ん い り ょ う じ ゆ き ゆ う し や し ょ う 特定疾患医療受給者証 と く て い り ょ う ひ し て い な ん び ょ う 特定医療費(指定難病) じ ゆ き ゆ う し や し ょ う 受給者証 し ょ う に ま ん せ い と く て い し つ べ い り ょ う 小児慢性特定疾病医療 じ ゆ き ゆ う し や し ょ う 受給者証	
よ う か い ご こ う れ い し や 要介護高齢者				よ う か い ご じ ょ う た い く ぶ ん よ う か い ご い じ ょ う 要介護状態区分が要介護1以上	か い ご ほ け ん ひ ほ け ん し ゃ し ょ う 介護保険被保険者証	
に ん さ ん ぶ 妊産婦				た ん たい じ ・単胎児 に ん し ん げ つ さ ん ごと げ つ (妊娠7 か月～産後3 か月) た たい じ ・多胎児 に ん し ん げ つ さ ん ごと げ つ (妊娠6 か月～産後18 か月)	ほ し け ん こ う て ち ょ う 母子健康手帳	こ う ふ よ う け ん お な 交付要件と同じ
に ん けが人				と う い ち じ て き い ど う はい り ょ けが等により一時的に移動の配慮 ひ つ よ う も の が必要な者	い し し ん だ ん し ょ い げ ん し ょ う と う 医師 の 診断書・意見書等 お よ ほ ん に ん か く に ん し ょ り い じ ど う し や 及び本人確認書類（自動車 う ん て ん め ん き し ょ う ほ け ん し ょ う と う 運転免許証、保険証等）	く る ま い す つ え と う 車椅子、杖等の し ょ う き か ん ね ん 使用期間(1年 い な い 以内)
た その他				じ ょ う き い がい ほ こ う こ ん な ん し ゃ い し 上記以外の歩行困難者で、医師の し ん だ ん し ょ う と う ち ゅ う し ゃ じ ょ う り よ う はい り ょ 診断書等で駐車場の利用に配慮 ひ つ よ う み と も の が必要と認められる者		ひ つ よ う き か ん 必要な期間 (1年以内)



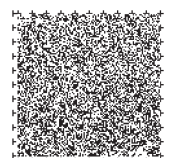


うんどう がいよう 運動の概要	さまざまな障害の特性、障害のある方が困っていることや必要としている配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することによって、障害のある方が暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。和歌山県では、平成28年8月に鳥取県と協定を結び、あいサポート運動に取り組んでいます。
とりくみ ないよう 取組の内容	○あいサポーターの養成 さまざまな障害の特性を理解し、障害のある方が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人が「あいサポーター」です。 あいサポーター養成のための「あいサポーター研修」を、地域や職場等で実施した場合は、県庁障害福祉課へお気軽にお申し込みください。県庁職員が講師として出向き、研修を実施します。 ○あいサポート企業・団体の募集 あいサポート運動の趣旨を理解し、運動の推進に取り組んでいただける「あいサポート企業・団体」を募集しています。
と あ お問い合わせ	けんちようしょうがい ふくし か けいかくちようせいはん けんしんこうきよく ししよ けんこうふくし ぶ 県庁障害福祉課 計画調整班、県振興局(支所)健康福祉部 わかやまけん うんどう けんさく 和歌山県 あいサポート運動 検索



わかやまけんしゅわけんごじょうれい
和歌山県手話言語条例

じょうれい がいよう 条例の概要	わかやまけん しゃ ちゆう げんご しゅわ ふきゆう わかやまけんしゅわけんご 和歌山県では、ろう者(注)の言語である「手話」の普及のため、「和歌山県手話言語 じょうれい せいいてい へいせい ねん がつ にちしこう だれ しゅわ した 条例」を制定しています。(平成29年12月26日施行) 誰もが「手話」に親しみ、ろう しゃ き ひと たが りかい あ きようせいしやかい じつげん 者と聞こえる人がお互いを理解し合う共生社会の実現をめざします。 ちゆう しゃ ちようかくしょうがい ひと しゅわ げんご せいかつ ひと (注:ろう者とは、聴覚障害のある人で、手話を言語として生活をしている人のこと) しゅわ げんご にんしき もと しゅわ ふきゆうおよ しゅうとく きかい かくほ かん 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び習得の機会の確保に関する ひつよう じこう さだ しゃ しゃいがい もの きようせい ちい 必要な事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域 しやかい じつげん もくてき 社会を実現することを目的としています。
かんたん な しゅわ ひょうげん かんたん な 手話表現	おはよう(朝) ごんにちは(昼) こんばんは(夜) ※お辞儀する ありがとう おつかれさま よろしくお願ひします ひょうじょう だいせつ 表情が大切です
と あ お問い合わせ	けんちようしょうがい ふくし か けいかくちようせいはん 県庁障害福祉課 計画調整班

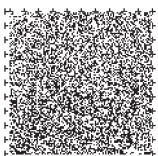


さいがい そな い か かんが
災害への備えとして、以下のようなものが考えられます。

- ◇ ヘルプカードやお薬手帳等、自分の情報を記載したものをいつも持ち歩く。
しょうがい じょうたい ふくやくじょうきょう いりようき かんとう
(障害の状態や服薬状況、かかりつけ医療機関等)
- ◇ 家族とお互いに連絡方法や避難時の移動方法について決めておく。避難場所までの避難経路を日頃から確認しておく。
かぞく たが れんらくほうほう ひなんじ いどうほうほう き ひなんばしょ ひなんけいろ ひごろ
かくにん
- ◇ 家の倒壊に備えて、家具を固定する、高い場所に重いものや割れものを置かない等の、自宅の安全対策を行う。
いえ とうかい そな か ぐ こてい たか ばしょ おも わ お とう じたく あんぜん
たいさく おこな
- ◇ 最低3日分の食料品や生活必需品を備蓄しておく。
さいてい かぶん しょくりょうひん せいかつひつじゅひん びちく
- ◇ 服用している薬や補装具等医療的ケアに必要な物品を可能な範囲で備えておく。
ふくよう くすり ほ そうぐとういりようてき ひつよう ぶつびん かのう はんい そな
- ◇ 市町村の避難行動要支援者名簿へ登録をする。
しちょうそん ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく
(避難行動要支援者名簿とは、災害が発生した際に、自力で避難することが困難な障害のある方などの「避難行動要支援者」に対して、避難等の手助けや安否確認、避難所での配慮が、地域の中で素早く、安全に行われるようにするための名簿です。詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- ◇ 「和歌山県防災ナビ」アプリ、防災わかやまメール配信サービス、防災わかやま X(旧 twitter)等、防災情報を入手する各種ツールの活用。
じょうほう にゅうしゅ かくしゅ かつよう
(上記ツールについては、ホームページを参照ください。)

ぼうさい さいがい そな
防災わかやま 災害に備えて

けんさく
検索



★相談支援（障害者総合支援法第5条第18項）、障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7号）

障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行う事業所です。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害のある方が地域での生活に移行する場合に、住居の確保や外出の際の同行、体験的な宿泊支援などを行います。

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に一時的な滞在による支援などを行います。

計画相談支援及び障害児相談支援は、障害のある方の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

（令和6年4月1日時点 サービス提供中事業所）

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
和歌山市	あしすと	〒640-8423 わかやましまつえなか 和歌山市松江中3-7-10	073-454-7111 FAX073-488-5317	（一社）sun・rise	○	○	○	○
	アンジュール 相談支援事業所	〒641-0022 わかやましわかうらみなみちようめ ばん 和歌山市和歌浦南3丁目1番 17号	073-499-8450 FAX073-499-8451	（株）アンジュール	○			
	いりょうほうじんみやもとびょういん 医療法人宮本病院 ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター 楼	〒641-0054 わかやましおやさんちようめ 和歌山市塩屋三丁目6-2	073-444-2468 FAX073-446-6607	（医）宮本病院	○	○	○	○
	ウィッシュ 居宅介護 支援事業所	〒640-8284 わかやましでぐちほしのちよう ばんち 和歌山市出口端ノ丁2番地1	073-421-3321 FAX073-421-3320	（有）ウィッシュ	○	○		
	うるる 談和室	〒640-8323 わかやましおおだ ちようめ 和歌山市太田1丁目14-11 オオトヨビル5階	080-4367-4286	（特非）peer心理教育 サポートネットワーク	○	○		
	株式会社 彩園	〒640-8303 わかやましなるかみ 和歌山市鳴神870-1	073-475-8088 FAX073-475-8089	（株）彩園	○	○		
	きのくにチャレンジ サポート	〒641-0021 わかやましわかうらひがしいちようめ ばん 和歌山市和歌浦東一丁目4番 10号	073-463-8856 FAX073-463-8856	（一社）きのくに チャレンジステーション	○	○		
	居宅介護支援 プレスト	〒640-8255 わかやましなづちようんちようめ 和歌山市舟津町四丁目 28番地の2	073-488-7220 FAX073-488-7221	（株）サンプレスト	○	○		

圏 域	じぎょうしよめい 事業所名	しよざいち 所在地	TEL FAX	せつちしゆたい 設置主体	計 画 相 談 支 援	障 害 児 相 談 支 援	地 域 移 行	地 域 定 着
和 歌 山 市	ケアサポートえいと	〒640-8323 わかやましおおだ ちょうめ 和歌山市太田4丁目5-13	073-400-2581 FAX073-473-0256	（同）サンオリエント	○	○		
	ケアセンター まんぼう	〒640-8391 わかやましかのう ばん 和歌山市加納145番3	073-497-8275 FAX073-497-8285	（株）南斗	○	○		
	こじか園	〒649-6306 わかやましかみくろだに 和歌山市上黒谷460-2	073-462-2895 FAX073-462-0097	（福）一麦会	○	○		
	じりつ 自立プラン カーム	〒640-8255 わかやましなづちよう ちょうめ 和歌山市舟津町3丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	073-402-6853 FAX073-402-1960	（特非）わかやま ケアマネージャーの会	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 おれんじ orange	〒640-0341 わかやましそうざか 和歌山市相坂534-22	073-479-1222 FAX073-479-1232	（有）ユースフル	○			
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 i d e L & c o . （あいでるとこ）	〒649-6335 わかやましにした 和歌山市西田井318-5	073-463-7482	（一社）i d e L & c o .	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 アイリス	〒640-8331 わかやましみなと ちょうめ 和歌山市美園町2丁目109 グランメール美園Ⅱ601	073-418-4045 FAX073-414-9270	（同）ウィンクルム	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 くろすぶらん	〒640-8286 わかやましみなとごてん ちょうめ 和歌山市湊御殿1丁目4	073-425-8838 FAX073-424-1138	（特非）紀ノ国就労支援 センター	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 こころん	〒640-8452 わかやましうめはら ばんち 和歌山市梅原399番地5	073-419-0330 FAX073-452-7305	（株）蓮花	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 さくら	〒640-8461 わかやましなごころ 和歌山市船所191-1	073-454-0028 FAX073-499-1008	（有）わかやま 和歌山サンククリーン	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 シャローム	〒641-0044 わかやましいまふく ちょうめ ばん ごう 和歌山市今福3丁目5番41号	073-425-2391 FAX073-426-1044	（福）あいとくえん 愛徳園	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 すまーと	〒640-8301 わかやましいわせ 和歌山市岩橋1087-12	090-7885-2810 FAX073-499-7301	（同）サピユイエ	○	○	○	○
	そうだんしえん 相談支援センター ソーラナ	〒641-0002 わかやまししんなかじま 和歌山市新中島132-6	073-498-5883 FAX073-498-8493	（特非）エルシティオ	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所高積	〒649-6264 わかやまししんじょう 和歌山市新庄501-10	073-477-3831 FAX073-477-3831	（同）そうごうふくしたかつみ 総合福祉高積	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ドマーニ	〒641-0004 わかやましわだ ばん 和歌山市和田80番5	073-475-3335 FAX073-475-3334	（福）ほうしゅんかい 芳春会	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ばせり	〒640-8412 わかやましきつねじま 和歌山市狐島388-4 メゾンKITSUNEJIMA101号室	073-480-5151 FAX073-480-5161	（株）ばせり	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所パル	〒640-8124 わかやましおまつちよう ちょうめ ばんち 和歌山市雄松町4丁目3番地-1	073-460-9005 FAX073-460-9005	フラタニテ（非営一社）	○	○	○	○

圏 域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
和歌山 市	相談支援事業所 フレンズ	〒649-6264 わかやましんじょう 和歌山市新庄166-23	073-477-3282 FAX073-494-3270	(特非) おもちゃばこ	○	○		
	相談支援事業所 マウンテンラブ	〒640-0331 わかやましよしはら 和歌山市吉原270	073-479-1133 FAX073-479-9911	(福) やまのこども	○	○		
	相談支援事業所 めぐり	〒640-8412 わかやましきつねじま 和歌山市狐島55-25	090-9985-3427	(同) 三力	○	○		
	相談支援事業所 ヤマックス	〒640-8422 わかやましつえひがし ちょうめ 和歌山市松江東1丁目7-36	073-451-5471 FAX073-414-2943	(有) ヤマックス	○	○	○	○
	相談支援事業所 ゆめいろ	〒640-8323 わかやましおおだ 和歌山市太田683-12	080-2489-9752	(株) 愛夢	○	○		
	相談支援センター リソ	〒640-8461 わかやましふなところ 和歌山市船所25-6 2F	073-499-1363 FAX073-499-1362	(株) ノエル	○	○		
	相談支援菜の華	〒640-8471 わかやましぜんみょうじ 和歌山市善明寺595-1	073-451-6700 FAX073-451-6868	(有) プランニング守山	○	○		
	相談支援リーフ	〒641-0005 わかやましただじり 和歌山市田尻41-5 わだがわ ころしつ ハイツ和田川203号室	073-499-6302 FAX073-499-6303	(株) リーフ	○	○		
	だいに 第二こじか園	〒641-0005 わかやましただじり 和歌山市田尻155-1	073-476-4410 FAX073-476-4415	(福) いちばくかい 一麦会	○	○		
	つわぶき相談支援 事業所	〒640-8324 わかやましふきやちよう 和歌山市吹屋町5-49-3 4F	073-435-0294 FAX073-424-0294	(福) つわぶき会	○	○	○	○
	とくてい しょうがいじ 相談 支援事業所 あんしあなとう	〒640-8422 わかやましつえひがし ちょうめ 和歌山市松江東1丁目7-25	073-454-8900 FAX073-454-1811	(福) かせいふくしかい 河西福祉会	○	○		
	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 自立生活応援 センターわかやま	〒640-8323 わかやましおおだ 和歌山市太田47-7	073-472-6731 FAX073-472-3177	(特非) じりつせいりかつどうえん 自立生活応援 センターわかやま	○	○		
	なないろ	〒640-8483 わかやましそのべ ばんち 和歌山市園部416番地11 こばやし 小林ビル	073-455-0716	(特非) シュアスタート わかやま 和歌山		○		
	ヘルパーステーショ ンあんあん	〒640-8390 わかやましありもと ばんち 和歌山市有本555番地8 ブランドールビル202号	073-422-0005 FAX073-422-0004	(有) あんあん	○	○		
	ヘルパーステーショ ンクローバー	〒641-0001 わかやましくいのせ 和歌山市杭瀬449-2	073-474-0098 FAX073-474-0099	(有) ヘルパー ステーションクローバー	○	○		
	ほすび小倉	〒649-6271 わかやまし みつや 和歌山市満屋127	073-477-7877 FAX073-477-7900	(有) バイオメディカル アキヅキ	○			

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
和歌山市	ほっとケアマネ ステーション	〒641-0012 わかやましきみいでら 和歌山市紀三井寺655-1 コンフォート紀三井寺107	0737-65-0033 050-3588-3948	(有) LOHAS	○	○		
	むぎさとわかやませいかつ 妻の郷和歌山生活 支援センター	〒640-8123 わかやましきみさわちよう ちようめ 和歌山市三沢町2丁目23-3	073-423-2267 FAX073-488-6311	(福) いちばくかい 一麦会	○	○	○	○
	わかやまけんいきしょうがいじしゃ 和歌山圏域障害児者 そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所りん	〒640-8312 わかやましもりおて ぼ 和歌山市森小手穂2-1	073-479-3128 FAX073-479-3130	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
海草圏域	かいそうけんいきしょうがいじしゃ 海草圏域障害児者 そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所らん	〒642-0022 かいなんしおおのなか ばんち 海南市大野中732番地1	073-488-6314 FAX073-488-6306	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ケアサポートつむぎ	〒642-0015 かいなんしあつそ 海南市且来233-8	073-499-5856 FAX073-499-5857	(株) つむぎ 細	○	○		
	さくらんぼ	〒642-0022 かいなんしおおのなか 海南市大野中458-1	073-484-5105 FAX073-484-5015	(医) さくらかい 会	○	○		
	しょうしゃせいかつ 障がい者生活サポー トセンターにじ	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井488-1	073-499-8081 FAX073-499-6397	(福) いちみねかい 一峰会	○		○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ くるみ 相談支援事業所 来未	〒642-0015 かいなんしあつそ 海南市且来46-3	073-499-7073	(一社) くるみ 来未	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ はな 相談支援事業所 hana	〒642-0001 かいなんしふのお 海南市船尾186-17	073-488-1722 FAX073-488-1721	(同) hana	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所	〒640-0441 かいなんしなやま ばんち 海南市七山772番地43	073-407-1342	(株) やまかずふくしかい 福祉会	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター プレス	〒642-0012 かいなんしおかだ 海南市岡田21 2F	073-494-8111 FAX073-494-8177	(株) エム・オー・エヌ	○	○		
	ハニーホーム重根	〒642-0023 かいなんししこね 海南市重根348-2	073-487-3447 FAX073-487-3440	(有) ライフパートナー	○	○	○	○
	りさべと Risapetto	〒642-0001 かいなんしふのお 海南市船尾111-2	070-8987-2526	(一社) しゅうぎかい 集義会	○			
	りょういく あおい 療育センターA O I	〒642-0001 かいなんしふのお ばんち 海南市船尾438番地	073-483-0454 FAX073-483-0474	(福) あおいかい 会	○	○	○	○
	こくほのかみこうせいそうごう 国保野上厚生総合 病院指定相談支援 じぎょうしよ 事業所	〒640-1141 かいそうぐんきみの ちようしやうばた ばんち 海草郡紀美野町小畑198番地	073-489-2178 FAX073-489-5639	こくみんけんこうほけん 国民健康保険 のがみこうせいびやういんあひ 野上厚生病院組合	○	○	○	○

圏 域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児相 談支 援	地域 移行	地域 定着
那 賀 圏	いわでしょうがいじやうだん 岩出障害児者相談・ 支援センター	〒649-6211 いわでしひがきかもと 岩出市東坂本6-1	0736-63-1622 FAX0736-63-1644	(福) きのかわ福祉会	○	○		
	しゃかいふくしほうじんわかやま 社会福祉法人和歌山 つくし会 相談支援 事業所つくしの里	〒649-6215 いわでしながさ 岩出市中迫665	0736-62-4121 FAX0736-62-8185	(福) わかやま 和歌山つくし会	○	○		
	しょうがい (じ) しゃやうだんしえん 障害(児)者相談支援 事業所ライフ ステージサポート センターdoor	〒649-6227 いわでししみず 岩出市清水405-1 いわでだいいちえきまえ 岩出第一駅前ビル2階	0736-67-7448 FAX0736-67-7449	(株) サンプリッジ	○	○	○	○
	やうだんしえんじぎやうしよことぎ 相談支援事業所寿	6496215 いわでしながさ ばんち 岩出市中迫188番地6	0736-67-8888	(同) 医療福祉会	○	○		
	やうだんしえん 相談支援センター NeuvolaLots	〒649-6256 いわでしかないけ 岩出市金池115-1	0736-60-3184 FAX0736-60-3185	(特非) ロッツ	○	○		
	ももさと しょうがいじしややうだん 桃郷障害児者相談 支援センター	〒649-6222 いわでしおかだ 岩出市岡田649-2	0736-67-8891 FAX0736-67-8892	(福) ももさと 桃郷	○	○		
	とくていやうだんしえんじぎやうしよ 特定相談支援事業所 みのん 未夢	〒649-6222 いわでしおかだ 岩出市岡田61 まつみ 松見ビューハイツ101	0736-79-6066 FAX0736-67-7223	(同) まある	○	○		
	しょうがい (じ) しゃやうだん 障害(児)者相談 支援事業所じんべえ	〒649-6414 きかわしうちた ばんち 紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	0736-88-9186 FAX0736-88-9186	(同) ライフサポート じんべえ	○	○		
	すみれやうだんしえん 相談支援事業所	〒649-6122 きかわしもやまちょうもと ばんち 紀の川市桃山町元873番地	0736-67-7570 FAX0736-67-7571	(株) ケアパートナーズ	○	○	○	○
	やうだんしえんじぎやうしよ いつき 相談支援事業所 樹	〒649-6415 きかわしくぼ 紀の川市窪149-4	0736-67-7753 FAX0736-67-7753	(株) 桜桃	○	○		
	やうだんしえんじぎやうしよ 相談支援事業所 PURE皆楽	〒649-6413 きかわしたけがさ 紀の川市竹房314	0736-77-0080 FAX0736-77-0086	(福) 皆楽園	○			
	ホームケアサービス ほのか	〒640-0403 きかわしきがわちやうあまでら 紀の川市貴志川町尼寺186	0736-65-1117 FAX0736-65-1127	(有) ニューステージ	○	○		
	むぎ さと き かわせいかつ 麦の郷紀の川生活 支援センター	〒649-6423 きかわしおさき 紀の川市尾崎79-1	0736-78-2808 FAX0736-78-2807	(福) いちばかい 一麦会	○	○	○	○
	もも 桃の木会相談支援 事業所	〒649-6112 きかわしもやまちょうつかつき 紀の川市桃山町調月1758-18	0736-66-2652 FAX0736-66-2653	(福) もも きかい 桃の木会	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児相 談支 援	地域 移行	地域 定着
伊都 郡圏域	さくら	〒648-0072 はしもとしとうげ ちょうめ 橋本市東家6丁目1-4 グランドビル2F	0736-32-5051 FAX0736-32-5051	それいゆ（同）	○	○		
	つくしんぼ相談 しえんしつ 支援室	〒649-7207 はしもとしこうやぐちようおおの ばんち 橋本市高野口町大野74番地の1	0736-42-0100 FAX0736-43-0200	（ふく）ももさと 桃郷	○	○		
	ふれあい工房相談 しえん 支援センター	〒648-0071 はしもとしお ほん た 橋本市小原田127番	0736-32-7002 FAX0736-32-7002	（ふく）はくほうふくしかい 博芳福祉会	○	○		
	伊都・那賀圏域 しょうがいじしゃそうだしえん 障害児者相談支援 じぎょうじよ 事業所れん	〒649-7205 はしもとしこうやぐちようなぐら 橋本市高野口町名倉1017-1	0736-25-6580 FAX0736-44-3861	（ふく）わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	はしもとしりつ 橋本市立たんぼぼ園	〒648-0091 はしもとしはしらもと ばんち 橋本市柱本66-1	0736-36-3591 FAX0736-36-3591	はしもとし 橋本市	○	○		
	そうだしえん 相談支援センター サニー	〒649-7202 はしもとしこうやぐちようふしはら 橋本市高野口町伏原243-1	0736-43-1546 FAX0736-43-1541	（かぶ）Sunny	○	○		
	しょうがいしゃちいきせいかつ 障がい者地域生活 相談センター	〒648-0074 はしもとしの 橋本市野560-6-2-9202	0736-32-3813 FAX0736-26-7713	（ふく）しゅんけいかい 荀憩会	○	○	○	○
	しょうがいしゃちいきせいかつ 障害者地域生活相談 しえん 支援センター はしもとし リハビリ橋本	〒648-0091 はしもとしはしらもと ばんち 橋本市柱本22番地	0736-37-5800 FAX0736-37-5801	（ふく）ゆたかかい	○	○		
	そうだしえん 相談支援センター テラスワン	〒648-0043 はしもとしか かわ ろ 橋本市学文路136-1	0736-39-0777 FAX0736-39-0771	テラスワン（株）	○			
	そうだしえん 相談支援センター むくのき	〒649-7203 はしもとしこうやぐちような ぐ そ 橋本市高野口町名古曾724	0736-26-7741 FAX0736-43-2415	（ふく）むく き ふくしかい 棕の樹福祉会	○	○		
	そうだしえん 相談支援センター ゆうゆう	〒648-0072 はしもとしとうげ 橋本市東家790-5	0736-20-1554	（とくひ）めぐみ福祉会	○	○		
	そうだしえん 相談支援センター 莉 ～まつり～	〒649-7206 はしもとしこうやぐちようむこうしま 橋本市高野口町向島98-27	0736-20-4325 FAX0736-20-4878	（かぶ）コネクトケア	○	○		
	しょうがいじしゃそうだしえん 障害児・者相談支援 じぎょうじよ 事業所さんじ	〒649-7133 いとぐん ちょうみだに 伊都郡かつらぎ町三谷1620-4	0736-20-2609 FAX0736-20-6677	（同）つかまる	○	○		
有田 圏域	く おうえん 暮らし応援センター シアフル	〒649-7174 いとぐん ちょうさや 伊都郡かつらぎ町佐野847-4	0736-22-3281 FAX0736-23-3811	（とくひ）よつ葉福祉会	○	○	○	○
	さくらんぼ相談 しえんしつ 支援室	〒649-0304 ありだしみのしま 有田市箕島123	0737-22-3306 FAX0737-22-3306	（ふく）おうじゅ 桜樹	○	○		
	そうだしえんじぎょうじよ 相談支援事業所 あくあ AOAQUA	〒649-0304 ありだしみのしま 有田市箕島22-1	0737-83-5833 FAX0737-83-5838	（有）プライムタイム	○	○		
	そうだしえん 相談支援センター ひまわり	〒649-0306 ありだしはつしまちようはまあざすなはま 有田市初島町浜字砂浜1756-1	0737-83-2298 FAX0737-82-1998	（ふく）ありだ 有田ひまわり福祉会	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児相 談支 援	地域 移行	地域 定着
有田圏域	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 きぼう 希望の橋	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ ばんち 有田郡広川町広323番地1	0737-62-5119 FAX0737-62-5119	(いちしゃ) ビリーフ	○	○		
	ありだぐん 有田川町 しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会 そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	〒643-0853 ありだぐんありだぐわちようすみ ばんち 有田郡有田川町角75番地 1	0737-52-8886 FAX0737-52-4222	(ふく) ありだぐわちよう 有田川町 しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会	○			
	ありたけんいきしょうがいじしや 有田圏域障害児者 そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所ゆい	〒643-0853 ありだぐんありだぐわちようすみ 有田郡有田川町角75-1	0737-52-7702 FAX0737-52-7719	(ふく) わかやまけんふくしきぎょうだん (福) 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ありだちいきせいかつしえん 有田地域生活支援 センターつくし	〒643-0023 ありだぐんありだぐわちようくまい 有田郡有田川町熊井759-1	0737-63-3803 FAX0737-64-1867	(ふく) ありだ ぶんしつかい (福) 有田つくし福祉会	○	○	○	○
	そうだんしえんしつ おひさま相談支援室	〒643-0022 ありだぐんありだぐわちようおおあざおく 有田郡有田川町大字奥 あざめぐ た ばんち 字巡り田104番地1	0737-23-7739 FAX0737-23-7673	(ふく) ひまわり ぶんしつかい (福) ひまわり福祉会	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 あゆむ	〒643-0032 ありだぐんありだぐわちようてんま ばんち 有田郡有田川町天満306番地 ルーチェ・ソラーレⅢ101号	0737-23-7228 FAX0737-23-7238	(かぶ) にっしんげつぽ (株) 日進月歩	○			
	そうだんしえん 相談支援センター まごころランド	〒643-0855 ありだぐんありだぐわちようかみなかしま 有田郡有田川町上中島 ばんち 859番地1	0737-52-6789 FAX0737-53-3008	(ふく) せんしゅうかい (福) 千翔会	○	○	○	○
日高圏域	かいごそうだんしつきらめき 介護相談室煌	〒644-0011 ごぼうしゆかわちようたから 御坊市湯川町財部947-2	0738-22-8322 FAX0738-52-7975	(かぶ) なつめ (株) なつめ	○	○		
	ごぼう ひだかちいきかつどう 御坊・日高地域活動 しえん 支援センター	〒644-0003 ごぼうししま ばんち 御坊市島369番地	0738-32-7788 FAX0738-23-3303	(ふく) たいようふくしつかい (福) 太陽福祉会	○	○	○	○
	ごぼう ひだかちいきしょうがい 御坊・日高地域障害 しゃせいかつしえん 者生活支援センター あおぞら	〒644-0003 ごぼうししま ばんち 御坊市島369番地	0738-32-7051 FAX0738-23-2201	(ふく) たいようふくしつかい (福) 太陽福祉会	○	○	○	○
	ネオグループ御坊	〒644-0012 ごぼうしゆかわちようこまつばら ばん ごと 御坊市湯川町小松原380番10号	06-6532-6667 FAX06-5632-6668	ネオグループ (かぶ) (株)	○		○	○
	ひだかけんいきしょうがいじしや 日高圏域障害児者 そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 ゆめ	〒644-0003 ごぼうししま ばんち 御坊市島369番地	0738-32-7051 FAX0738-23-2201	(ふく) わかやまけんふくしきぎょうだん (福) 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 ラフター	6491221 ひだかぐんひだかちようしが 日高郡日高町志賀513	090-5336-6313 FAX0738-52-5083	(どう) ラフターエンター テインメント	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしょ びーす 相談支援事業所PIECE	〒649-1132 ひだかぐんゆらちようえな ばんち 日高郡由良町衣奈685番地	0738-70-0114 FAX0738-70-0178	(かぶ) ケアサービス笑 (株) ケアサービス笑	○	○		
	ケアサポートかえる	〒649-1528 ひだかぐんいなみちようにしのだ 日高郡印南町西ノ地20-4	080-3389-4204	(どう) タノクラ (同) タノクラ	○	○		
	しゃかいふくしほうじんいなみちよう 社会福祉法人印南町 しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会	〒649-1534 ひだかぐんいなみちよういなみ ばんち 日高郡印南町印南2009番地の1	0738-42-1433 FAX0738-42-1433	(ふく) いなみちよう (福) 印南町 しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会	○	○	○	○

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
西牟婁 圏域	指定障害福祉サービ ス事業所すまいる	〒645-0002 ひだかくん ちょうしほ 日高郡みなべ町芝569-1	0739-72-5643 FAX0739-72-5666	(福) やおき福祉会	○			
	きなんしょうがいしゃいきせいかつ 紀南障害者地域生活 支援センター	〒646-0046 たなべしほんまち 田辺市本町68-15 3F	0739-23-3667 FAX0739-23-3668	(福) やおき福祉会	○	○	○	○
	ケアサポートカタチ	〒646-0058 たなべしめら 田辺市目良37-28	0739-33-7967 FAX0739-33-7968	(株) ZENSHIN	○	○		
	ケアプランセンター つむぐ	〒646-0012 たなべししまだい 田辺市神島台1-13	0739-20-1719 FAX0734-03-6120	(同) connect	○	○		
	ケアプランピクシス	〒646-0033 たなべしんやしきまち ほんち 田辺市新屋敷町56番地の13	0739-22-1888	(株) ヨキダス	○			
	しゃかいふくしほうじんなんき 社会福祉法人南紀 のぞみ会指定特定 相談事業所りんく	〒646-0015 たなべし ちょう 田辺市たきない町7-12	0739-33-7466 FAX0739-33-7713	(福) 南紀のぞみ会	○			
	しょうがいじ しゃそうだんしえん 障害児・者相談支援 センターさくら ホームヘルプ サービス	〒646-0216 たなべししもみず 田辺市下三栖1471-10	0739-26-3473 FAX0739-34-4300	(有) エス・オー・イー	○	○		
	そうだんしつ 相談室ふらっと	〒646-0027 たなべしあさひがおか ほん ぎょう 田辺市朝日ヶ丘22番55号	0739-26-8777 FAX0739-34-5523	(同) トライアングル	○	○		
	たなべ にしむろしょうがいじ 田辺・西牟婁障害児 者支援センター り〜ふ	〒646-0027 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘19-9	0739-25-5161 FAX0739-34-2600	(福) ふたば福祉会	○	○	○	○
	たなべし 田辺市 しゃかいふくしききょうぎかい 社会福祉協議会 たなべききょうぎ 田辺事業所	〒646-0028 たなべしたかおいつちようめ ほん ぎょう 田辺市高雄一丁目23番1号	0739-24-8319 FAX0739-26-2928	(福) 田辺市 社会福祉協議会	○	○	○	○
	ゆ あ せ る ふ yourself	〒646-0217 たなべししろやまだい 田辺市城山台35-4	0739-47-4507 FAX0739-47-4507	(特非) ゆうあい	○		○	○
	あんじゅ	〒649-2521 にしむろぐんしらはまちようおふる 西牟婁郡白浜町大古759-1	0739-52-3678 FAX0739-52-3671	(福) 紀伊の郷	○			
	な はな 菜の花	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかた ほんち 西牟婁郡白浜町堅田1026番地1	0739-34-5231 FAX0739-45-8055	(特非) ころん	○	○		
	もりおん もりおん 森音-MORION- そう だん しえんききょうぎ 相談支援事業所	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかた 西牟婁郡白浜町堅田2578-305	0739-20-1952 FAX0739-20-1956	(同) 希望のかけはし	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター と 翔べ！輝け！ 君と未来！	〒649-2324 にしむろぐんしらはまちようつづらふち ほんち 西牟婁郡白浜町十九瀬222番地	0739-45-2228 FAX050-3385-529	(株) 竹千代	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児相 談支 援	地域 移行	地域 定着
西に 牟婁 圏域	そうだんしつ 相談室ラポール	〒649-2211 にしむろぐんしらほまちょう 西牟婁郡白浜町3331	0739-33-7857 FAX0739-33-7858	(株) きらり福祉会	○	○		
	しらほま 白浜コスモスの郷	〒649-2211 にしむろぐんしらほまちょう 西牟婁郡白浜町2927-219	0739-43-2359 FAX0739-43-2359	(福) 白浜コスモス福祉会	○			
	ケアプランセンター あゆむ	6492106 にしむろぐんかみとんだちょうきなんき だい 西牟婁郡上富田町南紀の台 5-40	0739-20-4520	(同) あゆむ	○			
	サポートセンター りんくる	〒649-2106 にしむろぐんかみとんだちょうきなんき だい 西牟婁郡上富田町南紀の台 74-27	0739-34-2824 FAX0739-34-2817	(特非) ほかせ	○	○		
	じどうはつたつしえん 児童発達支援セン ターふうか	〒649-2102 にしむろぐんかみとんだちょういわた 西牟婁郡上富田町岩田1776-1	0739-47-3866 FAX0739-47-2176	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ピースフル	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちょういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2407-4	0739-48-0297 FAX0739-48-0295	(株) みらい	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 くるむ	〒649-2106 にしむろぐんかみとんだちょうきなんき だい 西牟婁郡上富田町南紀の台 9-38	090-9627-2268	(同) 志成	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター奏	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちょういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 949-4	080-2402-3554 FAX0739-33-9113	てい一えぬ どう TN (同)	○	○		
	どんぐりふくちゃん	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちょういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬1251 ばんち 番地	0739-48-0400 FAX0739-48-0400	(特非) どんぐりはうす	○	○		
	にしむろけんいきしやうがいじしや 西牟婁圏域障害児者 そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所ゆう	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちょうあつそ 西牟婁郡上富田町朝来2302	0739-47-5552 FAX0739-47-5553	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	はなみずき 花水木	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちょうあつそ 西牟婁郡上富田町朝来3777-1	0739-34-3384 FAX0739-34-3374	(福) おおとう 大塔あすなろ会	○			
	いなづみ作業所	〒649-2621 にしむろぐん ちようすさみ 西牟婁郡すさみ町周参見 2338番1	0739-55-2842 FAX0739-33-7169	(福) やおき福祉会	○			
	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 すさみ町 しゃかいふくしきやうぎかい 社会福祉協議会	〒649-2621 にしむろぐん ちようすさみ 西牟婁郡すさみ町周参見4133	0739-55-2431 FAX0739-55-2466	(福) すさみ町 社会福祉協議会	○	○		

圏 域	じぎょうしよめい 事業所名	しよざいち 所在地	TEL FAX	せつちしゆたい 設置主体	計 画 相 談 支 援	障 害 児 相 談 支 援	地 域 移 行	地 域 定 着
東 牟 婁 圏	しやていそうだんしえんじぎょうしよ 指定相談支援事業所 ふらす	〒647-0081 しんぐうししんぐう 新宮市新宮3415-1	0735-22-5374 FAX0735-22-5375	(ふく) くまのみどりかい 熊野緑会	○	○		
	しょうがいじしやそうだん 障害児者相談 センターゆず	〒647-0071 しんぐうしきの ちょうめ ばんち ぐう 新宮市佐野3丁目12番地2号	0735-31-8370 FAX0735-31-8371	(ふく) みくまのふくしかい 美熊野福祉会	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ドレッセ	〒647-0043 しんぐうしみどりがおか ちょうめ ばんち ぐう 新宮市緑ヶ丘1丁目2番地4号 メゾンドイ1階	0735-29-2345 FAX0735-29-2346	(どう) ドレッセ	○	○		
	じどうはったつしえん 児童発達支援 センター通園くら	〒649-5334 ひがしむろぐんなちかつうらちようかつうら 東牟婁郡那智勝浦町勝浦 342	0735-29-7502 FAX0735-29-7503	(ふく) いなほ福祉会	○	○		
	そうだんしつ 相談室ラルゴ	〒649-5332 ひがしむろぐんなちかつうらちようあさひ 東牟婁郡那智勝浦町朝日 に ちょうめ ばんち 二丁目249番地	0735-29-7845 FAX050-3610-3011	(とくひ) ネオ	○		○	○
	ヴィータ	〒649-3513 ひがしむろぐんくしもとちようたかとも 東牟婁郡串本町高富584	0735-67-7373 FAX0735-67-7370	(どう) アドバンス	○	○		
	しょうがいじ しやそうだんしえん 障害児者相談支援 事業所 One Life	〒649-3502 ひがしむろぐんくしもとちようしおのみさき 東牟婁郡串本町潮岬3496-4	0735-62-5868 FAX0735-65-3155	(かぶ) もみじ	○	○		
	ひがしむろけんいきしょうがいじしや 東牟婁圏障害児者 そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所とも	〒649-4112 ひがしむろぐんくしもとちようたはら 東牟婁郡串本町田原700	0735-74-0231 FAX0735-74-0992	(ふく) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○

しょうがい じ しゃ ふく し だんたい いちらん れいわ わん がつ にちげんざい
障害児者福祉団体一覧(令和6年4月1日現在)

だんたいめい 団体名	じむしょしょざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
【当事者団体】		
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 わかやまけんしんたいしょうがいしゃれんめい 和歌山県身体障害者連盟 ※県内15都市に加盟団体があります	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 https://washinren.jp/	TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515
わかやまけんしかくしょうがいしゃふくしきょうかい 和歌山県視覚障害者福祉協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://wakayamashikaku.sakura.ne.jp/	TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515
わかやまけんしんたいしょうがいしゃきょうかい 和歌山県肢体障害者協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://shitai-wakayama.sakura.ne.jp/	TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんちようかくしょうがいしゃきょうかい 和歌山県聴覚障害者協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://www.watynosyokyo.or.jp/	TEL 073-488-5243 FAX 073-488-5233
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きょうかい わかやまけんしぶ 日本オストミー協会和歌山県支部	〒640-8318 わかやましみなみでじま 和歌山市南出島39-8	TEL 073-474-2082 FAX 073-474-2082
ほうじん NPO法人 わかやまけんこうてきしゃだんたい わ こうかい 和歌山県喉摘者団体 和喉会	〒640-0421 き かわしきしがわちようきた 紀の川市貴志川町北94	TEL 0736-64-4159 FAX 0736-64-4159
わかやまけんちゅうとつちよう なんちようしゃきょうかい 和歌山県中途失聴・難聴者協会	〒640-8322 わかやましあきづき 和歌山市秋月139-21 つたお のりお かた 鳶尾 法夫 方 https://www.eonet.ne.jp/~wakanan/	TEL 073-472-8180 FAX 073-472-8180
ぜんこくせきずいそんしょうしゃれんごうかい 全国脊髄損傷者連合会 わかやまけんし ぶ 和歌山県支部	〒649-1443 ひだかくんひだかがわちようわさ 日高郡日高川町和佐1030-90 しょうがいしゃ ない 障害者ピアサポートセンター内	TEL 0738-53-8068 FAX 0738-53-8069
ほうじん わかやまけんじんゆうかい NPO法人 和歌山県腎友会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://www.wajinkai.com/	TEL 073-427-1220 FAX 073-497-5220
【当事者・家族団体】		
ほうじん わかやまけんじへいしょうきょうかい NPO法人 和歌山県自閉症協会	〒646-0013 たなべしみなみしんまん 田辺市南新万13-4 http://asw.yu-yake.com/	TEL 0739-25-1018 FAX 0739-25-3823

だんたいめい 団体名	じむしょしよざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
ほうじん わかやまもう しゃとも かい NPO法人 和歌山盲ろう者友の会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 いっしや わかやまけんちょうかくしやうがいしやきやうかいきづけ (一社)和歌山県聴覚障害者協会気付 ほうじんわかやまもう しゃとも かい こすぎ よしひろ かつ NPO法人和歌山盲ろう者友の会 小杉 純弘 方	TEL 090-1243-3220
こうえきしゃだんほうじんぜんにほんだんしゆれんめい 公益社団法人全日本断酒連盟 ほうじんわかやまけんだんしゆれんこうかい NPO法人和歌山県断酒連合会	〒649-6621 き かわし なて にしの 紀の川市名手西野247 は せ ば やすひと かつ 長谷場 保仁 方 https://danshukai.com/	TEL 0736-75-3966 FAX 0736-75-4414
にほんにぶんせきつししょうきやうかいわかやましぶ 日本二分脊椎症協会和歌山支部	〒640-0422 き かわしきしがわちやうきし お の 紀の川市貴志川町岸小野53-1 もりした よし かつ 森下 芳子 方 https://sba.jpn.com/	TEL 090-6917-2981 (メールアドレス) kanonchan445@gmail.com
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きやうかい わかやまけん し ぶ 日本てんかん協会 和歌山県支部	〒640-8461 わかやましふなところ 和歌山市船所28-1	TEL 073-453-1291 FAX 073-453-1293
かぞく だんたい 【家族団体】		
わかやまけん 和歌山県 しょうがいじ しゃ ふ ぼ かいせんこうかい 障害児者父母の会連合会	〒640-8324 わかやましふきやちやう 和歌山市吹屋町5-49-3 しゃかいふくしほうじん かいな 社会福祉法人つわぶき会内	TEL 073-431-7000 FAX 073-488-6662
わかやまけんせいしんほけんふくし かぞくかいせんこうかい 和歌山県精神保健福祉 家族会連合会	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井521 あすなろ内	TEL 073-487-5560 FAX 073-487-5556
こうじのうきのうしょうがい かぞくかい やわ 高次脳機能障害家族会《和らぎ》	〒640-8392 わかやましなかのしま 和歌山市中之島1794 ワークショップフラット内 https://ameblo.jp/yawaragi2007/	TEL 073-423-5838 FAX 073-423-5838 (メールアドレス) yawaragi2007@gmail.com
こうじのうきのうしょうがい かぞくかい やわ きなん 高次脳機能障害家族会《和らぎ》 紀南	〒646-0005 たなべしあきづちやう 田辺市秋津町1777-13 やました ゆうこ かつ 山下 裕子 方 https://sites.google.com/view/yawaragi-kinan/	TEL 090-8380-2478 (メールアドレス) yawaragi_kinan@yahoo.co.jp
しゃかいふくし ほうじん ぜんこくじゅうしやうしんしんしやうがいじ 社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会 和歌山支部	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちやうかたた 西牟婁郡白浜町堅田2760-84 せいだ しずこ かつ 清陀 静子 方	TEL 0739-45-2776 FAX 0739-45-2776
いりやうてき ひつやう こ 『医療的ケア』を必要とする子どもたちの きょういく せいかつ かんが かい かぞくぶかい 教育と生活を考える会 家族部会 き 紀いけあ	https://instagram.com/ki_ikea	TEL 090-6963-3345 (メールアドレス) kiikea0926wakayama@gmail.com

だんたいめい 団体名	じむしょしよざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
【患者当事者団体】		
わかやまけんなんびょうだんたいれんらくきょうぎかい 和歌山県難病団体連絡協議会	〒640-8471 わかやましぜんみょうじ 和歌山市善明寺602-6 https://solana.biz/wananren/	TEL 073-451-0301 FAX 073-460-1833
【その他団体】		
わかやまけんしゃかいしゅうろう 和歌山県社会就労センター協議会	〒640-8331 わかやましそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町5丁目4-6	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけん 和歌山県セルフセンター	〒640-8331 わかやましそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町5丁目4-6 http://www.w-selp.onamae.jp/philosophy.html	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
わかやまけんきょうどうさぎょうしよれんらくかい 和歌山県共同作業所連絡会 (きょうされんわかやましぶ 和歌山支部)	〒640-8319 わかやましてひら ちょうめ 和歌山市手平6丁目112-1 http://www.wasaren.org/	TEL 073-402-1181 FAX 073-424-5504
わかやまけんちてきしやがいのふくしきょうかい 和歌山県知的障害者福祉協会	〒640-1162 かいなんしあみだに たいよう おかない 海南市上谷777-1 太陽の丘内	TEL 073-487-4352 FAX 073-487-4843
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんしゃかいふくし かい 和歌山県社会福祉士会	〒640-8319 わかやましてひら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://wacsw.com/	TEL 073-499-4529 FAX 073-499-4529
わかやまけんりょうごしせつれんらくきょうぎかい 和歌山県療護施設連絡協議会	〒641-0044 わかやましいまふく ちょうめ 和歌山市今福3丁目5-41 ビンセント療護園	TEL 073-425-2391 FAX 073-426-1044
わかやまけんせいしんほけん ふくし きょうかい 和歌山県精神保健福祉士協会	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井488-1 しゃかいふくしほうじん いちみねかい みない 社会福祉法人 一峰会あすの実内 http://wakayama-psw.com/	TEL 090-1149-0861 FAX 050-6865-4958
わかやまけんせいしんかびょういんきょうかい 和歌山県精神科病院協会	〒640-8319 わかやましてひら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-427-4345 FAX 073-427-4345
わかやまけんせいしんほけん ふくし きょうかい 和歌山県精神保健福祉協会	〒640-8319 わかやましてひら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193

このしおりは、^{しょうがい}障^{かたがた}害^{たい}のある方々に対する^{ふくしせいど}福祉制度^{がいよう}の概要を
まとめたものです。

^{しゃかいさんか}社会参加^{いちじょう}の一助^{りよう}として利用^{さいわ}していただければ幸い^{さいわ}です。

また、この冊子^{さつし}が、関係者^{かんけいしゃ}の皆様^{みなさま}にも広く利用^{ひろ}され、障^{りよう}害^{しょうがいふく}福

祉^しを知るための手引^しき^{てび}となれば幸^{さいわ}い^{さいわ}です。

なお、それぞれの制度^{せいど}の詳^{しょうさい}細^{しょうさい}につきましては関係^{かんけい}の各機^{かくき}関^{かん}
にお問^とい合^あわせください。

掲載^{けいさい}されている施^し策^{さく}の内容^{ないよう}、手^て当^{あて}額^{がく}や自^じ己^こ負^ふ担^{たん}額^{がく}などは、^{れいわ}令^{ねん}和^{ねん}6年^{ねん}(2024年)4
月^{がつ}1日^{いちにち}現^{げん}在^{ざい}の^{ねん}もの^{とちゅう}です。^{へんこう}年^{ねん}の途^と中^{ちゅう}で変^{へん}更^{こう}されることがありますので、詳^{くわ}しいことは
各^{かく}項^{こう}目^{もく}のお問^とい合^あわせま^{かくにん}でご確^{かく}認^{にん}ください。

編^{へん}集^{しゅう}・発^{はつ}行^{こう} 和^{わか}歌^か山^{やま}県^{けん}福^ふ祉^し保^ほ健^{けん}部^ぶ 福^ふ祉^し保^ほ健^{けん}政^{せい}策^{さく}局^{きょく} 障^{しょう}害^{がい}福^ふ祉^し課^か

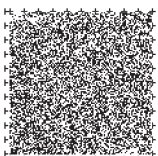
電^{でん}話^わ 073-441-2530(直^{ちよく}通^{つう})

FAX 073-432-5567

ホー^わムペー^かジ

和^{わか}歌^か山^{やま}県^{けん} 障^{しょう}害^{がい}児^い者^{しや}福^ふ祉^しのしおり ^{けんさく}検^{けん}索^{さく}

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html>



地球環境保護のために、植物油インキを
使用しています。